

令和 6 年

第 4 回定例会会議録

令和 6 年 9 月 6 日

）

令和 6 年 9 月 19 日

田 上 町 議 会

目 次

○田上町告示第21号	1
○会期日程	2
○応招議員	4
○町長提出議案一覧表	5

会期第1日〔第1号〕（9月6日（金））

○招集年月日、招集場所	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7
○開 会	8
○日程第 1 会議録署名議員の指名	8
○日程第 2 会期の決定	9
○日程第 3 諸般の報告	9
○日程第 4 報告第 3号 令和5年度田上町一般会計継続費の精算報告に ついて	15
○日程第 5 報告第 4号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算 報告について	15
○日程第 6 報告第 5号 同年度田上町集落排水事業特別会計継続費の精 算報告について	15
○日程第 7 同意第 2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につ いて	16
○日程第 8 議案第33号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に 関する条例の制定について	17
○日程第 9 議案第34号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の一部改正につい て	17
○日程第10 議案第35号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条 例の一部改正について	17

○日程第 1 1	議案第 3 6 号	田上町使用料条例の一部改正について ……………	1 7
○日程第 1 2	議案第 3 7 号	田上町国民健康保険条例の一部改正について ……………	1 7
○日程第 1 3	議案第 3 8 号	令和 6 年度田上町一般会計補正予算（第 2 号） 議定について ……………	1 9
○日程第 1 4	議案第 3 9 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）議定について ……………	1 9
○日程第 1 5	議案第 4 0 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について ……………	1 9
○日程第 1 6	認定第 1 号	令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて ……………	2 1
○日程第 1 7	認定第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について ……………	2 1
○日程第 1 8	認定第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	2 1
○日程第 1 9	認定第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	2 1
○日程第 2 0	認定第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について ……………	2 1
○日程第 2 1	認定第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決 算認定について ……………	2 1
○日程第 2 2	認定第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について ……………	2 1
○日程第 2 3	認定第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について ……………	2 1
○日程第 2 4	一般質問 ……………		2 6
	6 番 小野澤 健 一 君 ……………		2 6
	1 番 吉 原 亜紀子 君 ……………		3 8
	3 番 渡 邊 菜穂美 君 ……………		4 4
	8 番 渡 邊 勝 衛 君 ……………		5 1
	1 4 番 高 橋 秀 昌 君 ……………		6 1
○散 会 ……………			7 1
○議事日程第 1 号 ……………			7 2

会期第4日〔第2号〕（9月9日（月））

○招集年月日、招集場所	7 5
○出席議員	7 5
○欠席議員	7 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	7 5
○本会議に職務のため出席した者の氏名	7 5
○開 議	7 6
○日程第 1 一般質問	7 6
1 1 番 今 井 幸 代 君	7 6
4 番 青 野 秀 幸 君	8 5
1 2 番 椿 一 春 君	9 3
9 番 小 嶋 謙 一 君	1 0 1
2 番 轡 田 禎 君	1 1 1
1 3 番 池 井 豊 君	1 2 3
○散 会	1 3 4
○議事日程第2号	1 3 5

会期第5日〔第3号〕（9月10日（火））

○招集年月日、招集場所	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○欠席議員	1 3 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	1 3 7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	1 3 7
○開 議	1 3 8
○日程第 1 一般質問	1 3 8
1 0 番 中 野 和 美 君	1 3 8
5 番 森 山 晴 理 君	1 4 4
7 番 藤 田 直 一 君	1 5 1
○散 会	1 5 8
○議事日程第3号	1 5 9

会期第14日〔第4号〕（9月19日（木））

○招集年月日、招集場所	1 6 1
○出席議員	1 6 1
○欠席議員	1 6 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	1 6 1
○本会議に職務のため出席した者の氏名	1 6 1
○開 議	1 6 2
○日程第 1 議案第 3 3 号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に 関する条例の制定について	1 6 2
○日程第 2 議案第 3 4 号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の一部改正につい て	1 6 2
○日程第 3 議案第 3 5 号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条 例の一部改正について	1 6 2
○日程第 4 議案第 3 6 号 田上町使用料条例の一部改正について	1 6 2
○日程第 5 議案第 3 7 号 田上町国民健康保険条例の一部改正について	1 6 2
○日程第 6 議案第 3 8 号 令和 6 年度田上町一般会計補正予算（第 2 号） 議定について	1 6 4
○日程第 7 議案第 3 9 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）議定について	1 6 4
○日程第 8 議案第 4 0 号 同年度田上町訪問介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）議定について	1 6 5
○日程第 9 認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	1 6 7
○日程第 1 0 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	1 6 7
○日程第 1 1 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について	1 6 7
○日程第 1 2 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	1 6 7
○日程第 1 3 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について	1 6 7
○日程第 1 4 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決	

	算認定について	1 6 7
○日程第 1 5	認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定について	1 6 7
○日程第 1 6	認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について	1 6 7
○日程第 1 7	請願第 2 号 護摩堂山頂トイレ改善に関する請願について	1 7 2
○日程第 1 8	議員派遣の件について	1 7 9
○日程第 1 9	委員会の閉会中の継続調査について	1 8 0
○閉 会		1 8 1
○議事日程第 4 号		1 8 2

田上町告示第21号

令和6年 第4回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月23日

田 上 町 長 佐 野 恒 雄

1. 期 日 令和6年9月6日
2. 場 所 田上町議会議場

令和6年 第4回 田上町議会（定例会）会期日程			
月 日（曜）	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 6（金）	午前 9：00	本 会 議	・開 会（開議） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・人事案件上程（提案説明・質疑・採決） ・議案上程（提案説明・質疑・委員会付託） ・一般質問 ・散 会
	本会議終了後	委 員 会	広報常任委員会
9. 7（土）			（休 会）
9. 8（日）			（休 会）
9. 9（月）	午前 9：00	本 会 議	・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 10（火）	午前 9：00	本 会 議	・開 議 ・一般質問 ・散 会
9. 11（水）	午前 9：00	委 員 会	総務産経常任委員会（付託案件審査）
9. 12（木）	午前 9：00	委 員 会	社会文教常任委員会（付託案件審査）
9. 13（金）	午前 9：00	委 員 会	決算審査特別委員会（付託案件審査）
9. 14（土）			（休 会）
9. 15（日）			（休 会）
9. 16（月）			（休 会）
9. 17（火）	午前 9：00	委 員 会	決算審査特別委員会（付託案件審査）
9. 18（水）	午前 9：00	委 員 会	決算審査特別委員会（付託案件審査）

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 1 9 (木)	午後 1 : 3 0	本 会 議	・ 開 議 ・ 議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決) ・ 閉 会

応招議員（14名）

1 番	吉	原	亜紀子	君
2 番	轡	田	禎	君
3 番	渡	邊	菜穂美	君
4 番	青	野	秀幸	君
5 番	森	山	晴理	君
6 番	小野	澤	健一	君
7 番	藤	田	直一	君
8 番	渡	邊	勝衛	君
9 番	小	嶋	謙一	君
10 番	中	野	和美	君
11 番	今	井	幸代	君
12 番	椿		一春	君
13 番	池	井	豊	君
14 番	高	橋	秀昌	君

令和6年第4回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議 案 番 号	件 名
報 告 第 3 号	令和5年度田上町一般会計継続費の精算報告について
報 告 第 4 号	同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について
報 告 第 5 号	同年度田上町集落排水事業特別会計継続費の精算報告について
同 意 第 2 号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第33号	田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
議案第34号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第35号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第36号	田上町使用料条例の一部改正について
議案第37号	田上町国民健康保険条例の一部改正について
議案第38号	令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について
議案第39号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
認 定 第 1 号	令和5年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 案 番 号	件 名
認 定 第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認 定 第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

第 1 号

(9 月 6 日)

令和6年田上町議会
第4回定例会会議録
(第1号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和6年9月6日 午前9時

3 出席議員

1 番	吉 原 亜紀子 君	9 番	小 嶋 謙 一 君
2 番	轡 田 禎 君	10 番	中 野 和 美 君
3 番	渡 邊 菜穂美 君	11 番	今 井 幸 代 君
5 番	森 山 晴 理 君	12 番	椿 一 春 君
6 番	小野澤 健 一 君	13 番	池 井 豊 君
7 番	藤 田 直 一 君	14 番	高 橋 秀 昌 君
8 番	渡 邊 勝 衛 君		

4 欠席議員

4 番 青 野 秀 幸 君

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長 佐 野 恒 雄	産業振興課長 農業委員会事務局長	近 藤 拓 哉
副 町 長 鈴 木 和 弘	町民課長 会計管理者	本 間 秀 之
教 育 長 首 藤 和 明	保健福祉課長	棚 橋 康 夫
総 務 課 長 田 中 國 明	教育委員会 事務局 長	時 田 雅 之
政策推進室長 中 野 貴 行	代表監査委員	丸 山 勝 朗
地域整備課長 宮 嶋 敏 明		

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明
書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前 9 時 0 0 分 開 会

議長（藤田直一君） おはようございます。ただいまから令和 6 年第 4 回田上町議会定例会を開会します。

現在の出席議員は13名であります。よって、定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

なお、青野議員より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

佐野町長から招集のご挨拶をお願いします。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。本日、令和 6 年第 4 回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私とも何かとご多忙のところ、ご参集を賜りまして誠にありがとうございました。

今年も例年のように猛暑、酷暑の夏になるのかと心配をしておりましたけれども、そこまでではなく、ほっとしていたところに、お盆過ぎ頃から急に台風の発生が続いて、特に 8 月後半に発生しました台風 10 号につきましては、過去に例のないほど遅い速度で、さらには迷走するなど、特に台風が上陸する前から全国各地で記録的な豪雨により甚大な被害が発生いたしました。亡くなられました方々に対しまして、心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。まだまだこれから台風の接近、上陸を心配する季節を迎えるわけですが、災害がないにこしたことはありませんが、備えにつきましては万全を期してまいります。

さて、今定例会におきましては、報告案件 3 件、人事案件が 1 件、条約の制定及び一部改正が 5 件、令和 6 年度の一般会計等の補正予算が 3 件、令和 5 年度の一般会計及び各特別会計の決算認定については 8 件、合計 20 案件をご提案申し上げます。今議会は決算議会ということで、長期間になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

議長（藤田直一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（藤田直一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって

5番 森 山 晴 理 議員

6番 小野澤 健 一 議員

を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（藤田直一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月19日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤田直一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の5月、6月、7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されています。お手元に写しを配付しましたので、御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、護摩堂山頂トイレ改修に関する請願の1件です。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定によって、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、本日までに受理した要望、陳情は、交通安全対策に係る要望書、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情の2件です。お手元に配付した写しのとおりです。

本定例会には議案説明のため、地方自治法第121条の規定によって、説明員の出席を求めています。

次に、閉会中の所管事務調査について、各委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 皆さん、おはようございます。

では、総務産経常任委員会所管事務調査の報告を行います。令和6年8月8日木曜日午前9時より行いました。お手元の協議題と現地視察を実施をいたしました。

まず、7月に設置が完了した小屋沢桃団地の電気柵を現地視察をいたしました。3エリアに分かれており、その外周距離は1,000メートルで、電気柵は8段、電圧は5,000ボルトでありました。

続いて、協議題であります。鳥獣対策についてと大島頭首工右岸幹線用水路災害復旧工事についての2件でありました。

鳥獣被害についてであります。猿、イノシシ、熊の目撃情報数と対策についての説明がありました。ちなみに、4月から7月末までの猿、イノシシ、熊の目撃情報数は、それぞれ45件、3件、5件でありました。質疑に関しては、猿へのGPS首輪装着による行動範囲の把握、効果的なおりの設置はいつまで行うのかの質疑に対しまして、現在装着のGPS首輪に関しては、内蔵バッテリーの出力低下により位置情報の受信が不能となっている。補助金にて1個確保しており、捕獲次第装着をする。また、実証実験の期限はいつまでとは決めていない。被害防止の実効性を高めるための重要な基礎データとして捉えているとの答弁でありました。

次、イノシシに関して、おおよその個体数の把握はできているのか、具体的な駆除対策はあるのかとの質疑に対しまして、具体的駆除対策はなく、出沒したら対応するといった後手の対応に終始しており、今後は専門家の意見を聞き、おりやわなの設置数を増やす等の効果的な対策を講じていきたいとの答弁でありました。

続きまして、職員のパトロールの実施に伴う通常業務への影響はないのかとの質疑に対して、1回の出沒に関して約半日を費やしている。時間外数もさることながら、体力的にもかなりきついとの答弁でありました。

各地区に協力を求めたらいかがかとの質疑に対して、実施隊を含め検討していきたいとの答弁でありました。

対策には相応の予算措置が必要であり、専門員の配置の検討、補助金の利用、また猟友会の人員不足の課題もあるとの質疑に対して、必要な予算措置は行っていきたい。また、有害鳥獣対策専門員として地域おこし協力隊の募集も検討しているとの答弁でありました。

今回の猿の町内への侵入に関しては、行動範囲が広がっており、具体的には上野、山田地区に至っている。明らかにフェーズが変わっており、人的被害をも想定した新たな対策が必要である。全庁的危機意識はあるのか、GPSによる群れの把握は必須であり、複数個の装置が必要ではないのかとの質疑に対して、町長は把握をしている。GPS首輪は1個25万円程度であり、現在1個は補助金で確保しているが、複数個の装着は検討するとの答弁でありました。

続きまして、大島頭首工右岸幹線用水路災害復旧事業についてであります。1月に発生した能登半島地震により、大島頭首工から田上郷までの間の埋設パイプラインが被災し漏水が発生したものの、応急仮設工事により春の作付への影響はなかった。7月に国に災害復旧申請を行い、承認を受ける。復旧工事を秋以降に予定している。被災場所は加茂地内であるが、被災箇所から先は田上郷の受益しかないので、事業主体から災害復旧に係る費用に対して、関係市町村である田上町へ財政支援を求める要望書が提出された。事業費は7,515万2,000円で、補助金等の控除後の町の持ち出し分は149万5,117円を見込んでいます。

質疑といたしまして、白根郷、加茂郷、田上郷の構成メンバーの中で田上町が単独で財政支援する合理的理由はどこにあるのか。構成メンバーでの案分支援が妥当ではないのか。町民の理解が得られないとの質疑に対して、協定書を精査すると田上町が単独で財政支援する合理的根拠の明示はなく、持分割合での支援が妥当と思われる、再度事業主体に申し入れたいとの答弁でありました。

それと、受益者は何戸あるのかとの質疑に対して、628戸との答弁でありました。

以上、ご報告申し上げます。終わります。

議長（藤田直一君） 委員長の報告が終わりました。小野澤委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 中野和美君登壇）

社会文教常任委員長（中野和美君） では、令和6年7月29日月曜日午前9時より開催されました社会文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

協議題といたしまして、教育委員会はいじめの検証と再発防止について、保健福祉課では老人福祉施設利用料と健診の料金についてです。

教育委員会はいじめの検証と再発防止についてでは、いじめ問題調査委員会調査報告書の受け止めと対策について、全職員で共有しておくべきこと、学校への指導経過、また平成27年3月に作成した田上町いじめ防止基本方針を平成30年に国や県の動向から見直しを行ってきましたが、さらに今年2月の田上町いじめ問題調査委

員会調査報告書での課題や提言を踏まえた見直し（案）が示されました。

議員からは多方面の質疑がありました。1つに、保護者と学校のスムーズなやり取りや関係性を検討すべきではなかったのかという質疑に対しまして、やり取りはしてきたつもりであったが、面談は複数でやっていくことにしたい。子どもたちがSNSを使うときの講習会もあり、親御さんにも案内しているとの答弁がありました。

今後ともいじめの防止及びいじめ見逃しゼロに向け、子どもたちが安心・安全に過ごせる田上町の実現に全力で取り組んでまいりますとの方針が示されました。

次に、保健福祉課では、1つ目に、令和4年より協議されてきました老人福祉施設利用料について、令和7年度から年間2,000円に改定させていただきたい旨の説明がありました。アンケートを実施してきた中で、今回計上した金額となりますが、今後金額を変更することはあるのかという質疑に対し、町は段階的に上げていきたいが、具体的にはまだ決まっていない。まず2,000円にして、物価高騰など様々な状況を見ながら対応したいとのことでした。今後、8月21日の全員協議会で説明、9月議会にて使用料条例の一部改正を上程するとのことでした。

2つ目に、健診の料金については平成17年から変更してこなかった負担金を、69歳以下の個人負担金の統一、70歳以上の負担金の徴収について、近隣市町村との比較を交えながら、料金を見直す理由、改定に向けたスケジュールなどの説明がありました。若年層の受診率向上が課題にあり、所要時間や健診の流れなどが分かりやすくなるような取り組みをお願いしたいとの要望がありました。

以上、社会文教常任委員会所管事務調査報告を終了します。

議長（藤田直一君） 委員長の報告が終わりました。中野委員長、ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長からの所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の報告を求めます。

（9番 小嶋謙一君登壇）

9番（小嶋謙一君） おはようございます。加茂市・田上町消防衛生保育組合議会臨時会が去る7月2日に招集され、上程された2議案の審議結果を資料、これは7月臨時会議案、これを添えて報告します。

第6号議案は、令和6年度加茂市・田上町消防衛生保育組合一般会計補正予算、専決処分の承認についてです。この補正予算は、予算総額に3,268万7,000円を追加するものです。歳出の内容は、令和6年4月1日に清掃センター2号炉の定期修繕

中、1号炉の誘引送風機が故障し、可燃ごみの焼却ができなくなり、緊急対応のため、栃木県の事業者、これは6日間で135トン、上越市クリーンセンター、これは6日間で90トン、三条市、これが46日間で690トンの処理及び各運搬にかかる費用など委託料で3,195万2,000円、焼却灰を運搬する車両の借用にかかる費用66万円などを増額しました。これに充てる財源として繰越金3,268万7,000円を増額して措置し、5月1日付けで専決処分を行っています。この結果、予算の総額は、資料6から7ページのとおり、16億7,347万4,000円になります。審議の過程において主に質疑や討論はなく、第6号議案は原案のとおり承認されました。

続いて、7号議案は契約の締結についてです。これは、救助工作車購入事業において、資料9ページに示した救助工作車Ⅱ型を1億6,324万円で物品購入として契約を締結したいとするものです。本議案に対する質疑や討論はなく、第7号議案は原案のとおり可決されました。

報告は以上です。

議長（藤田直一君） 報告が終わりました。小嶋議員、ご苦労さまでした。

次に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（11番 今井幸代君登壇）

11番（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。それでは、三条地域水道用水供給企業団議会についてご報告申し上げます。

8月2日午後3時半より、第2回定例会が開催をされました。最初、議長選挙がありまして、武石栄二三条市議会議員が議長に選任されました。

今議会に付託されました議案は4点ありまして、議第1号 監査委員の選任では、長橋昇氏が引き続き選任され、議第2号 三条地域水道用水供給企業団水道法施行条例の一部改正についてですが、これは水道法施行令等の一部改正、水道の布設工事の管理監督業務を行う者や水道技術管理者が有しなければならない資格が改められたことや、水道管理に関する講習を行う者の登録に係る所管省庁を変更したことなどに伴いまして、規定の整備を行うために必要な改正を行うものです。

議第3号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、当年度未処分利益剰余金の5億3,051万27円は、減債基金へ3億3,379万2,800円を、資本金に1億9,671万7,227円をそれぞれ組み入れるものでございます。

最後に、認定第1号 令和5年度決算の認定ですが、収益的収支、水道事業収益が12億3,510万9,371円、水道事業費用が8億3,651万1,767円、資本的収支では資本

的収入が16億2,440万円、資本的支出が21億5,033万63円で、資本的収支不足額に關しましては当年度分損益勘定留保資金や減債積立金等で補填をされております。

いずれの議題に関しても質疑はなく、同意、可決、認定をされました。

以上です。

議長（藤田直一君） 報告が終わりました。今井議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 中野和美君登壇）

10番（中野和美君） 新潟県後期高齢者医療広域連合の報告をいたします。

令和6年8月27日午後1時より、自治会館にて開催されました新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告です。

議案第8号 新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてです。起立全員につき阿賀町町長、神田一秋氏が同意されました。

議案第9号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。法律が改正され、令和6年12月2日から施行となることから、本条例において定める被保険者証に関わる罰則規定について整理するものです。

議案第10号 令和5年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。歳入歳出差引額9,496万9,234円は、令和6年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

議案第11号 令和5年新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入歳出差引額26億5,730万9,940円は、令和6年度に繰り越して市町村、国、県負担金の返還により精算します。令和5年度決算につきましては、関連の資料を添付いたしましたので、ご参照ください。

議案第12号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について。補正額2,580万5,000円は、郵便料改定に伴い特別会計予算が不足することから、所要の経費を増額し、特別会計へ繰り出すものです。

議案第13号 令和6年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について。補正額28億9,194万1,000円は、郵便料金改定に伴う一般会計繰入金の増、支払基金拠出金が見込みを上回ったことに伴う増、医療財政調整基金への積立金の増及び各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

全ての議案は、原案のとおり可決、認定されました。

以上、報告を終わります。

議長（藤田直一君） 報告が終わりました。中野議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第3号 令和5年度田上町一般会計継続費の精算報告について

日程第5 報告第4号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について

日程第6 報告第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計継続費の精算報告について

議長（藤田直一君） 日程第4、報告第3号から日程第6、報告第5号の3件の報告を行います。

佐野町長の報告を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました報告事項3件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この報告は、いずれも令和5年度継続費の精算報告についてであり、それぞれの事業が令和5年度で終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書として報告いたすものであります。

はじめに、報告第3号 令和5年度田上町一般会計継続費の精算報告につきまして、総務費のその他事業において、町ホームページのリニューアルを令和4年度から令和5年度の2か年で実施したものであります。

次に、報告第4号 同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告につきましては、下水道事業におきまして令和6年度からの地方公営企業法の適用に向け、公営企業会計移行業務委託を令和3年度から令和5年度の3か年、公営企業会計システム構築業務委託を令和4年度、令和5年度の2か年で実施したものであります。

最後に、報告第5号 同年度田上町集落排水事業特別会計継続費の精算報告につきましては、集落排水事業におきましても下水道事業と同様に令和6年度からの地方公営企業法の適用に向け、公営企業会計移行業務委託を令和3年度から令和5年度の3か年、公営企業会計システム構築業務委託を令和4年度、令和5年度の2か年で実施したものであります。

報告は以上であります。

議長（藤田直一君） 以上で報告が終わりました。

本件は報告事件でありますので、これで終わります。

日程第7 同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（藤田直一君） 日程第7、同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま上程になりました同意第2号 田上町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在その任に当たっておられます田上町大字羽生田乙509番地、坪谷堅氏が本年9月26日をもって任期が満了しますことから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

なお、参考資料として坪谷氏の略歴をお手元に配付いたしておりますが、田上町固定資産評価審査委員会委員を令和4年6月28日から1期2年2か月務めていただいております。任期は令和9年9月26日までの3年間となります。

以上、ご説明申し上げましたが、全員のご賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田直一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。同意第2号は、原案のとおり同意することに

賛成の方、起立願います。

(起立多数)

議長（藤田直一君） 起立多数であります。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

日程第 8 議案第33号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程第 9 議案第34号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第35号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第36号 田上町使用料条例の一部改正について

日程第12 議案第37号 田上町国民健康保険条例の一部改正について

議長（藤田直一君） 日程第8、議案第33号から日程第12、議案第37号の5件を一括議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました5議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第33号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定につきましては、町においても後ればせながらこの10月から導入を予定している新潟県市町村電子申請システムを活用し、国の法令等に基づかない市町村の事務である住民票や納税証明書などの交付申請につきまして、オンラインでも交付受付を開始いたします。それに伴い、従来書面等による手続に加え、オンラインでも手続を行うことができるよう条例を新たに制定するものであります。この条例を制定することにより、町における各種の行政手続に関する条例、規則等をそれぞれ個別に改正することなくオンライン化を可能とし、町民の利便性の向上及び事務の効率化等に寄与できるものと考えております。

次に、議案第34号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、町で実施している老人医療費助成事業において健康保険証の確認をしておりますが、令和6年12月以降は健康保険証とマ

イナンバーカードが一体化され、新たな保険証が発行されなくなることから、今後の事務において町民に対して不利益が生じないように、マイナンバーを利用して健康保険証の確認、照会等をできるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、町が実施しているひとり親家庭等医療費助成事業において、国が定める入院時の食事療養費が引き上げられたことから、自己負担となる入院時生活療養費標準負担額への助成額の一部を見直し、増額とすることに伴う所要の改正を行うものであります。なお、食事療養費の増額理由につきましては、これまで約30年間据え置かれてきたところではありますが、昨今の物価高騰の影響により給食材料費や調理費等が上昇していることから、このたび令和6年6月1日診療分から改定されたところでもあります。

次に、議案第36号 田上町使用料条例の一部改正につきましては、8月21日に開催された全員協議会において協議いただきました老人憩いの家心起園、または老人福祉センターの利用に係る年間使用料の1,000円を2,000円に改正を行うものです。年間使用料につきましては、現在の年間1,000円へ改正を行った平成17年度から約20年間据え置いておりましたが、これまでの間に消費税率の改定や物価上昇などの影響により施設管理費は増大しているところです。改正を検討するに当たり実施した利用者等へのアンケートにおいても、値上げについては一定の理解をいただいておりますことから、このたび改正を行うものであります。なお、当初は令和6年度からの改正予定でしたが、昨今の物価高騰等による町民生活への影響を考慮し、1年間の先送りを行い、令和7年度から改定を行うものであります。

最後に、議案第37号 田上町国民健康保険条例の一部改正につきましては、令和6年12月以降、国民健康保険被保険者証はマイナンバーカードと一体化されることにより廃止されることとなります。それに伴い、国民健康保険法、昭和33年法律192号において、国民健康保険の資格喪失後、被保険者証の返還に応じない場合の罰則が削除される改正が行われたことから、同法の規定を準用する田上町国民健康保険条例においても所定の改正を行うものであります。

以上、5議案につきましてその概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田直一君） 説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています5件については、お手元に配付しています議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第13 議案第38号 令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について

日程第14 議案第39号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について

日程第15 議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（藤田直一君） 日程第13、議案第38号から日程第15、議案第40号の3件を一括議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程になりました3事案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第38号 令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,283万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億845万8,000円といたすものであります。

主な内容といたしまして、歳入では、地方交付税におきましては、地方バス路線運行事業者変更に伴う初期導入費用などの追加。国庫支出金におきましては、マイナンバーカード出張申請実施等によるマイナンバーカード交付事務費補助金の増額、定額減税における調整給付対象者の増加に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額。県支出金におきましては、防犯カメラを設置するための地域の防犯力向上推進事業補助金の追加。繰入金におきましては、令和5年度事業確定に伴う介護保険特別会計からの繰入金の増額。諸収入におきましては、令和5年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う精算金の受入れ、低所得者保険料軽減国庫負担金及び障がい者医療費負担金については、いずれも額の確定に伴う国及び県負担金の追加をお願いするものであります。

一方、歳出では、総務費におきましては、令和6年度税制改正に伴う税システム改修費の増額、令和5年度決算剰余金処分として、財政調整基金への積立金の追加、

防犯カメラ設置工事費の追加、定額減税における調整給付金対象の増加に伴う関係経費の増額、マイナンバーカード出張申請実施に伴う関係経費の増額。民生費におきましては、令和５年度実績に伴う介護保険特別会計繰出金の増額、令和５年度各種事業完了による国、県補助金返還金の追加、衛生費におきましては、令和５年度各種事業完了による国、県補助金返還金の追加、総合保健福祉センター施設修理費の増額。労働費におきましては、７月17日に開催された全員協議会で協議いただきました路線バス事業者の変更に伴う関係経費の増額。農林水産業費におきましては、有害鳥獣捕獲等の備品購入費の増額、商工費におきましては、信用保証協会申請件数の増加見込みによる保証料助成の増額、湯っ多里館で共用している消雪パイプ井戸について修繕が必要となったことに伴う負担金の追加。教育費におきましては、県主導で市町村が共同利用できる校務支援システムを導入することから、当町もこれに参加し、町で整備を行わなければならない箇所について、システム構築を行うための委託料の追加をお願いするものであります。

次に、議案第39号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億8,182万5,000円といたすものであります。

その内容といたしましては、令和５年度の精算に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額をお願いするものであります。

最後に、議案第40号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ2,778万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,278万円といたすものであります。

その内容といたしましては、令和５年度の事業費確定に伴う国及び県への返還金並びに一般会計繰出金の増額などであります。

以上、３議案につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田直一君） 説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています３件につきましては、お手元に配付しています議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

- 日程第 16 認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（藤田直一君） 日程第16、認定第 1 号から日程第23、認定第 8 号までの 8 件を一括議題とします。

提案者、佐野町長の説明を求めます。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） ただいま一括上程となりました 8 議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この 8 議案は、令和 5 年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果の説明書としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

はじめに、認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、令和 5 年度の総括としては、町制50周年という大きな節目の中で、町の将来像である「誰もがずっと住み続けたいまち たがみ」の実現を目指し、第 6 次総合計画に掲げる 6 つの分野目標を一步ずつ着実に推し進めることに加え、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続や電力・ガス・食料品等物価高騰対策のほか、記録的な猛暑による米の品質低下に伴う減収支援を行うなど既存事業の推進のほか、町民の生活を守るため、全力で取り組んでまいりました。その結果、最終的に歳入決算額51億2,629万8,257円、歳出決算額48億8,654万3,260円、歳入歳出差引額 2 億 3,975万4,997円、翌年度へ繰り越すべき財源588万3,000円を差し引いた実質収支は

2億3,387万1,997円の黒字決算、単年度収支1,018万4,080円の黒字となりました。

歳入につきましては、令和4年度に対し1億6,967万9,977円、率にして3.2%の減額となりました。これは、新型コロナウイルス対策事業国庫補助金の減額などによるものであります。自主財源である町税につきましては、固定資産税、たばこ税、入湯税は減額となりましたが、個人、法人町民税及び軽自動車税は増額となり、令和4年度に対し19万2,396円の増額となりました。徴収率につきましては97.5%と令和4年度に対し0.5ポイント下回りました。地方交付税につきましては、普通交付税の包括算定経費の見直しなどにより、令和4年度に対し7,579万8,000円、率にして3.6%の増額となりました。国庫支出金につきましては、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス対策事業国庫補助の減などにより減額となりました。

歳出につきましては、令和4年度に対し1億7,947万5,057円、率にして3.5%の減額となりました。これは、新型コロナウイルス対策事業の減などによるものであります。なお、令和5年度に実施をいたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしまして、総務費では、令和4年度、令和5年度の2か年の継続費で実施いたしました町ホームページのリニューアルや町制50周年記念事業のほか、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担を踏まえ、電力・ガス・食料品等価格高騰支援追加給付金として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付を実施いたしました。その他選挙関連では、新潟県議会議員一般選挙、田上町町議会議員一般選挙を実施いたしました。民生費では、灯油価格高騰支援として、住民税非課税世帯に対して灯油購入費の一部を助成いたしました。衛生費では、弱視の早期発見につながる屈折検査器を購入したほか、子ども医療費助成等では、入院に係る自己負担を無料といたしました。その他、不妊治療では、新たに自己負担の2分の1を補助するとともに、一般不妊治療についても対象とし、拡充を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策及び電力・ガス・食料品等物価高騰対策としては、令和4年度に引き続き国の交付金を活用し、町民の生活を守る取り組みを行ってまいりました。また、感染症の発症、重症化の予防として期待される新型コロナウイルスワクチンの接種について、接種体制の確保を図り、迅速かつ円滑な接種を行ってまいりました。農林水産業費では、園芸用資材の購入に対する補助として園芸生産促進事業補助金の創設や、先ほど申し上げたとおり記録的な猛暑による米の品質低下に伴う減収支援の実施、有害鳥獣対策では電気柵購入補助金の創設などを実施いたしました。商工費では、販路開拓支援事業補助金の創設や湯っ多里館の空調設備の更新及びごまどう温泉浚渫工事などを実施いたしました。土木費では、新規に消

雪パイプリフレッシュ工事に着手したほか、除雪ドーザーの購入を行いました。教育費では、スクールバス6台の入替え、田上小学校体育館網戸設置工事、羽生田小学校体育館屋根改修工事、田上中学校プール建屋改修工事などを行い、環境整備に努めました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額2億8,867万3,158円、歳出決算額2億5,819万2,172円、歳入歳出差引額3,048万986円の黒字決算となり、この差引額については令和6年4月より地方公営企業法が適用されたことに伴い、下水道事業会計へ引き継ぎました。主な事業としては、処理場施設等の老朽化対策を実施するため、ストックマネジメント修繕改築計画に基づき、実施設計業務委託の実施と令和6年度からの地方公営企業法の適用に向けて、公営企業会計移行業務に取り組みました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7,191万7,391円、歳出決算額5,648万1,402円、歳入歳出差引額1,543万5,989円の黒字決算となり、この差引額については令和6年4月より地方公営企業法が適用されたことに伴い、下水道事業会計で引き継ぎました。主な事業としては、施設等の維持管理となっておりますが、令和6年度からの地方公営企業法の適用に向けて、公営企業会計移行業務に取り組みました。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額12億4,243万6,282円、歳出決算額12億2,246万7,035円、歳入歳出差引額1,996万9,247円の黒字決算となりました。年間平均被保険者数は2,429人、国民健康保険税は1億8,021万592円、1人当たりの保険税は7万3,325円。保険給付費につきましては、9億3,028万6,821円、一般被保険者の1人当たり医療費は38万1,509円となりました。人口減少に伴い、被保険者は引き続き減少傾向にある中、1人当たり医療費は増加傾向を示すなど、今後の見通しは厳しい状況ではありましたが、令和5年度末における財政調整基金残高からも安定した国保財政の運営を行うことができました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額1億5,860万1,578円、歳出決算額1億5,749万6,313円、歳入歳出差引額110万5,265円の黒字決算となりました。主なものは、歳入では後期高齢者医療保険料、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。なお、令和5年度の制度改正により保険料の軽減措置基準について見直しが行われ、2割、5割軽減の要件が拡大されました。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4,935万1,859円、歳出決算額4,215万7,238円、歳入歳出差引額719万4,621円の黒字決算となりました。訪問看護の実利用者は134名で、訪問延べ回数は4,776回でありました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額13億9,845万181円、歳出決算額13億5,250万9,213円、歳入歳出差引額4,594万968円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者数は4,234名で、町の人口の39.5%を占めております。また、要支援者を含めた要介護認定者数は758名であり、居宅の介護サービスを利用されている方は426名、地域密着型の介護サービスを利用されている方は29名、施設に入所されている方は174名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務量における年間有収水量では125万4,575立方メートルとなりました。収益的収支の収入は2億3,922万9,277円、支出は2億5,456万5,234円、資本的収支の収入は1,223万2,930円、支出は8,400万9,873円となりました。収益的支出では、配水管及び給水管の修繕や浄水場施設の修繕、点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、配水管の布設替え工事や上横場地区圃場整備事業に伴う配水管移設工事など、維持管理に伴う工事を実施いたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努め、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田直一君） 説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されていますので、御覧願います。

丸山代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（丸山勝朗君） 一言補足説明をさせていただきたいと思います。

具体的には、7月30日の午前、水道事業会計、そして8月19日午前と8月20日の終日にわたりまして、一般会計及び特別会計の決算審査を行いました。具体的には、課長ほかより説明をいただき、必要な質疑を行いながら、今年度の予算執行並びに収支、収入の事務の状況は適正に処理されており、決算は正確であると認めました。

また、各担当課より詳細にわたる多くの資料を事前に提出いただいております。

ので、また初めての決算審査ということもございましたので、会社の空き時間及び自宅において、お盆休みの数日も使いまして、多くの時間で事前に可能な限りの審査をし、決算審査に臨んだことを補足させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（藤田直一君） 監査委員の補足説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています8件については、委員会条例第5条の規定によって、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの8件については、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

この際しばらく休憩します。

午前10時10分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。決算審査特別委員会の委員長に中野和美議員、副委員長に渡邊菜穂美議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました件については、会議規則第46条第1項によって、9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第24 一般質問

議長（藤田直一君） 日程第24、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、6番、小野澤議員の発言を許します。

（6番 小野澤健一君登壇）

6番（小野澤健一君） 議席番号6番、小野澤、一般質問をいたします。

今回1つ目は、本腰を入れた有害鳥獣対策の必要性について。そして2つ目が財政調整基金の合理的水準と財政の機動性についてであります。

まず1番目、本腰を入れた有害鳥獣対策の必要性についてであります。この数年の間に、田上町では猿、熊、イノシシの出没により、町民の生活環境が脅かされています。町長が基幹産業と位置づけている農業にとどまらず、町民の生命、財産にまで影響が及びつつあります。田上小学校に程近い拙宅のある上野地区でも、7月の月末近くに猿の出没が確認され、農業被害が発生しました。被害状況は、生産者の心をくじく悲惨なものでありました。過去に猿の出没がなかった地域であります。具体的には、7月29日に出没し、7月31日の早朝に小猿約10匹を含む1群、約30匹が拙宅隣家の屋根に集結し、拙宅屋根を経由して加茂への帰路に就きました。ちなみに、一昨日にも同じ猿の群れと思われる猿の軍団が出没し、今現在、上野地区で騒ぎとなっております。野生の猿の群れを目の当たりにし、対峙し、追い払いまで行った今回の経験では、野生動物の潜在的攻撃性を備える不気味さ、ふてぶてしさ等を強く感じた次第であります。小屋沢の桃団地への電気柵設置との関係性は分かりませんが、明らかに猿の活動領域が拡大したと言え、新たなフェーズに入ったものと考えられます。これは何を意味しているのか。それは、従来の体制を含む対処方法の限界や人的被害の想定を余儀なくされる事態に入ったことを意味するものであります。まさに町の危機管理能力が強く試される現状にあると言えます。

そこで、質問をいたします。質問1、今回の一連の猿の行動に関して、町はどのように捉えていますか。

2番目、現状の対応策の有効性に対する見解をお聞かせください。

3番目、秋に向けて予算措置をも含めた具体的対応策を講じる予定はありますか。

以上、質問は3点です。猿の出没が山沿いに限られている現状では、猿の通り道以外の地域住民や農業被害に遭っていない住民にとっては、対岸の火事ではなく、他山の石として捉えることが大切であります。町も同様であり、一部の部署のみに

任せることなく、一大事と捉え、全庁を挙げて対策に取り組む必要があります。近年の気候変動は、災害の激甚化を伴い、従来の生態系に大きな変化と悪影響を及ぼし、社会経済活動にとっても最上位のリスクないしは危機管理の項目となっています。懐深く侵入を許してしまった猿、その対策については一刻の猶予もなく、本腰を入れるぎりぎりの時期に来ているものと思われます。

次、2つ目、財政調整基金の合理的水準と財政の機動性についてであります。田上町の財政調整基金の残高は、令和6年度末で約12億円を見込んでいます。これは、令和6年度当初予算額48億円の25%、2020年度の農業産出額約12億円と同額であり、さらには田上町の経済規模、商工ベースの出荷額、販売額等ではありますが、約455億円の2.6%に匹敵する金額であります。財政調整基金とは、景気悪化によって生じる財源不足や災害等の突発的な財政需要の増大等の短期的な財政対応のために活用される財源であります。そのため、そのほとんどが流動性の高い現金や預金で保有されています。その動機には、災害等による財政需要の増大や税収等の変動によって生じる将来の予算制約の緩和やリスク回避志向が影響をしております。予算制約の回避志向やリスク回避志向が過剰に増大して合理的水準を超えた場合、国民経済的視点から見ると、多くの機会損失が生じる可能性があります。全自治体の財政調整基金の残高は7兆5,241億円で、内訳は都道府県が1兆5,592億円、市町村が5兆9,649億円であります。ちなみに、2023年度の実質国内総生産、GDPでありますけれども、558.2兆円の実に1.3%に匹敵する金額であります。多くの資金が消費や投資に向かうことなく、ただ眠っている状態であります。

さて、田上町の財政調整基金の残高は合理的水準に比べてどうなのか。財政調整基金の残高のベンチマークは、標準財政規模の10%と言われていています。田上町の標準財政規模は、令和5年度が約35.6億円ですので、その10%は3.6億円です。ただし、10%以上20%未満の自治体が約4割を占めている状況に鑑みて、20%とすると7.2億円であり、この辺りが合理的水準ではないかと私は思います。

そこで、質問をいたします。1つ目、町は財政調整基金の合理的かつ適正規模を幾らぐらいと考えていますか。

2番目、本来であれば特定目的基金化すべきものを財政調整基金から移し替えて管理運用し、財政調整基金を実質的かつ本来的な姿に戻し、効率的かつ機動的な財政運営をする必要があると思いますが、見解をお伺いをいたします。

質問は以上2点です。日本人は、往々にして貯蓄が好きな国民であり、それは貯蓄性向に現れており、過去20年ほどの平均は0.2であります。標準財政規模を所得

と読み替えれば、財政調整基金残高を標準財政規模の20%程度とすることに一定の合理的根拠を見いだせます。貯蓄はないよりあるほうがよいに決まっていますが、必要以上に多くてよいかは別問題であります。過ぎたるは及ばざるがごとしであります。企業財務においては、必要以上の多額の現預金の保有は、往々にして本来的な資金運用を怠り、資金効率を著しく低下をさせ、ひいては企業収益を悪化させているとの指摘を受け、決して褒められるものではありません。株主やステークホルダーから経営責任を追及されるケースもあります。町の財政に置き換えれば、本来住民福祉の向上に振り向けられるべき資金が財政調整基金の残高として眠っている可能性があるということでもあります。今後の町財政において、予定されている大口の財政需要に対しては、特定目的基金の創設と財政調整基金の本来的運用により、長短の視点を見誤ることなく、機動的かつ持続可能な財政運営を志向する必要があります。さらに、お金に色はついていないと言われており、間違いではありませんが、お金には資金性格というものがあります。運転資金、設備資金、赤字補填資金、在庫積み増し資金、減算資金、これらを資金性格と呼びます。資金性格を誤って運用した場合は、必ずひずみが出て、それが致命傷になることを私は前職でさんざん見てきています。資金繰りの破綻、言い換えれば倒産であります。町財政においてもしかりであり、十分に留意しなければなりません。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、小野澤議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、本腰を入れた有害鳥獣対策の必要性についてであります。1点目の今回の一連の猿の行動に関して町はどのように捉えているかお尋ねですが、まず年々その出没範囲が拡大しており、町としては深刻な状況にあると捉えております。猿が群れとして町に出没するようになったのは平成30年からです。そのときは、川船河から羽生田地区の山沿いを中心に出没し、被害が出ておりました。その後、年を追うごとに出没の範囲を広げ、現在は上野、山田付近まで出没するようになっており、これまでのGPS情報や隣接市などの情報からも、急速にその出没範囲を広げていることが分かっております。一方、町では、猟友会による捕獲、駆除及び職員による追い払いを継続しつつ、電気柵の設置を行いました。しかし、猿の個体数が明らかにこれまでより多くなっていると感じていることから、これまでと同様の対応では被害地域の拡大、人身への被害なども憂慮されるなど、これまでと違った様相を呈していることから、さらなる対策を強化する必要があると感じております。

2点目の現状の対応策の有効性に対する見解についてお尋ねですが、町では猟友会から協力をいただきながら、町民からの通報や出没痕跡などを基に、捕獲や駆除、追い払いなどの対応をしておりますし、町民の方々からもロケット花火等での追い払いを実施していただいております。これまで基本的な考えとしましては、1つ目は被害防除としての追い払い、2つ目は環境整備として電気柵の設置や設置に対する補助金交付及び畑などの残渣の適正な処分の呼びかけ、3つ目は個体群管理として群れや頭数などの管理を主に取り組んできました。しかし、先ほども申し上げたとおり、猿の個体数が明らかにこれまでより多くなっていると感じていることから、さらなる対策を強化する必要があると感じており、具体的には捕獲、駆除を強化し、個体数の減少を図っていく必要があると考えております。そのためにも、これまでの対策の中でもGPS情報による猿の動きの監視による個体群管理、個体数管理が有効であったことから、そちらに力を入れていきたいと考えております。

3点目の秋に向けて予算措置を含めた具体的な対応策につきましては、現在、昨秋に設置した猿のGPS発信器の電池容量が減ったため、それに代わる発信器を購入するための経費を今定例会に提案させていただいております。今後は、複数の個体に設置をし、猿の正確な位置情報を把握し、捕獲、駆除へつなげていきたいと考えております。さらに、他自治体より情報収集した機器等の購入につきましても、猟友会と協議を進めております。また、この秋には昨年度も実施しました猿の生態やその対処方法などについて、町民の方々からも学んでいただくための講習会の開催を予定いたしております。ぜひ町民の皆様方からも理解を深めていただき、追い払いなどにご協力をお願いしたいと考えております。まずは、令和6年度中でできることはしっかりと対応しつつ、令和7年度以降も猟友会の協力の下、県をはじめ関係機関と連携した中で、より実効性のある対策を実施していきたいと考えております。今後は、猿だけでなく、イノシシ、熊など喫緊の対応が必要になってくると想定をしております。当然町としての対応につきましては、必要に応じて全庁挙げて取り組んでいく必要があることは十分認識しております。

次に、財政調整基金の合理的水準と財政の機動性についてであります。1点目の財政調整基金の適正規模につきましては、地方財政法の規定により決算剰余金が生じた場合、その2分の1以上を財政調整基金に積み立てるか、地方債の繰上償還の財源に充てるのが義務づけられており、その結果として現在の財政調整基金残高になっております。財政調整基金は、災害対策やその他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要に対応するためのものでありますが、災害時などにどの程度財

源不足が生じるか、一概に申し上げることはできないものであり、適正規模に関して法令等による基準もありますが、他の自治体では、議員ご指摘のとおり、標準財政規模の10%から20%を指標としているようであります。田上町におきましては、第6次総合計画におきまして当初予算編成並びに補正予算での財源を確保するため、最低限5億円の財政調整基金残高確保を一つの指標としておりますけれども、昨今の物価高騰や賃金の上昇、異常気象などに鑑みますと、当初予算編成時点で財源不足が最大で3億円から4億円不足することもありますので、標準財政規模の10%では不足することもあることから、安定的に財政運営を行うためには、一つのベンチマークとして他の自治体と同様に田上町にありましても標準財政規模の20%程度は確保しておく必要があると考えております。

2点目の効率的かつ機動的な財政運営につきましては、過去におきましても具体的な方向性が示された事業に関しましては、議員ご指摘のとおり、特定目的基金を設立し、計画的に必要な財源を確保し、実施してまいりました。その考え方に変わりはなく、今後具体的に実施の方向性が示された事業については、まちづくり財政計画等を踏まえ、効率的な基金の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

6番（小野澤健一君） では、2回目の質問ということでさせていただきます。

まず、猿に関しては、先ほど申し上げたように、今現在上野にいます。一昨日、私の家の近くに出て、そこからずっと滞在をしている。非常に困ったもので、今までそういう猿が来たことがない地域に来て悪さをしている。これは、住民にとって非常に恐怖であり、そして以前にある議員が言ったように、寄生虫であるとかそういったものが体に付着をしているわけですので、衛生上も決していいものではない。今回質問のポイントとしては、事猿においては行動範囲が広がった。猿被害の脅威が新しい段階、新しいフェーズに入ってきたと、こういうことを申し上げた。その現実をしっかりと認識した上で、従来どおりの対策ではなくて、より有効的な臨機応変な対応が必要ではないのかと、こういうことを申し上げた一般質問であります。具体的には、行間を読んでいただいたようでございますけれども、追い払いではなくて、ギアをもう一段上げた駆除というところにまで入っていかないといけないのではないかと、こういう問題提起を行間に込めたのですが、これは酌み取っていただいたようであります。担当者は、今日も私が出かけるときに、産業振興課のお二人がパトロールで私の家の前を歩いていった。いやあ、ご苦労だねと、夜8時ちょっと過ぎぐらいです。そういった担当者の一生懸命さには非常に感謝を申し

上げるし、敬意を表したいと思います。ただ、事後的で後手に回って、なおかつ小出しな対策というようなことは否めないのです。徹底した予防的な駆除対策というのが必要ではないかというふうに私は思っております。

そして、何よりも憂慮すべきことは、小中学校の全てが猿の行動範囲に入ってしまったということ。今まで田上小学校は入っていなかったのです。この夏前に初めて田上小学校を越えてしまった。これで田上町内にある全て小中学校3校は猿の行動範囲に入ってしまった。これというのは、非常にゆゆしき状況だろうというふうに私は思っております。したがって、もはや田上町というのは猿にじゅうりんをされていると言っても過言ではない状況ではないかなというふうに思っております。

改めて申し上げるまでもなく、我々住民の生命、財産を守るのが行政の第一義の使命であるわけであります。そういったことを考えれば、この猿対策を先ほど申し上げた対岸の火事なんていう捉え方ではなくて、他山の石としてしっかりと捉えて、全庁を挙げて一大事に臨むという、そういう姿勢が私は求められるというふうに思います。一刻の猶予も許されない中、そういった行政の危機意識の度合い、こういったものを確認する質問でもありましたけれども、答弁を見る限り、有効な対策として述べられているのは、GPS首輪の新たな装着、これでしかない。ほか具体的な案があるのかどうか分かりませんけれども、今現に困っているこの状況の中で、いや、これからGPS首輪つけますよ、それって臨機応変な対策、あるいは対応の中で果たして妥当なのかと言われると、妥当性をことごとく欠いている。今困っているのです。今上野地区、あるいは山田地区、これらは困っている地域なのです。それに対して、いや、これから猿に首輪つけます、位置情報確認するのは大事ですからと。だから何なのという話。今いる猿をどうやって追いやって、あるいは駆除するのか。それを踏まえた有効的な対策が臨機応変になされていないから猿も、ああ、どうせ行ったたって、まあまあ食べ物もあるし、いいやなんていって、まさに令和のさるかに合戦だと思うのです。猿と田上町役場との知恵比べです。これで負けましたなんていうわけにいかない。昔、「パンツをはいたサル」なんていう本がありましたけれども、人間というのは猿に比べて人間性が30%ぐらいしかないと、あとは野生の要素があると。だから、パンツをはいた猿ぐらいでしかないのだ、人間はというのがありましたけれども、そうであったら困るのです。

そこで、2回目の質問をさせていただきます。令和6年度でできることはしっかり対応するということで答弁がありました。今ほど言われるように、私は臨機応変に対応した対策が必要だろうというふうに思うのですけれども、これについて、ど

うも読む限り、従来と同じことをやっていくというふうにしか思えないのですが、これについて具体的なものがあればお聞かせをいただきたい。よろしいでしょうか。令和6年度中でできることはしっかりと対応するとありますけれども、具体的には何ですかということであります。

それから、全庁を挙げて取り組んでいく必要があるということで、ご答弁をされました。まさにそのとおりだろうと思うのです。この全庁を挙げて取り組むというのはどういうことなのか、これをひとつお聞かせをいただきたい。これ2番目。

それから、3番目、ほかの自治体より情報収集した機器等の購入につきましても猟友会と協議を進めておりますと、こう書いてあります。進めている器具、この内容、これが分かったらお聞かせをいただきたい。

この3つです。よろしいですね。もう一度言います。1番目、令和6年度中でできることはしっかりと対応する、この具体的なものは何ですか。それから、全庁挙げて取り組むと言っているけれども、全庁挙げて取り組むのはどういうことですか。これ2つ目。3つ目、ほかの自治体より情報収集した機械等の購入、猟友会でも今協議をしていると言いますけれども、具体的にどういったものを協議をしているのか、これ3つ目です。よろしいでしょうか。これが1番目の本腰を入れた有害鳥獣対策の必要についての2回目の質問であります。

続きまして、財政調整基金の合理的水準と財政の機動性についての2回目の質問であります。ここのポイントは、一般質問の中で繰り返し述べておりますけれども、私は財政調整基金を本来の姿に戻すべきだろうと思うのです。財政の運転資金としての性格をしっかりと持たせる。そうしなければ、財政の機動性は著しく損なわれるというふうに思っております。背景には、お金がない、あるいは経常経費化は避けたいと、漠然とした言い方が常套句になってしまっている今の町の財政があります。私に言わせれば、現在の財政基金には運転資金と設備資金が混在し、かつ設備資金については具体的資金計画がないために、ただ漠然と今後の大口財政に鑑みるとお金がないとか、経常経費化を避けたいと言っているだけにすぎず、説得力に欠けるものだろうと思います。財政の行き着く先は、財政調整基金の残高であります。残高が増えるにこしたことはない、これというのは本当だろうか。使うべきものを使わずに、結果として財政調整基金の残高が増える、これをもってよしとは言えない、私はそう思います。計画性のないお金は、言わば死に金であります。一般質問でも申し上げました。お金は使って初めて価値が出るものであります。

そこで、2回目の質問をいたします。現在の財政調整基金残高と町が考える合理

的かつ適正水準との金額の差額、これは12億円引く7.2億円、約5億円です。5億円、これは何を意味をしているものなのか。もっと機動的に使ってよいものではないのかというふうに思います。これについて答弁をいただきたいと思います。もう一度申し上げます。財政調整基金の今年度末の見込みは12億円、それから標準財政規模の20%ぐらいが妥当だということでご回答がありました。その金額が7.2億円。差額の5億円があります。この5億円は何を意味しているのか。もっと機動的に使ってよいのではないのか、これが2回目の質問であります。

以上です。

町長（佐野恒雄君） それでは、2回目の質問にお答えいたしたいと思います。

まずは、本腰を入れた有害鳥獣対策の必要性。今年度の具体策というふうなことで質問がございました。猿の対策、これは当町だけではなくて、猿の出没自治体においては本当に苦慮している問題だというふうに捉えております。昔は、猿だけでなく、イノシシも熊もみんなそうなのでしょうけれども、そのすみ分けはされておったはずなのです。そして、私はよく思うのですけれども、昔は、昔はと言ってもらえない話なのですけれども、今犬がもうペットとして飼われて、それこそ家庭の中で大事に大事に育てている。昔は犬は全部野放しでした。本当に野放しで、その野放しがいい悪いは別として、そういう状況でした。だから、野生鳥獣が民家のほうに出てくるというのは、犬がいてなかなか出てこれなかった、そういう実態があったのだらうと思います。ところが、今やそれこそもう犬はペット化されてしまって、家の中で大事に大事にかわいがられている。そういう状況の中で、猿、イノシシ、熊もそうですけれども、もう人慣れしてしまって、人家慣れしてしまって、どんどん、どんどん出てきてしまったというのが私は今の実態なのではないかと。それこそ昔は犬といっても日本犬がほとんどだったと思います。よく言われる雑種、日本犬の雑種、そういう犬が飼われていて、野放しにされている。それが鳥獣の人家への侵入を阻んでいた、そういうところがあるのだらうと思っています。ところが、先ほど申し上げたようにそういうことがなくなって、どんどん、どんどん民家、人家のほうに出てきて、そのことが今の現状なのだらうと思っています。具体策といいますと、さきの答弁でも申し上げましたが、実際に頭数が増えている、猿。実際これまでやってきたことといえば、出てきたら追い払い、出てきたら追い払い。そうすると、結局加茂市のほうであり、五泉市のほうであり、町のほうでもそうなのだけれども、向こうで追い払われればまた田上に戻ってくる、そういう繰り返しで来ているということ。これでは本当に小野澤議員もおっしゃられたとおり、何の

解決策にもつながらない。そして、頭数自体本当に増えてきている実態もあります。そこで、先ほど1回目の答弁の中でもしているのですが、では具体策としてどうするのだと。結局は追い払いでは駄目なのだと。頭数の駆除をしながら管理していくという形でないと、解決にはつながらないのだろうなというふうに思っています。そういう意味で実態を、頭数の管理であるとか、今どこにどういうふうになっているのかということでGPSの活用ということで出してもらってきました。では、具体的に何をするのだということで、駆除ということになれば当然猟友会ももちろん協力を仰がなくてはならないわけですが、実際に駆除するおりを準備をして、おりで捕獲をして、そして駆除していく、このことしか私は対策はないのだろうと思っています。そういうことで、担当課の方に駆除するためのおり、これを準備しなくてはならないということで指示をいたしてきております。それから、おりを用意して、山里のところにおりを設置しても、それこそかかっているかかかっていないかというのを確認するために、これも大変な体力と労力が要ります。したがって、3回目に何を協議をしているのだというふうな話を言われました。そうした実際におりに猿が入った、イノシシが入った、そうしたときに、センサーでスマートフォンに捕獲できたという知らせが入る、そういう機器があるのだというふうに聞いております。それを実際にやっているところもあるわけですので、そうしたことの対策、実際に猟友会の皆さんが今追い払いをやっている実態においても、その労力と体力って本当に大変なものだろうと私は思っております。そういう意味で、実際に捕獲、入ったときにセンサーでスマートフォンなりにお知らせが届く、そういうふうな機器の導入もこれから考えていかなければならないのだろうなと、こう思っております。結局は今の追い払いだけではなかなか対策になっていかない。実際に駆除をするためのおりの設置、これを本格的に考えていかなければ駄目のかなというふうに思います。

それから、全庁挙げてというお話がございました。これは、当然いろんな大きなそうした問題が出てきたときには、担当課だけで対策をするのではなく、新型コロナウイルスのときもそうでした。なかなか担当課だけでやろうとすると大変な話ですから、これは全庁挙げて、ほかの課にも問題を共有してもらって、そして全庁挙げて対策を練っていかなくてはならないと、そういう意味で全庁挙げてというふうなことでお話をさせてもらいました。

それから、財政調整基金のほうの話になります。財政調整基金、12億円から7億2,000万円引いて5億円を、この差額というのは何を意味するのか、機動的に使っ

ていいのではないかと、こういうふうな話であります。1回目の答弁でも申し上げておりますが、これから大きな財政需要を抱えています。そうしたものに対しての基金の創設、これは当然やらなくてはならないなと、こう思っております。そして、これから将来の需要に対しての基金を除いた5億円はどうするのか。当然これは何かに使うというふうなことにはならないと私は思っています。それこそ5億円というのは、例えば災害が起きたときとか、そうした非常時に備えておくのが財政調整基金ですから、それこそ本来の意味を持った5億円というふうなことになるのだらうと思います。そういう意味で、議員の皆さんからもいろんな提案をいただいて、本当に私はいい提案いっぱいいただいているなと思っております。でも、そうしたいい提案であるのだけれども、なかなか、その5億円を使っていいかということ、そうはならない。財政を預かる立場として、当然そうした災害的な非常時の出費ということも考えた中で蓄えておかななくてはならない、そういう意味での5億円だというふうに思っております。

以上です。

6 番（小野澤健一君） 残念ながら最後の質問になります。

まず、鳥獣対策のほうについては、町長言われたように認識はお持ちだろうと思うのです。町長は、野生の猿、例えば田上に来ている、そういった猿とか目の当たりにしたことってありますか。聞いていただいけのでしょうか。町長の家までは行かないですか。

非常に不気味なのです。今回私、子どもの頃に遊んだゴムパチンコってあるではないですか、こうやって。あれをコメリに行って買ってきました。ビー玉をつけてやって威嚇をすると意外に効果ある。当たらなくても私を狙っているなというのが分かって、それでこの二、三日は猿議員ではないですけども、近所を行ったり来たりして、そんな状況にあるのですけれども、本当に猿に困ったことがないと、猿の困った状況というのは分からない。そして、非常に不気味です。私みたいに体形がでかいと、相手も向かってこないと思うけれども。そうではない女性とか子どもなんていったら、一発にボス猿みたいなのに襲われたら、かなりの重傷というか、致命傷を負うのだと思います。だから、庭に猿がいて、ああなんて、そんなわけにいかない。猿、イノシシ、熊、もうサファリパーク状態、田上町は。ここにキリンと象がいたら動物園ではないかなという、そんな状況になるわけだ。これは笑い話ではないですけども、猿というのはそういう意味では高崎山の猿みたいに餌をやって、にこにこしているような、そんな状況ではないということ。それこそ先ほど

町長が言った全庁挙げてそういう共通認識を持っていただきたい。それから、追い払いではなくて、もう駆除の段階に入っていると、これについても町長言われました。私も同感であります。おりの準備が必要であるということで町長言われた。幾つおりがあればいいのか、それはよく分かりませんが。猟友会に相談後、いち早く買って設置をする。今設置をしても、おりの中にあるものよりもおいしいものが外にあるのです。だから、引っかかりません。だから、おりの中には本当にごちそうをいれていかないと入らないのではないかと、そんなことも聞こえてきました。そういった意味では、捕獲をせざるを得ない。まさかこうやっているのを鉄砲で、なかなか地理的に無理だと思いますので、これはぜひともやっていただきたい。今上野にいるのであれば、上野に設置をしてもらいたいのです。ただ、設置するにはいろんな制約があるやに聞いたことがあるのですけれども、そうかといって指をくわえて見ている、上野、山田は大丈夫だ。では、次今度中店、湯川に行こう、絶対そうなりますよ。今まで山沿いだったものが平地に移ったら、今度は悲惨なことになる。物は食べるわ、平地の畑のほうがおいしいものいっぱいあるわけです。だからそういったものを阻止するためには、一刻の猶予もできないので、臨機応変な対応をしてもらいたい。GPSで首輪をつけますなんて悠長に考えているのではなくて、今現在もう猿がいるわけですから、そこ行って追い払う、あるいは駆除をするという、そういう体制をいち早くつくらなければ、こういったものは町長が全庁挙げてということであればちゃんとした指示を出して、産業振興課のみならず、町民課が行ったっていいわけですし、保健福祉課が行ったっていいわけ。ましてや総務課が行ったっていいわけです。そういった形で対応してもらわないと、何だ、おまえ、任せっ放しでないか、これは否めないことだと思います。これについて、本当にそういった意味でしっかりとおやりになるつもりがあるのかないのか、お聞かせをいただきたい。

それから、財政調整基金、なかなか私の真意、町長も勘違いされているのかどうか分かりませんが、結果としてためようと思ってためたのではなくて、要は余ったから、義務なので、財政調整基金にどんどん、どんどん入れていった。12億円まで膨らんだということです。その中で7.2億円、これが財政調整基金の本来的な水準ではないのかと、こういうことで言われたわけだ。そうした中で、その5億円も、今後災害が起きるかどうかわからないので、使うつもりはありませんという、そういうのではなくて、その災害が起きるかどうかわからないからためておくというものは、20%の適正な規模の中に入っていないのか。あるいは災害というのはど

ういうものを想定をしているのか。先ほど言ったように、あればあるだけいいのではないのです。残高があればあるだけいいのではなくて、必要以上にあった場合は、本来は町民の福祉の向上、福利厚生、そういったものに使わなければいけないお金が現預金として寝ていれば何の価値もないではないか、こういうことを私は申し上げた。だから、財政調整基金は運転資金でしょうと、こういうことを言っている。そういうことを言っている。したがって、町長が先ほど答弁したように、5億円は今後災害が激甚化になるかもしれないので、使うつもりもありません。ということになれば、今は適正な財政規模よりも5億円多いわけです。その説明を私は聞いている。それについての答弁がなされていない、こういうふうに思います。これについても一度聞かせていただきたい。先ほども言ったように、お金があればあるほどいいのではなくて、必要以上に持つ必要はないでしょうと。あるいは災害の中で幾らお金がかかるか分からないといえればそれまで。逆に12億円あっても足りないかもしれない。30億円なければいけないかもしれない。40億円なければいけないかもしれない。けれどもこれって現実的なことではないでしょうという話。ましてや12億円の残高に積み上がった理由というのは、ある意味目的ではなく、目的を持って積み上げたものではなくて、答弁にあるように、決算になったら剰余金が出ました。その2分の1以上を財政調整基金で町債の返還に充てなければ駄目だったから財調に入れました。その結果でしかない。だから、そこには全く意思が働いていない。そんなあぶく銭をずっと持っている必要があるのか。それだったら、町民に還元する施策の中で使ったらどうなのかということを言っているわけです。よろしいでしょうか。

これで最後の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 最初の鳥獣害の関係ですけれども、幸いにしてというか、私の周りにはまだ猿の出没はありません。でも、猿の脅威というのは、そういうのというのは実際に出ていなくても、例えば報道であるとか、テレビであるとか、そういうものを見て十分猿の脅威というのは分かっている、認識はしているつもりです。出没した地区から担当課のほうに電話が来るわけですから、そのたびに、脅威、恐怖を感じてお電話いただくわけですから、当然担当課のほうで飛んでいくのですけれども、大体行くとそこにはもういないというのがこれまでの経過だろうと思います。いずれにしてもそうした猿の脅威、これは本当に真剣に考えていかななくてはなりませんので、先ほど申し上げたとおり、駆除の本格的な形で対策を練っていかなくてはならないのかなということを申し上げておきたいと思います。

そして、全庁挙げて、これ全庁は町と庁舎という、両方あるのですけれども、当然役場のその担当課だけではなくてというふうな意味も含めて、それもそうですし、町として全庁挙げての対策、これも当然考えていかななくてはならないなというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、財政調整基金、どうもそれこそ先ほどから小野澤議員がおっしゃること、私は意味が分からないところもあるのですけれども。基金があればあるほどいいいいとは言わないのだというふうな、そういう話ですけれども、私はあればあるほど、あったらいいと思っています。ただあればいいということではなくて、あればあるほど私はいいと思っています。それは、そういったことを有効活用する、皆さんのそれこそいろいろないい提案に対してもお応えできるわけですから、それはあればあるほど私はいいと思っています。いずれにしても、今それこそ12億円、13億円、14億円あると言いますけれども、実際問題これから大きな財政需要控えているわけですから、それは基金として創設ということを考えてときに、ではその残りはどうするのだと。そんなあぶく銭だなんて私全然思っていない。先ほど小野澤議員はあぶく銭だというふうなお話されましたけれども、決してあぶく銭ではない。それは、災害というのは本当にいつ来るか分からないし、災害の規模なんて、どんな規模になるのか、それは分かりません。それこそ財政調整基金の本来の性格なのだろうと思っていますので、決してあぶく銭だなんていうふうな捉え方はしていませんし、あればあるほど私はいいと思っています。

議長（藤田直一君） 小野澤議員の一般質問を終わります。

次に、1番、吉原議員の発言を許します。

（1番 吉原亜紀子君登壇）

1番（吉原亜紀子君） 議席番号1番、吉原でございます。今回は、公共交通バスにおけるシルバーパス導入について質問させていただきます。

この10月より新潟交通から泉観光バスへ公共交通バスの事業者が変更となります。事業者が変更になった理由は、運転手不足もありますが、乗車率の低さも大きな要因です。さて、このまま何も手を打たない状況では、乗車率の低さが起因となり、便数が減る。便数が減ることで利便性が損なわれ、さらに乗車率が落ち込む。乗車率が落ち込めば、また便数が減るという負のスパイラルに陥る可能性があるだけでなく、場合によっては人が乗らなくても維持するために町の負担が増えるという事態も起こり得るかもしれません。現状、バスは2時間に1本という便数の少なさや、バス停まで行く手間はありますが、ゴマンド号と違って予約が不要であり、

出発時刻や到着時刻が明確な乗り物です。今後、高齢化が進み、免許を返納する人が増える田上町にとっては、気軽に乗れる住民の足として存続かつ拡大していかなければならない乗り物と言えます。

そこで、一定の年齢以上の高齢者を対象として、シルバーパス、敬老パスを導入してはどうでしょうか。新潟市では、平成28年より本格導入したシニア半わりというものがあります。これは、高齢の方のお出かけを支援することで公共交通の利用促進と健康寿命の延伸につなげるため、新潟市にお住まいの65歳以上の方を対象にバス運賃を半額にする事業です。平成24年から社会実験を実施し、その結果や課題を踏まえて、平成28年9月から本格実施しているものです。4回の社会実験結果を見ると、外出の機会が増えたという回答やバス利用の増加も見受けられたそうです。横浜市は、70歳以上が割安で公共交通機関を利用できる敬老特別乗車証（敬老パス）を導入していますが、敬老パスの所持者は外出頻度が高く、介護認定を受ける割合が少ないというデータも出ており、介護予防などにもつながると市の分析結果もあるほどです。高齢化が進む田上町にとって、最低限としてスーパー、ドラッグストア、病院へ行きやすい環境を維持することは、人口流出の抑制にもなります。自家用車があってもなくても住みやすいまちづくりをすることは、執行としての責務ではないでしょうか。シルバーパスを導入することで高齢者に外出を促して健康増進を図ってもらう、また数年ごとの停留所の見直しを含めて、より利便性を上げることこそが乗車率増加の底上げにつながると考えます。財政的に難しいというならば、次に例として記載しましたが、町の財政に合わせた負担額も考慮して導入してはどうでしょうか。

そこで、町長に伺います。1つ目、シルバーパスの導入について、町長の見解を伺います。

次に、不安材料として2時間に1本という運行状況です。この1本を逃すと途方もない時間を待つことになります。過ごしやすい季節ならばまだしも、夏や冬などの季節にスーパーやドラッグストアで買物が終わっても、次のバスが来るまでの時間を遠慮することなく店内の椅子に座って待てる環境が必要です。

そこで、2つ目の質問ですが、店内でのちょっとした休憩スペース設置は、バスの利用者だけでなく、多くの高齢者にとって便利かと思います。缶コーヒーが飲める程度の椅子と机があれば十分だと思います。町長が率先して働きかけてはどうでしょうか。見解を伺います。

ふだん自家用車を運転している人がバスに移行するというのは、決して簡単なこ

とではありません。仮にシルバーパスを導入したとしても、簡単に乗車率が上がることも考えられません。ましてやすぐにシルバーパスが導入されることもないと思います。とはいえ、人が外出してこそ田上町の経済も潤うことにつながります。そこで、田上町の高齢者をメインターゲットとしながらも、多くの住民の方にはたまにはバスを利用してもらう施策も必要です。

そこで、3点目の質問ですが、町として乗車率向上のために今後どのような対策を考えているのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、吉原議員の公共交通バスにおけるシルバーパス導入についてのご質問にお答えいたします。

1点目のシルバーパス導入について、私の見解についてお尋ねですが、また私自身2つの側面があると考えております。1つは、乗客数の維持、増加、もう一つは外出による健康増進を図る福祉的な側面であると捉えております。どちらも重要な項目であることから、今後バス運行事業者の意見も聞きながら、他市町村の事例等も研究していきたいと考えておりますが、運行事業者からはまずは運行体制の移行を優先したいとの意向でありますので、町としましても事業者の意向を尊重し、そちらがスムーズにいくようにしっかりと対応していき、その後に改めて運行事業者と協議を行ってまいります。

2点目の休憩スペースの設置につきましては、確かに議員ご指摘のとおり、休憩スペースの設置ができれば一番いいのですが、スーパーやドラッグストアなど、相手のあることですし、そもそもそのようなスペースが確保できるのかといった問題もありますので、まずはその辺りについて本当に可能かどうかについて調査を行ってみたいと思います。

3点目の乗車率向上のために今後どのような対策を考えているかにつきましては、今現在、運行開始に向けて、運行事業者と一緒に運賃支局や県への手続、運行開始に係る会議等の準備などに注力しているところであり、まだ今後の具体的な対策を協議するところまでは至っておりません。一方で、乗客を伸ばすことに成功している事例などについては、運輸支局をはじめ関係機関を通じて収集をしたいと考えておりますし、町民からも乗車していただくように、今後「きずな」等での情報発信などを行うこととしております。まずは、来年3月までの半年間で運行事業者からは地域に慣れていただいて、新たな提案や町からの要望等について協議を

行い、乗客の増加につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（吉原亜紀子君） それでは、2 回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、前向きに捉えていただいたことに関しては、非常にありがたいなと思っております。私がなぜ今回シルバーパス導入について質問したかといいますと、東京都内に出たときにバスを利用するのですが、当たり前のように高齢者の方がシルバーパスを運転手に見せて乗車しているという姿が非常に多くありまして、それを見てしまいますと、大都市に人口が集まってしまうのはしょうがないのかなと思いつつも、それではいけないなというところもありまして、今回質問をさせていただきました。

今回例として出させていただいたのがあまりにも大都市過ぎたので、私なりに田上町と同じぐらいの人口のところでこういった敬老パス、シルバーパスを導入しているところはないかというのを調べてみたのですけれども、滋賀県で1 町ぐらいで、ほぼ導入しているところが、インターネット社会において見つけれなかったという現状がありまして、それを考えると、恐らく町とか村レベルで敬老パス、シルバーパスを導入しているところがほぼないのではないのかなと思っております。もし田上町で導入できれば非常に画期的ではないかなと思っておりますので、その辺りも含めて前向きにぜひ検討していただきたいなと思っております。

2 つ目の休憩スペースなのですけれども。天候のいいときは別にいいのですが、どうしても夏の暑い時期ですとか冬の寒い時期、なかなか次のバスとか、ゴマンド号を利用されている方もそうだと思うのですけれども、待つ時間、店内で買物が終わって待っているというのはなかなか難しいと思うのです。何も買うものがなくてうろうろしているというのは難しいと思います。そういうときに、遠慮することなく待つスペースがあるというのは非常に重要ではないかなと思っていますし、可能かどうか調査をしていただけるようなのですけれども。私ここからが腕の見せどころだと思っておりまして、ではそこからどうやったら実現できるのかというのをぜひ頑張ってくださいなと思っております。調査しましたけれども、駄目でしたではもったいないなと。そうすると、また利便性が下がってしまいますので、そういったところでは調査していただいて、駄目なところがあるのであればそこを改善したら、実現がどうしたらできるのかというのをぜひとも町長が率先してやっていただきたいなと思っております。

3 点目なのですけれども、人は目的とか利便性がないと乗らないと思うのです。

特に田上町、まだ自家用車に乗られている高齢者の方も非常に多いので、それを考えますと、どこかに行く目的、何かを買う目的というのがないと、2時間に1本のバスの運行ですので、なかなか乗車率が上がらないと思っています。そのためにも、乗る目的みたいなものを定期的につくってあげないと、なかなかバスに乗ることにも慣れてもらえませんし、乗車率も上がらないと思っていますので、その辺り、ましてや今まだ有料ですので、無料となれば、では乗ってみようかという気にもなると思うのですが、有料の状況で、例えば「きずな」等で乗ってくださって言ったところで、なかなか乗らないというところだと思いますので、その辺りも含めて敬老パスというものの導入をぜひ強力に推し進めていただきたいなと思っています。

最後のところなのですが、要望について協議を行っていただけるようなのですが、こういう要望に関してどうやって町の要望を募るのだろうという疑問が毎回ありまして、もちろん乗っている人にアンケートを取るというのはできると思うのですが、これから乗ってみたい人とか乗らざるを得ない人に対して、どう要望を取って、バス会社と協議をして、それを運行時間に落とし込むのかということまできちんと考えていかないと、結局想像上といいますか、人に聞いたからこんな感じになりましたでは、乗車率にも利便性の向上にもつながらないと思っていますので、その辺り要望をどうまとめるか、どう町民からの意見を聞くかというところも含めてしっかり検討していただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 2回目の答弁をさせていただきます。

シルバーパス、乗客数の増加ということを考えれば、一つの政策といいますか、非常にいいものだと思っています。今吉原議員おっしゃられたように、県内ではあまりそういうところはないというふうなことです。その辺はしっかりと今後どういうふうな形でやればいいのか、確かに、今月いっぱいですか、新潟交通が走って、その後、10月から泉観光から代わってもらうわけですが、今の状況を見てもなかなか乗客数というのは、本当に利用されていないというのが今の実態です。そういう意味からして、先ほど1回目の答弁でもしましたけれども、まずはとにかく泉観光、運行する業者から慣れてもらって、そのことがまず一番だなと思っていますので、その後にはしっかりとまた泉観光と協議をしていきたいなと思っています。

そして、吉原議員もおっしゃっておられるように、外出によってお年寄りの方の健康増進、これもまた非常に大きいのだと思います。非常に大事なことというふうに捉えておりますので、そういう意味も含めてシルバーパスということも研究をさせていただきたいなと、こう思っております。

それで、乗客数の増加、1回目の答弁ではさせてもらっていないのですけれども、10月から泉観光から運行してもらうに当たって2つ、この前の公共交通会議の中で報告をさせてもらっているのですけれども、従来、湯川地区までは行っていないのです。そこを今回湯川地区まで延伸をさせてもらったと。これも一つの対策というふうに思っておりますし、それからこれは大事なことだなと思っているのですけれども、停留所です。加茂病院に今まで新潟交通は行っていたのですけれども、玄関口まで行かないで停留所で降りて、距離にすればそれは幾らでもないのかもしれませんが、それはお年寄りの方、それこそバスを利用される方にとっては負担になっていると思うのです。そこは、泉観光の協力を得て、また加茂病院のほうのご理解も得て、玄関口まで入って行って乗ってもらう、そういうことになっておりますので、そこはひとつご理解いただきたいなと思います。

それから、休憩スペースの問題、これは当然相手がある話です。私もそれこそ地元のスーパーとか加茂のにいつフードとかに行きますけれども、なかなかそういうスペースは実際ないというのが現実です。ところが秋葉区のほう行くと、原信とかウオロクに結構そういうスペースがあって、テーブルと椅子が置いてあるのです。そういうことをおっしゃられているのだらうと思うのですけれども、そういうことは本当に確かに大事なことだらうなと思っています。バスを待つ間、時間を潰すというのは、そういう意味ではちょっと休めるところがあるというのは本当に大事なことだらうと思っていますので、そこはもちろん相手のある話ではありますが、その辺も研究していきたいなと、こう思っています。

それから、要望の受け取りがどうなっているか。これ公共交通会議で区長だとか、それから老人会の方とか委員になってもらっていますので、そういう方たちの意見も聞いていますし、公共交通会議としてのアンケート等も取らせてもらっていますので、そういう要望を受け入れながら公共交通会議の中でも協議をさせてもらっておりますので、ご理解ください。

以上です。

- 1 番（吉原亜紀子君）　今回加茂病院のほうまで乗り入れができることになったというのは、利用される高齢の方からすると非常にありがたいことだなと思っております。

結局利便性がないと人は乗りませんし、その辺りも含めて、もちろん泉観光の方が慣れてからというのは当然のことなのですが、運転する側も誰も乗らないバスを運転するというのは、これほど寂しいことはありませんので、それはみんなで知恵を出し合って、乗車率増加につなげていきたいなと思っております。なので、町民が乗りたいと思えるような目的をしっかりと、健康増進のためでもいいですし、お買物のためでもいいですし、乗りたいと思う目的をしっかりと持ったバスの運営というものを目指していただければと思います。特に答弁は不要です。

町長（佐野恒雄君） 吉原議員のおっしゃられている負のスパイラル、それに陥らないように努力していかなくてはならないなと思ってますし、今現実確かに便数も非常に少ないわけですが、そこはまたデマンドタクシーというか、ゴマンド号、そこと併用して利用していただくような取り組みをこれからもしっかりとやっていきたいなと思ってます。

議長（藤田直一君） 吉原議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩とします。

午前 11 時 45 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番、渡邊菜穂美議員の一般質問を許します。

（3 番 渡邊菜穂美君登壇）

3 番（渡邊菜穂美君） 議席番号 3 番、渡邊菜穂美、一般質問をさせていただきます。

私は、2 つ一般質問を今回するのですが、まず 1 つ目、学校活動、災害時に熱中症を対策するための小中学校体育館のエアコン導入についてです。平均気温が上昇し、40 年前と比較すると高温になっているのは体感で実感しているところです。熱中症のリスクも暑さ指数で発表され、熱中症警戒アラートで案内が来るなど、夏は当たり前になりました。空調設備のない夏場の体育館は特に高温になります。体育館は直射日光で建物が温められ、断熱効果も期待できない現状により、室温が高温になる傾向があります。しかも、通気を行っても外気温が高く、熱がこもりやすいため、もともとの高温に拍車がかかったような状態で、サウナの中で運動するようなものです。それは、断熱材の入っている家の中であっても、今の気温では窓を開け、扇風機で風を回しても、冷房をかけずに過ごすのは体にとってもリスクがあることから分かると思います。そのような環境下で授業や部活動などの課外活動を行え

ば、熱中症のリスクは当然高まります。活動の時間を短縮したとしても、それは抜本的な熱中症対策にはなりません。なぜなら、短時間の活動でもその日の体調など予期せぬことで熱中症を発症してしまうことがあるからです。死亡した例も多く報告されています。空調設備のない体育館で運動することは、非常に危険な行為になります。資料1 参照。

また、どこかで毎年地震、温暖化が進み、台風や大雨などの自然災害に見舞われている状況です。災害も増える傾向にあります。地域で災害が発生した場合は、体育館が緊急避難所として指定されています。その場合、体育館に空調設備が整っていないと、大人数が密集する空間は温度や湿度が上昇しやすく、しかも避難してくる人の中には幼児や高齢者といった体力のない人も含まれるため、どうしても熱中症のリスク要因が増大してしまいます。現在、新潟県の体育館の冷房設置状況はとても低い状況です。理由は、下記に挙げられると新聞報道にもありました。国の補助制度を利用するための断熱要件は、資料2を参照してください。

大規模改造事業について調べたところ、確保すべき断熱性能の数値などは示していませんとありました。ということは、断熱の工事を全てしなくてもよいのでしょうか。資料3 参照。

さらに、私が調べた冷暖房設備には以下のような冷暖房器具があり、床から3メートル以下のところを効率的に冷やし、それ以上の部分は冷やさないというもので、業者に問い合わせたところ、1平方メートル、約5万円、バスケットコート2面確保の体育館でおおよそ800平方メートルの場合は、状況確認も必要ですが、約4,000万円とのことでした。

学校施設環境改善交付金は令和7年度までの事業です。温暖化が進む小中学校体育館での熱中症や、災害時に熱中症に見舞われないためのリスク管理として、優先順位として必要な環境整備だと思いますが、町長、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、老人クラブ補助金について。現在、町老連の加入単位クラブの会費は年間1万円です。各単位クラブへの町からの補助金は、一律4万円が支給されています。令和5年度の各単位クラブ補助金実施状況を見させていただきましたが、15クラブ中7クラブが補助金を返還していました。資料5 参照。会員の構成平均年齢などにより活動内容に差があるとは思いますが、30名以上の団体の活動費の平均は約6万3,000円、29名以下の団体の活動費の平均は約2万4,000円でした。

町老連や単位老人クラブは、高齢者学習塾、芸能大会、世代交流スポーツ大会を

開催し、高齢者に必要な教養及び多世代との交流を図り、高齢者の生きがいと健康づくりに寄与することが目的だとあります。補助金4万円をクラブの人数で割ると、仮に10人のクラブは事業実施に1人当たり4,000円が使える、20人ならば2,000円、30人ならば1,333円、40人ならば1,000円、60人ならば666円と、人数の多いクラブほど1人当たりの補助金が少なくなってしまう。先日、町老連の会長も、人数の多い単位クラブと少ない単位クラブの会費が一律1万円というのも見直す必要があるかもしれないと話をされていました。それは、単位クラブの会員数は、令和4年度、令和5年度、令和6年度と全ての単位クラブで会員数が減少しているからです。会員数により集まる原資が少なければ、一律1万円は少ない会員数のところほど負担が大きくなります。補助金の4万円を全額使うならば、3分の1は単位クラブで負担するため、2万円を10人の会員数で割ると1人2,000円の負担が必要になり、そのほかに町老連の会費の1万円の負担で、1人の負担に3,000円が必要になります。反対に60人の会員数ならば、町老連の会費負担は軽いですが、実施したい事業の1人当たりの補助額は666円と少なくなってしまう。新型コロナウイルスの影響もあると思いますが、活発な活動をしていただくためにも、補助金を今までと同じ一律4万円というのは見直す必要があるのではないのでしょうか。会員数に応じて助成をし、使わなければ補助金を返還していただくので、事業実施の多いところは有効活用できるはずです。

そして、高齢になってくると、いつの日か車を手放さなければなりません。そんな方々が所属しているのが老人クラブです。こんな話も耳にしました。交流会館でやっている事業に参加していたけれども、免許を返して通えなくなってしまったと。本来は、そんな方々が集う場所であっていいはずですが、参加したくても参加できない状況があります。そして、地区によってはリスクがあるため、乗せ合うのはやめましょうというところもあるとお聞きしました。老人クラブのよりよい活動のためにも、例えば単位クラブの補助金の〇%までといった形で、ゴマンド号の利用料に使うことも検討すべきではないのでしょうか。今、補助の在り方を見直すときと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校活動、災害時に熱中症を対策するための小中学校体育館のエアコン導入についてであります。1点目の断熱の工事を全てしなくてもよいのではないかとしましては、ご存じのように町立小中学校は築40年近くが経過する建物であ

ることやランニングコストを抑えるためには空調効率を上げる必要があり、仮に設置工事を行うことになった場合は、施設の断熱性について調査、分析を行うことが必要であると考えております。

2点目の補助金が嵩上げされる期限の令和7年度末までに実施するべきではないかにつきましては、令和6年3月定例会の一般質問において、高橋議員より同様の質問を受け、次のように答弁させていただいております。確かにご提案いただいた補助金を活用し整備を行えば、町の単独事業費がかなり抑えられることは明白であります。今現在、小中学校体育館への空調設備の設置について具体的な検討はしておらず、概算事業費やランニングコストなどもつかんでいないのが実情でありますとお答えさせていただきましたことから、令和7年度末までに取り組むことは難しい状況です。しかしながら、地球温暖化による気温の上昇に対応することも必要であることは十分認識はしておりますし、議員ご指摘のとおり、避難所の機能としては必須のものであると考えておりますので、今後調査研究はしっかりとやってまいります。

次に、老人クラブ補助金についてであります。1点目の補助金を今までと同じ一律4万円というのは見直す必要があるのではとお尋ねであります。これまで各単位老人クラブ及び老人クラブ連合会からは、一律4万円についての見直しの要望等はいただいておりますので、全く検討は行っておりません。仮に議員ご提案の会員数に応じて単位老人クラブ当たりの補助額に差をつけることとした場合、当然補助額が増える単位老人クラブがあれば、一方で補助額が減る単位老人クラブも出てきますので、慎重な対応が必要であると感じておりますし、現在の補助金の状況としましては、県の補助要件を上回る金額を町単独で付け足しをして補助金の支出を行っていることから、これ以上の増額は厳しいのが現状であります。

2点目の今補助の在り方を見直すときと考えるがとお尋ねですが、こちらにつきましてもこれまで特に要望等はいただいておりますので、各単位老人クラブとしての共通した要望等なのかどうか確認が取れませんので、今後必要に応じて老人クラブ連合会からも状況を確認したいというふうに考えております。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 渡邊議員のご質問にお答えします。

近年、気温の上昇により、学校体育館の室温が下がりにくい状況であることは十分承知をしております。私自身も、できることであれば児童生徒の学校環境改善の

一つとして小中学校体育館への空調設備の設置を実施したい気持ちは持っております。しかしながら、設置に当たっては、議員がおっしゃるように、大きな事業費を要します。当然ながら教育委員会だけの判断では設置をすることはできず、財政担当課への協議とまちづくり財政計画への計上も必要になりますし、設置後にかかる経費など、それらの試算も行わなければなりません。現段階で実施の可否についてお答えをすることはできませんが、学校運営においては児童生徒の健康管理に十分気をつけながら、町長の答弁でもありましたように、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

3 番（渡邊菜穂美君） まず、1 回目の質問の学校活動、災害時に熱中症を対策するための小中学校体育館のエアコン導入について、2 回目の質問をさせていただきます。

私が資料 4 で提案したものは、体育館の下の部分、3 メートル以下のところを冷やすものになっています。なので、上の空間は温まっていてもしょうがないというものになります。これ一つの提案なので、こういうものもあるというのをご存じでしたかというのを 1 つお聞きしたいと思います。

ここに要は小中学校体育館の空調設備の設置について具体的な検討はしておらずって書いてありますが、それと地球温暖化による気温の上昇に対応することも必要ともありますが、必要と考えるならばいろんなことを検討してきていいはずだったと思うのですが、実際に執行の皆さんは、午後 2 時から夕方まで、そのぐらいの時間帯に体育館で、100 メートルでもいいです。走ったりとか、そういう体感を味わうということはしたことはないですよ。本当に苛酷な環境です。私が 40 年前に高校で運動していたときも、バスケ部の友達は本当に大変な中、運動していました。40 年前です。40 年前でもそのぐらい息苦しい環境でした。それが 40 年たって、今はもっと苛酷になっています。どのぐらい気温の上昇に対する対策として必要なものかというのをもう一度考えていただきたいです。体感をしてもらいたい、ぜひ、できることなら。なので、これは 1 つの私は、こういう設備がありますよ、空調の効率を上げるための対策を、そこまで断熱性の対策をしなくても、3 メートル以下のところを冷やすことができる、それもそこまで高いお金をかけずにいうところ、こういうのもありますというところで提案したつもりです。なので、その辺ももう一度研究をしていただけるということなので、研究してください。

次に、老人クラブの補助金についてですが、ここで私が疑問に思ったのは、私のところには相談が来ています。でも、執行側の皆さんには来ていないと。私は、そ

を考えていただきたいと思います。単位老人クラブの方が相談できない状況になっているのか。私のところには相談が来ているのです、実際。体質に問題があるのか、分らないです、そこは、私にも。でも、実際私のところには相談が来ています。私は、一応提案を、一つの案としてこういうのはどうでしょうというので提案しただけです。ぜひ単位老人クラブの代表の皆さんと協議をして、どういうものだったら使いやすいのか、どういうものを今必要としているのかということを協議していただけたらと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君）　まずは、体育館のエアコン導入ですけれども、今渡邊議員のほうから、実際に体感したことがありますかという話でありますけれども、体感したことは実際にありませんけれども、もうこの昨今のこうした異常気象といいますか、温暖化の中で、体感としてはおりませんが、想像はつく状況であるというふうに認識をしております。

そして、先ほど床から3メートルのところというお話をされていました。渡邊議員がおっしゃっておられるそういう機器と合っているかどうかは分かりませんが、某自治体で移動用のエアコン、空調機器を導入したところがありました。そこに担当課のほうで、実際にその効果はどうなのだろうというふうに聞いたところ、ほとんど効果はないそうです。実際に効果はないというふうなお返事だったというふうに聞いております。なかなか体育館は天井が高いですし、3メートル以下のところだけ冷やすなんていうこと、実際にどういう効果があるのかなというのは、実際に調べてみないと、研究してみないと分からないところではないかと思っています。その必要性、体育館にいる子どもたちの環境整備ということを考えれば、当然そういうものは必要なのだということは十分に認識はしております。ただ、今の財政状況の中で、なかなかハードルが高いなど。そして、40年近くたった今の体育館の中で、ランニングコスト等も踏まえた中で、いろいろと調査研究していかないと駄目かなというところで今考えております。

それから、老人クラブの補助の問題です。渡邊議員のところにはご相談に行っているけれども、私どものところには相談は来ていない。これ来ていようが、来ていまいが、今渡邊議員のほうからそういうことを聞いて、話が合ったわけありますから、当然町老連といいますか、そういうところにこれからお話を聞いた中で協議を進めていかななくてはならないというふうな認識はありますので、ご理解願いたいと思います。

教育長（首藤和明君） 体感したことはありますかというご質問でありましたが、私は体感したことはあります。授業でも行っておりまして、部活動の指導においても体育館で行っておりまして、体感はしております。

その上で、40年前というお話が出ましたけれども、確かに年々暑くなってきていることは事実でありまして、学校のほうでも、授業と部活と分けてお話をさせていただきますが、今の9月の時期であれば、どんな種目を体育館でできるか、あるいは年間を通して実技だけでなく保健の部分もありますので、順番を入れ替えて、この時期に教室で、涼しい場所で授業ができる保健に切り替えるとか、そういった熱中症対策も現場では実際に行っているところでもあります。ただ、放課後の部活動につきましては、その時間帯になりますので、先ほど100メートル走のような激しい運動というようなお話もありましたけれども、練習のメニューを考えて、そんなダッシュを何十本もやるとか、そういうのではなくて、スキルアップとか柔軟性を高めるだとか、そういう内容を考えながら、時期、時期に応じた練習をしているものと、活動しているものと認識をしているところでもあります。

以上です。

3番（渡邊菜穂美君） 老人クラブの補助金については、検討しますと、協議する機会をということ saying いただけたので、安心しました。ぜひ協議していただけたらなと思います。今の状況に合っている補助金の使い方をしてもらえることが一番いいかと思うので、よろしくお願いします。

それから、体育館は、コストの面というのも重々分かってはいるのですが、さっき言っていたスポットクーラーのことかなと思うのですが、スポットクーラーについては私も店をやっていたときに一回導入をしました。けれども、セブンイレブンぐらいの大きさの規模であっても全く駄目でした。なので、全く違うものを提案をしているつもりです。自治体で導入されているところ、体育館で導入されているところもありますので、もし機会があったら確認をしてみてもいいのではないかなと思います、全く違うものになるかと思うので。

それから、気温が上昇して、子どもたちの環境、災害時の避難場所として使っていくことになっている場所にもかかわらず、その環境整備を検討をしてきていなかったということです。具体的な検討はしてこなかったということでここに書いてありますが、今後は大事になってくるかと思うので、さらに大事になってくると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上になります。

町長（佐野恒雄君） 先ほどもお話をさせてもらいましたが、要するにスポット的な空調機器ということなのですけれども、そういうところが実際にあれば、そういうところもまた実際に体験というか、見せてもらうことも必要なのかなというふうに思いますけれども、現実にはやられたところのお話を聞いた限りにおいては、意味がなかったというふうなことです。もしそういうところ、ほかにそういうことをやられている、実際にはそうではなく、本当にスポット的にうまくいっているのだというふうなところがあれば、当然そのことも調査するべきだと思います。いずれにしてもなかなかハードルが高い事業だなというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたが、その必要性というのは十分認識はしておりますけれども、そうしたランニングコスト等も含めた中で、慎重に調査研究していかなければならないなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（藤田直一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、8番、渡邊勝衛議員の発言を許します。

（8番 渡邊勝衛君登壇）

8番（渡邊勝衛君） 議席番号8番、渡邊です。これから一般質問をさせていただきます。

今回は、1番目、文蔵堤、あかんぼ川について。2番目、宝の山、護摩堂山について。3番目、鳥獣被害についてでございます。

今、田上町の上野山団地に猿がいるそうでございます。ちょうどこれから小学生の下校時間でございます。加茂警察署もしょっちゅう見回っておりますので、危険はないかと思いますが、何とか町から早く手を打って、人的被害のないようにしていただきたいと思います。

それでは、1番目、文蔵堤、あかんぼ川について。月日の経過するのも早いものです。今年も令和7年度の地区要望の時期がまいりました。私は、令和5年9月議会定例会の一般質問で、原ヶ崎地区から要望の出ている文蔵堤の浚渫作業の実施は、通称あかんぼ川の上流である本田上地区と原ヶ崎地区にまたがる町道原ヶ崎東1号線にある水路から通称あかんぼ川に流れ、その後、文蔵堤へとつながります。現地を見ますと、かなりの倒木があり、雨が降ったときに文蔵堤に流れています。文蔵堤の近くには人家があり、見た目、環境とも悪くなっております。浚渫作業については、町長は地元である原ヶ崎地区と協議をしていかななくてはならないと思いますとの答弁でしたが、その後の経過について町長に伺います。

通称あかんぼ川の水路改修についての町の答弁は、関係書類を確認したところ、

同河川の底地は現在民地となっているため、公共工事での修繕対応をすることはできませんとの産業振興課の回答でした。田上町には、28か所の町管理の普通河川があります。28か所の中にも民地のところもあったと思います。通称あかんぼ川には、橋も架けられています。まだ造ってから何十年もたっていない橋です。地区からの要望で町が造った橋とのことです。町がその時点で土地所有者に土地の提供の説明を実施していれば、普通河川への手続がスムーズに進んでいたかと思います。河川の工事に使用ができる緊急自然災害防止対策事業があります。国の防災・減災、国土強靱化対策として地方団体が単独で実施するインフラ整備事業です。70％を地方交付税で措置されます。今後の対応について町長に伺います。

宝の山、護摩堂山について。令和2年12月議会で、私は初めて宝の山、護摩堂山の対応について一般質問をしました。駐車場のトイレをきれいにしていただき、登山道の整備も行っていただきました。町長には、若い世代の人たちで護摩堂山にハイキングする人は少ないので、頂上付近のトイレを洋式トイレに替えてほしいと提案しました。町長からは、洋式トイレについては相当な予算も必要で、対応に苦慮していますとの答弁でした。令和5年6月定例会では、頂上付近のトイレについて、三条市や新潟市など他市町村の小学生が遠足で護摩堂山を訪ねてきます。護摩堂山に登山される方より100円の協力金をいただき、頂上付近の洋式トイレの設置に協力をお願いしてはと提案しました。町長からは、頂上付近の洋式トイレ設置については、多くの議員から提案をいただいております。経費や工法など検討を重ねてきました。水源や電気など設備がない環境ではかなりの経費もかかり、今の財政状況から判断して、設置できる状態ではありません。したがって、設置は断念せざるを得ないと考えておりますとの答弁でした。その後、多くの議員から頂上付近の洋式トイレ設置について質問もあり、工事費用も何回か提示されています。ぜひ観光名所である護摩堂山の整備のため、全国的に取り組まれているSDGsの6番目に掲げている誰もが安全な水とトイレを利用できるように、町長の見解を伺います。

令和6年のアジサイについて、町長は7月発行の「きずな」の町長室から、登られた方のお話をお聞きしたり、写真を見せてもらう限りでは、例年と変わりのない様子があり、心配していただけない正直ほっとしたところだと書かれていました。しかし、昨年のもんげと小雨の影響でアジサイもかなり弱っており、アジサイが咲かないところもありました。年間を通しての管理状況が悪くなっているように感じますが、今後の対応について町長に伺います。

3番目、鳥獣被害について。令和4年12月議会定例会で、私は鳥獣被害は最小限

とのテーマで一般質問をさせていただきました。町長も当時、加茂市や五泉市、阿賀町でも電気柵に対する補助を行っていると聞いています。猿による被害防止対策を早急に図る必要がありますが、他市町村の取り組み事例を参考にしながら、電気柵の購入に対する補助の導入に向け検討していきますとの答弁でした。その後、イノシシ及び熊の出没で町も対応に追われております。猿の目撃状況も令和6年の7月には24件と多くなっています。猟友会による猿の駆除は、7月、銃器で3頭、捕獲箱による駆除1頭の計4頭です。小屋沢地区の電気柵設置の現場を8月8日の総務産経常任委員会所管事務調査で確認しました。イノシシの目撃情報も、7月は3回で計4頭のイノシシを目撃しております。熊の目撃情報は、6月から7月にかけて5回で計8頭の熊を目撃しています。被害状況として、猿は特に7月が多く、鳶ヶ沢桃団地の桃の被害から羽生田、清水沢、原ヶ崎、川之下、上野、山田と多くの地区に猿が出没し、被害に遭っています。ICT新技術実証としてGPS首輪を猿に装着し、行動範囲の把握、効果的なおり設置を行う、実施時期は通年となっています。危機感を持ち、予算をつけ、猟友会からのご協力をいただきながら作業を進めていくとのことです。現在、作動していないGPS首輪についてどのような工程で進めていくのか、今後の対応について町長に伺います。

猿による被害状況を見ますと、タマネギ、ジャガイモ、イチゴ、スイカ、桃をはじめとして、野菜、果樹と多くの品種になっています。梅林公園の近くの畑で野菜を作っている方は、この場所ではもう畑として使用できないと言われています。道の駅たがみに出荷する野菜、果樹も少なくなるそうです。県内では、猿を駆除した際、写真を撮って市役所に提出すれば、1頭3,000円を支払う市もあると聞いています。各市町村から現状を聞き、町としても今後捕獲に対しての支援をする考えがあるのか、町長に伺います。

1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、渡邊議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、文蔵堤、あかんぼ川についてであります。1点目の令和5年9月議会定例会後の対応につきましては、まず地元農家の方と協議を行い、その後、地元の区長と協議を行いました。区長と協議をさせていただいた際、改めて所有者及び管理者について確認をしたところ、地区管理となっていることから、要望事項である堤の底に堆積している土砂の浚渫を行う場合は、実施主体は町ではなく地区で行うこととなり、地区からの費用負担も必要になってくる旨お話をしましたところ、し

ばらく検討させていただきたいとの回答をもらいましたので、改めて地区からの要望が出てきた時点で、町としてどのような対応ができるのか検討させていただきたいと思います。

2点目のあかんぼ川の水路改修について、有利な起債の借入れができるのではないかとお尋ねであります。令和5年9月議会においても答弁させていただきましたし、議員も直接担当である産業振興課より回答を聞いておられるとおり、現状は民地になっており、公共工事での対応を行うことはできません。なお、この通称あかんぼ川につきましては、町では河川としての認識はしておらず、あくまでも文蔵堤への水源元であることから、水路での改修は考えておりません。

次に、宝の山、護摩堂山についてであります。1点目のSDGsの6番目に掲げられている誰もが安全な水とトイレを利用できるようにと、このことを踏まえ、観光名所である護摩堂山へのトイレの整備を行うべきではないかに対する私の見解についてお尋ねであります。このSDGsでうたわれている内容は、日本では当たり前に蛇口をひねれば安全な水が出て、清潔なトイレがたくさんありますが、世界全体に目を向けた場合、それが決して当たり前のことではありません。安全な水の供給ができずに、誰もがトイレを利用できるような環境ではなく、結果、屋外で用を足す人がいるのが現実です。そこで、全ての人の健康を守るために、安全な水とトイレを利用できる環境を整え、それを持続的に管理していけるようにしようというのが大きなテーマに掲げられているものです。そのことから判断しましても、議員ご指摘の護摩堂山のトイレの改修とは直接関連はしないものと考えております。

2点目のアジサイについて、年間を通しての管理状況が悪くなっているのではないかとお尋ねであります。昨年の猛暑、渇水の影響もあって、かなり心配をしておりましたけれども、確かにアジサイの株が弱って、例年に比較をして全体に小玉、小さい玉ではありましたけれども、花自身はきれいに咲きましたし、決して管理状況が悪くなっていると感じてはおりません。

さて、今後の対応につきましては、これまで同様に除草、防除、剪定、冬囲いなどを行ってまいります。しかし、昨今の異常気象によって、アジサイをはじめ植物などを取り巻く環境が大きく変わってきているというふうに感じております。町では、引き続き県立植物園の樹木医の先生から定期的に観察してもらい、適宜アドバイスをいただいております。その内容は逐一管理を受託している事業者へも伝えてあります。また、登山者からの情報提供などについても、速やかに受託事業所と町とで情報共有しながら管理に努めております。今後も気象状況等を十分考慮しつつ、防

除など適切な時期に実施しながら、あじさい園の維持、管理をしっかりと行ってまいります。

最後に、鳥獣被害についてであります。1点目の現在作動していないGPS首輪についての今後の対応についてお尋ねであります。昨年の秋にGPSを取付けした際、初期電池では1年程度しか持ちませんが、ソーラー発電による充電によりそれ以上使用可能であるとの話を聞いておりましたが、今回何らかのトラブルによって電池が消耗するとともに、ソーラー発電による充電も十分にされなくなったことから、7月7日を最後に情報の収集ができなくなりました。しかしながら、この間、おおむねの経路や行動形態をつかむことができたことは、初めての導入ではありましたが、非常に有効な策であったと考えております。一方で、即時性のある情報収集ができなくなっていることも事実であり、現在、次の発信機の装着に向け、準備をしているところであります。装着する個体の捕獲ができ次第、装着し、引き続き活用を図っていきたいと考えております。

2点目の県内において猿を駆除し、写真を撮った場合、支援を行っている自治体があるが、町も今後捕獲に対して支援を行う考えはあるのかとお尋ねであります。まず有害鳥獣の捕獲に従事するには有害鳥獣捕獲用の許可を町から受け、その後、猟友会と一緒に捕獲活動に当たっていただいております。そのため、狩猟免許を所持し、猟銃等を所有しているからといって、有害鳥獣を捕獲することはできません。あくまでも有害鳥獣駆除の許可を町から受け、猟友会と一緒に行動するのが条件となりますし、有害鳥獣を駆除する場合も狩猟免許を所持しているだけでは駆除を行うことはできません。そのことから、議員のご指摘の県内の市の詳細な状況については分かりませんが、誰でも簡単にできるものではないことをご理解願います。なお、現在町では猟友会に対しまして、有害鳥獣捕獲に当たり捕獲、駆除した場合には報償として1万円をお支払いしております。

以上です。

8番（渡邊勝衛君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、文蔵堤の件でございますけれども、先ほど町長からは、地区の関係であるというような状況の話がありました。それから、地区からの負担金も必要になってくるということを話されました。それで、例えば文蔵堤の浚渫作業をやった場合、どのくらいの金額がかかって、総金額です。それに対して原ヶ崎地区がどのくらい払わなければならないのか。

そして、あかんぼ川についてでございます。当然あかんぼ川に関しても地区の皆

さんにお話をされたと思います。そのときに、地区の方の意見として、原ヶ崎地区の意見として、あかんぼ川を何とか普通河川にしてもらいたいという要望はあったか聞きたいと思います。

あと2点目の宝の山、護摩堂山でございます。先ほど私もお話をさせていただきましたが、新潟市内や三条市内の小学生の生徒が春先から護摩堂山に登ってまいります。それを考えれば、何とかして洋式トイレを造っていただきたいというのが私の考えでございますけれども、先ほどSDGsの関係でお願いしたわけでございますけれども、町長とは意見が合わないようですので、また今後検討していただきたいと思います。

あとアジサイについてでございます。私、今年護摩堂山に6月30日に登ったときは、まだまだかなり花が咲いているかなとは思ったのですが、昨年の暑さ、そして雨の少なさによってアジサイが咲かないところがあります。その中において、花の剪定が悪かったのも1つあるかと思います。私8月18日に登ったときに、ちょうど担当者の方と話をすることができました。まず草取りが全く進んでいない。それから、アジサイの花の剪定がされていない。当然、草取りがされていないということで、一方でアジサイの花も剪定されていないというような状態を私は確認させていただきました。18日、私は護摩堂山に登ったわけでございますけれども、21日にほかの用事で担当者に連絡したところ、草刈り終わりましたよということでございましたので、ありがとうございますということでお礼を言っておきました。問題は花の剪定でございます。8月21日、法面のほうはもう茶色の色に変わっておりました。アジサイの花の剪定は、7月中旬から7月下旬までと言われております。当然それは植物園の担当の方から話もあったかと思います。それが工程表に載っております。そういう仕事がなかなか進んでいないのです。それが次の年への花の影響というような状態で咲いておりません。私昨年も、決算委員会のときに少し話したかと思いますが、下のところ、登山口の入り口のところですけれども、その左側、ちょうどそこにスキーのストックがありますが、そこが非常に昨年咲かなかったのです。それは、病気のために、予防が遅かったということで咲かなかったのですけれども、今年は非常にきれい。アジサイの花が咲いていました。そうやって手をつけてくれれば何とかなるのです。それが現状、花を剪定する時期に施さなかったために、もう暑かったから。先ほども言いましたけれども、特に昨年は非常に暑い夏でした。その中で雨も少なかったのです。今後こういう温暖化というような状態が続くと思います。何とかして管理者のほうから水をまいていただくよ

うな状態にさせていただきまして、少しでもアジサイが咲くというような状態にさせていただきたいと思います。

それから、3番目の鳥獣被害についてでございます。7月7日にGPSが不良になったという話は当然全員協議会でも話を聞いております。その中において、なぜそれから早急に対応しなかったのか、非常にまずかったと思います。それで、特に先月後半、そしてちょうど今日も話したように、梅林公園から川之下、上野、上野山団地という状態で猿が今動いております。さっきも話をしましたように、学校の帰り、1人で歩いている子どもたちもおります。それを考えれば、何とかして早くGPS、一応2頭につけるといような状態で話がありましたけれども、早急につけていただきまして、本当に人間に被害がないようにしていただきたいと思います。そうしなければ、子どもたちを守ることができない状態になるかと思っています。おかげさまで加茂警察署、本当に一生懸命になって、朝から頑張っています。そういう人たちが頑張っていますので、また先ほど佐野町長も町民からいような話をされました。本当に田上全体で猿を捕獲するよう感じで進めていただきたいと思います。今後の対応について、町長のほうからも答弁をいただきたいと思います。

あと2点目の猿を駆除して写真を送った場合、市から補助が出るというふうなことで、町も一応1万円を出しているというお話聞きました。私も下越地区の2つの市に電話したら、一応出しているというふうな状況で話をされておりましたので、町も猟友会の力を借りてもらって、何とか被害が大きくならないよう動いていただきたいと思います。その点についても町長から伺いたいと思います。

私の2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 文蔵堤の件ですけれども、浚渫をした場合どれぐらい費用かかるのかと。別にそうしたことで今見積りを取ったりしているわけではありません。あくまでもこれが地区の管理となっている関係で、地区の方々、それから区長とお話をさせていただいて、当然浚渫ということになれば、それなりの地区としての費用がかかりますよと、こういうお話の中で、少し検討させてもらいたいと、こういう話の中で止まっているというふうな状況であります。その浚渫の仕方にもよるかと思うのですけれども、どれだけの費用がかかるかということについては、これまでは見積りを別にとっておりません。それは、あくまでも地区との話合いの中でそういった話が出てくれば、当然見積りを取って、これぐらい費用がかかりますというふうな形で対応ができるのかなと、こういうふうに思っております。

それから、アジサイの管理ですけれども、私も毎年護摩堂山の祈願祭のとき、必

ず1回は登って、アジサイの開花状況について見てまいりました。ただ、今年は事情があって登れなかったもので、実際のアジサイの状況についてははっきりと申し上げられないのですけれども、登られた方の話を聞いたり、また写真を見せてもらったりする限りにおいては、弱っているところは確かに弱っているかもしれませんが、決してそんな例年に比べて見劣りするというふうな状況ではない。ただし、雨が少なかった関係もあって、花のボリュームが小さかったという話は聞いております。

それと、渡邊議員が今おっしゃるアジサイの剪定、大事だと思っています。時期を逸すると咲かないというのも私も分かっておりますし、当然その辺は委託をして管理をしてもらっているところの業者とも、しっかりと密接に共有しているかと思っております。もしそれができておらないとすれば、当然そうした管理業者のほうにしっかりと時期を逸しないようにという、そういう話はさせてもらわなければならないと思っておりますし、ただアジサイの話で、そんなに病気がどうこうとあまりないと私は思っているのです。花が咲かないのは虫なのです。つぼみをつけてくると、そのつぼみの下を刺す虫がいます。ゾウムシの被害なのです。ゾウムシの被害で咲かないということは本当に多々あるのです。特に日陰のところにはゾウムシが好んで出て、防除はなかなか有効ではない。多少は効く。ただ、防除はしなくてはならないのだけれども、完璧な対策というのはなかなかないというような状況なのだと思います。いずれにしても管理の状況については委託業者にしっかり連絡を取らせてもらって、管理をしっかりしてもらうように話はしていきたいなと思っております。

それから、鳥獣被害の問題、今日も小野澤議員に話をさせてもらいました。抜本的な対策は、個体数を減らす、駆除、これしかないというふうに思っております。GPSそのものについては、確かに猿の行動、そうした情報を得ることはできますけれども、猿の被害に対してどうこうということはなかなか、GPSで対策ができるわけではありません。ただ、あくまでも今の猿の状況、今どこにいるかとかという、そういう情報はGPSによってしっかりと把握ができるわけですから、今それができていないということで、GPSが装着できるように今捕獲に、おりを設置するなどして捕獲に努めていきたいなと、こう思っておりますので、よろしくお願いします。

あかんぼ川について、普通河川にしてほしいと、こういう要望についてはありません。

以上でよろしいですか。

8 番（渡邊勝衛君） それでは、3 回目の質問をさせていただきます。

まず、文蔵堤の関係でございます。今年は1月から地震、それから水害、また地震、そして水害というような状態で、日本中、災害が繰り返されているわけでございます。当然田上町にも大雨が降り、そして線状降水帯が発生すれば、先日の小千谷市みたいに、時間当たり10ミリの雨が降ったわけでございます。それを考えれば、堤自体の浚渫をなるべく早く私はやるべきだと思います。町長も現場を見たかと思います。堤の中には杉の木が2本横に倒れています。あれで水の流れるのを防ぐとか、危険な状態になっていると思います、その堤自体が。それを見れば、地区から要望が出るのも当たり前だと思います。そうすると地区に任せるのではなくて、何とかいい方向に持っていくように町からも協力していただくというようなことで考えていただきたいと思います。

それと、あかんぼ川でございます。あれは平成20年代に本田上の上流、1区の上流から水が流れて、そのままぐっと国道403号まで水が流れていたわけなのですが、ちょうど原ヶ崎・東1号線を横断するような状態で、今度あかんぼ川に水が流れるようになりました。それは、調べてもらうと分かるかと思います。それによってあかんぼ川に雨が降った場合、多くの水が流れるような状態になっております。それがイコール文蔵堤に流れる水、当然これからも雨が多く降るような状態があるかと思うので、その際必ず現地を見ていただきたいと思います。普通であれば文蔵堤は水量が少ないのです。それも一粒の雨の大きさによってはかなり量が増えるのではないかと思いますので、あかんぼ川に対する見解もお聞きしたいと思います。

あとは、アジサイの花の関係でございます。先ほど町長が言ったように、昨年から見ただけ、今年も見劣りしなかったのではないかという話を聞きました。私もちょこちょこ行って見ては、今度町長にお願いして、少しずつでも何とかよくしますと。前にも言われたように、護摩堂山のアジサイは全国でも3位ぐらいの名所になっているという話を聞いております。それを少しでも上に上げる。そして、3万本の花の維持は私重要だと思います。駅伝の佐藤秀三郎さんが寄附されたというアジサイの花であるということも聞いております。少しでも人口を増やす、そして観光名所にしていただきたいというのが私の願いでございます。そこら辺も町長から今後できたらどのように対策を進められるのか、お聞きしたいと思います。

あとは、猿の関係でございます。本当に猿が非常に増えている。群れも私増えて

いると思います。特に川之下辺り、本田上の山沿いの方も言われておりますけれども、栗が全く道の駅に出せないとかというような話も聞いております。そして、先ほども言ったようにそこは通学道路です、川之下の。坂田・湯川2号線になりますが、非常に危険な状態になっておりますので、何とかして子どもたちの身を守るような状態で考えていただきたいと思います。その点もし町長のほうから答弁があったらお聞かせ願いたいと思います。

これで私の3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 渡邊議員もお聞きになられて、十分ご承知だというふうに思っているのですが、この文蔵堤、昔はため池として利用されていたのです。現在は、ため池としての利用がなくなって今の状況になっているという状況だと思います。水害の心配ももちろんないわけではありませんし、倒木があったり、状況を見れば非常に環境的にいい状況ではありません。ですから、これはあかんぼ川も当然そうなのですが、地区の皆さんと協議をしながら、町として全く関与しませんなんてことは思ってもいませんし、当然地区の皆さんと協議をしながら進めていきたい、こういうふうに思っております。

それから、文蔵堤については、ため池なのですけれども、議員のほうから緊急自然災害防止対策、緊自債という話もありましたけれども、現段階では防災重点農業用ため池でないために、その起債はできないというふうに聞いております。それから、あかんぼ川についても当然そうなのですが、民地ということもあって、河川対象としての町としての工事としては考えられないのですけれども、このあかんぼ川についてもため池と同じで、一つの地区の環境ということを考えたときに、町としても何かできることを考えていかなければならないというふうに思っていますので、それは地区の皆さんと、区長さん等が中心になって協議を進めていければと、こう思っております。

それから、アジサイの管理、確かに弱っていることは弱っているのですけれども、もう年数もたっていますから、年々少しずつ弱ってはきているのだらうと思います。ただ、しかし、今年の何月でしたか、観光協会が主催になって植栽をしております。株と株の間の空いているところを埋めるような形で植栽もして、観光協会のほうで一生懸命やっておりますので、そういう面で少しずつ、回復っておかしいですけれども、そういう面での管理もしっかりとやっていきたいなと思っております。

それから、猿の関係は先ほど申し上げたとおりです。あくまでも抜本的な対策と

いうのは駆除だと思います。そういう意味で予算もまた計上した中で、おりの数を増やすとかしながら、しっかりと対策していきたいと思います。

議長（藤田直一君） 渡邊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後2時27分 休 憩

午後2時45分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、14番、高橋議員の発言を許します。

（14番 高橋秀昌君登壇）

14番（高橋秀昌君） 日本共産党の高橋秀昌でございます。

私は、今回の一般質問は、1つは大地震と原発再稼働について、1つは多様な性を認め合う日本社会の世論の変化について、もう一つは食料・農業・農村基本法の改定と町の農業政策について、以上3項目について質問いたします。

最初に、大地震と原発再稼働についてであります。今から13年前、2011年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震でおびただしい人命が失われ、同時に福島第一原発の重大事故による放射能被害が発生いたしました。この事故が起きるまでは、日本の原発は安全だとする神話がまかり通っていたことは記憶に新しいところであります。あの事故以後に、原発の重大事故遭遇の際の避難方法が論じられてきました。田上町においては、柏崎刈羽原発の重大事故のときは避難民を受け入れる自治体となっています。東北地方太平洋沖地震、マグニチュード9.0、最大震度7発生以後の地震発生数を私は調べてみました。資料を参照していただけると明らかになりますが、震度5弱以上の地震が2024年8月19日の茨城県北部の発生までに何と249件も発生しています。震度5強では、日向灘地震までの間に104件も発生しています。さらに、震度6弱以上では38件の発生、震度6強では15件の発生、震度7では5件もの発生があります。このように過去のデータを見ると、日本のどこでも地震の心配のないところはないということが明らかであると私は思うのでありますが、町長の所見を伺います。

最近では、今年1月1日の石川県能登地方地震は、最大震度7を記録しており、甚大な被害が発生しております。この影響で佐渡付近の断層が新たに動くのではないかと危惧されているのも事実であります。また、今年8月8日の日向灘地震、マグニチュード7、最大震度6弱の地震後、気象庁は南海トラフの活動が新たな段階

に入ったと発表いたしました。こういう発表は、これが初めてであります、1週間後には巨大地震注意発表を終了しています。同時に、いつ大規模地震が発生してもおかしくないとコメントしています。今日の科学の達成状況は、地震を正確に予知する能力を人類はまだ持っていません。だからこそ、とりわけ柏崎刈羽原発が設置されている本県の住民は、常に原発の安全性に疑問を感じていると私は思うのでありますが、町長の所見を伺います。

柏崎刈羽原発に対する佐野町長の姿勢についてであります。佐野町長は、かつて新聞社のアンケートに答え、柏崎刈羽原発の再稼働には新潟県の全ての市町村の賛否を問うべきとの回答をしております。私の3月議会一般質問に対して佐野町長は、原発の重大事故を想定したこれまでの避難体制を根本から見直す、根本から検証の見直しが求められることの必要性が示されたものと感じておりますと答弁しております。これらの町長の発言は、住民の安全に対する姿勢であると評価しております。しかし、残念なことにこれだけの地震が発生する現状であるにもかかわらず、日本の政府は原発再稼働を進める意思を明らかにしています。能登半島地震では、海岸が5メートルも隆起しました。電力会社がどんなに頑丈な原子炉を造ったとしても、どんなに頑丈な津波対策の堤防を造ったとしても、肝腎な原子炉を冷やすための海水の取入口が海岸の隆起で海水を取り入れることができなくなってしまうと、原子炉を冷やすことはできなくなり、暴走し、原子炉が破壊されるのではないのでしょうか。住民の命と健康を守る最前線に立つ佐野町長に求めたいのは、柏崎刈羽原発の再稼働の検討は慎重にも慎重を重ねることが、今日断層の動きが活発になっているときだからこそ極めて重要だと思うのですが、町長の政治姿勢を伺います。

次に、多様な性を認め合う日本社会の世論の変化について伺います。2023年10月25日、最高裁判所は戸籍上の性別を正式に変更するには、生殖能力を失わせる手術を受けることを義務づけるのは憲法違反であるという決定を出しました。さらに、今年7月10日、広島高等裁判所は性同一性障がいと診断され、手術を受けずに戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう申し立てた当事者に変更を認める判決を出しました。民法では、戸籍上の性別変更は外観を似せる手術が必要だとされている中で、最高裁及び広島高裁の判決であります。性別変更にあたって手術を義務づけている国は18か国で、日本もその一つなのだそうであります。世界で18か国、そのうちの一つに日本も入っているそうです。しかし、世界保健機関は手術の義務づけには反対しているとのことでもあります。また、先進7か国、G7の中で同性婚を認めていないのは日本だけなのだそうであります。こうした裁判例は、性的マイノリ

ティー、性的少数者の人たちの人権と生活向上を求める世論の大きな変化の表れと考えますが、町長の所見を伺います。

パートナーシップ制度は、LGBTイコール性的マイノリティーとは、女性同性愛、男性同性愛、両性愛、生まれたときに割り当てられた性とは異なる性を自認する人、トランスジェンダーと呼ぶのだそうですが、こうした人が同性と結婚したくとも現在の日本には法律で認められていない中で、自治体が独自に婚姻に相当する環境を認める制度であります。この制度によって、病院で家族と同様の扱いを受けられる、田上町では公営住宅はありませんが、公営住宅のある自治体では家族として入居が認められる、生命保険の受取にパートナーを指定することができることや、民間における家族割があるといえます。しかし、この制度では法的に家族と認められていないために、遺産の相続権やパートナーの子どもの親権者になることができないとも言われております。日本の政府が一日も早く法律で同性婚を認めることこそ、多様な性を名実ともに認める社会になると私は考えています。日本政府が一日も早く同性婚を認め、国際社会で通用する国になるべきだと考えますが、町長の所見を伺います。

パートナーシップ制度の導入についてです。2024年5月31日、今年であります、458自治体が制度を導入しました。そして、そこに住む人は何と全人口の85.1%に達しています。昨年と同じ時期では全人口の68%だったのでありますが、たった1年で大幅にその比率が大きくなっていることが分かります。登録者数は2017年には96組だったのが、7年後の2024年には何と7,350組と76倍以上となっています。新潟県では、これまで3市がパートナーシップ制度を導入していましたが、2024年、今年では新潟市、長岡市、三条市、上越市、村上市、新発田市と6自治体となり、2倍化しています。そこで、町長に伺います。田上町でパートナーシップ制度を導入した場合、公営住宅もなく、入居での融通は利きません。しかし、病院で家族として認めてもらえるなど、一定の利点があります。そして、何よりも田上町が多様な性への理解者として住民にその意思を明確にすることができるのではないのでしょうか。県のパートナーシップ制度を待つのではなく、一年でも早く町で制度をつくることを提案しますが、町長の政治姿勢を伺います。

次に、食料・農業・農村基本法の改定と町の農業政策について伺います。2024年5月29日に食料・農業・農村基本法が改定されました。国の農政に問われているのは、食料自給率の低下や農村の崩壊など、直面する危機をどう打開するかではないのでしょうか。自給率目標を示さなかったのが今回の法律です。これは、曲がりなり

にも自給率の目標を掲げていたものを掲げなくなってしまったのです。自給率低下や農業者激減の原因について、政府が農政への検証や反省を一切行わなかったことは、日本の農業に責任ある姿勢とは言い難いものと言わざるを得ません。若い担い手が全国どこでもいない、あるいは急速に減少しているのは、農業では生活できないからではないでしょうか。農業で生活できるようにするには、市場任せをやめて、農業生産物を再生産にふさわしい生産価格に引き上げることだと思うのです。専業農家だけの育成は、既に破綻しております。専業農家も含む兼業農家など、多様な担い手を支援することこそ必要ではないでしょうか。国の新たな農業基本法では、現状を前向きに改善することはできないと私は受け止めています。私は、農産物の直接補償を政府の責任で行うことこそ緊急に必要なだと考えるものですが、町長の政治姿勢を伺います。

こうした中で、田上町という1つの自治体が独自の支援策を持つことは極めて重要だと考えます。町は、前町長時代から生産調整推進助成金として年間2,800万円、佐野町長誕生後は園芸作物等振興支援金、1世帯当たり1万円支給、予算が200万円であります。異常気象に伴う米の品質低下による収入減に対する支援金2,460万円などを予算化し、農業者から評価を得ています。もちろん田上町が国に代わって価格補償を行うには、あまりにも予算規模が小さ過ぎます。しかし、可能な範囲でも本気になって農業支援策を講じることが必要と思うのであります。町長の政治姿勢を伺います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、大地震と原発再稼働についてであります。2011年3月11日に発生しました東日本大震災は、今年で丸13年を迎えました。私たちは、何年たってもあの惨事を決して忘れることはありません。今もふるさとを離れて避難生活を強いられ、高い放射線のために生まれ育った地元、ふるさとに帰れない避難者が大勢おられます。そして、今年1月元旦、新年早々に平穏な日常を襲った能登半島地震は、日本海でも巨大地震があり得ることを改めて示したこととなりました。

1点目の日本のどこにでも地震の心配のないところはないことは明らかなのではないかに対する私の所見についてお尋ねです。議員が調べられたところの東日本大震災以来の地震発生数をお聞きして、改めて日本の地震の多さに驚きを隠せませんでした。明らかに日本は地震大国であり、世界で発生しているマグニチュード6以上の地震の約2割が日本及び日本の周辺で発生しているとも言われています。こう

したことから見ても、確かに議員が言われるように、日本のどこにいても地震の心配のないところはないということが言えるのだと思います。

2点目の柏崎刈羽原発が設置されている本県の住民は、常に原発の安全性に疑問を感じているのではないかに対する私の所見についてお尋ねですが、最大震度7を記録した石川県能登半島地震は、専門家の方が言われているように、多数の活断層が連動して発生した可能性が高く、幾つかの断層では海底が3から4メートル隆起したことも観測されたとしているもので、このことによって佐渡付近の断層が動くのではないかということが危惧をされています。しかしながら、現代科学においても地震についてまだまだ分からないことだらけの中で、地震を予知することは現在も、そして当面もほぼ可能だと言われています。それだけに柏崎刈羽原発を抱える本県の住民が大きな不安を感じることは当然のことと言えます。

3点目の柏崎刈羽原発の再稼働に対する私の政治姿勢についてお尋ねであります。議員が言われるように、私はかつて令和2年7月の新聞社の取材で、県内30市町村を対象とした柏崎刈羽原発の再稼働に当たり、東京電力が同意を得るべき地元範囲について、望ましい形として県と市町村といたしました。なぜならば、以前にも申し上げているとおり、一たび原発事故が起きれば、その影響は決して30キロメートル圏内に収まることなく、全市町村に及ぶことは紛れもないことからです。30キロ圏外であっても決して無関心でいられるわけがなく、県民一人ひとりが冷静に再稼働の是非について幅広く協議を深めていくことが重要と思うからです。議員の令和6年3月定例会の一般質問において、私は能登半島地震を受けて原発の重大事故を想定したこれまでの避難体制を根本から見直す、根本から検証の見直しが求められることの必要性が示されたものと考えていますと答弁しました。原発の再稼働には極めて高い安全性が求められることは言うまでもありません。能登半島地震という新たな現実の問題が起きた以上は、新しい知見の下、しっかり検証して、これまでのプロセスを一旦保留して、住民の不安が解消されるように新しい知見を盛り込んだ取り組みが重要であると考えております。町民の安全を預かる立場、住民の命と暮らしを守る立場である者として、町民の皆さんが抱える原発への不安を代弁することは、私に課せられた責務であることも以前からも申し上げております。柏崎刈羽原発の再稼働の検討は、議員おっしゃられるとおり、慎重にも慎重を重ねることは極めて重要であることはもっともなことであると私自身も思っているところであります。

次に、多様な性を認め合う日本社会の世論の変化についてであります。1点目の

性的マイノリティーの方々の人権と生活向上を求める世論の変化に対する私の所見についてお尋ねですが、議員が例示しているような国内の判例については、議員同様、当事者の方々の切実な訴えが世論や司法判断に影響を与えたものであると考えております。

2点目の政府が同性婚を認め、国際社会で通用する国になるべきに対する私の所見についてお尋ねですが、まず同性婚については、現在国において議論されているところであり、その内容については慎重に検討すべきことであると考えますが、たとえ同性同士であったとしても、家族同様の生活を長年にわたって営み、その生活基盤を築いている方々が本来享受すべき権利などが制限されることは、法の下の平等の観点からも是正される必要があると考えており、十分に検討を行う必要があると考えております。

3点目の県の導入を待たずに町独自でパートナーシップ制度を導入することにつきまして、私自身の政治姿勢についてお尋ねですが、議員もご承知のことと思いますが、9月2日より新潟県において県内全域を対象に制度が開始をされました。町といたしましても、この趣旨に賛同し、住民票発行など8業務で対応いたしますし、制度の周知等にも協力してまいりたいと考えております。

最後に、食料・農業・農村基本法の改定と町の農業施策についてであります。農政の憲法と言われております食料・農業・農村基本法の改正がこのたび行われました。実に25年ぶりの改正です。この25年で農業を取り巻く情勢は厳しさを大きく増したと考えております。今回の改正に当たり、改正前の基本法の成果、影響等についての検証もなかったと聞いております。また、町農業においても農産物の価格下落、低迷などにより再生産可能な価格形成がされていないため、生活への不安から後継者不足が進んでおります。今回の法律では、農産物価格についても国の責任において価格形成を行うとは示されませんでした。これでは市場任せの価格となり、例えば今年は米の仮渡金が増額されておりますが、来年はどうなるか全く分からない。むしろ反動で下落するのではないかといった声も既に聞こえてくるなど、これでは安心して営農することはできないと感じております。このような状況の中で、幅広い農業者を対象とした農政を展開すべきとの議員の考え方につきましては、私も同感でありますし、区別することなく、ひとしく担い手として補助等の対象にすることも必要であると考えております。

さて、1点目の農産物の直接補償を政府の責任で行うことが緊急に必要であると考えらるかと私自身の政治姿勢についてお尋ねですが、農産物価格の昨今の乱高下、

資材費の高騰という様々な状況を踏まえると、農業者が安心して営農に取り組むためにも、個々の自治体ではなく国による直接補償を政府の責任で行うことは、私自身も全くそのとおりであると考えております。

2点目の町が可能な範囲でも本気になって農業支援策を講じることが必要であるとするがと私自身の政治姿勢についてお尋ねですが、今後、今回基本法が改正されたことで、今年度中には基本計画が策定され、併せて新たな支援策も示されると聞いております。その内容を確認しつつ、農業者の声を聞き、どのような支援が町としてできるのか、議会とも協議をしながら検討をさせていただきたいと考えております。なお、令和5年度より実施をしております園芸作物等振興支援金につきましては、令和5年度の執行率が思わしくなかったことから、改めて再生協議会において事業内容等の再検討を行うなど、見直しも必要ではないかと感じております。新たに取り組みを始めた施策でもありますので、何とか執行率が向上するように努めていきたいと考えております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 大地震と原発再稼働について。佐野町長は、この間一貫して住民の側に立った態度を表明しておりますが、今回の私の質問に対しても、住民の側に立った内容であって、評価できるものであります。ややもすると県や国のほうの顔色をうかがって、そちらの方向に行きたがりなのですが、佐野町長はしっかりと住民の側に目を向けているというふうに高く評価していきたいと思えます。

2つ目のパートナーシップ等についても、ほぼ私の考え方と同じであるということで評価していきたいと思えます。ただ、私が一般質問の通告をしたときはまだ9月2日前でしたので、9月2日にもう県が受付を開始したという情報を得ました。そこで、県の情報によると、受付をしても県知事名の判子なのです。私は、それはそれとして否定するものではないけれども、田上町は田上町として佐野町長の受付印を押していくような仕組みが必要ではないか、あるべきではないか。そのことは県がやっているからいいよではなくて、田上町としてもパートナーシップについて深い同意があるということの意思表示にもなるわけですから、そういう点で私はたとえば県がやったとしても田上町がパートナーシップ制度を、県と同じで結構なのだけれども、つくったほうがいいのかということを提起したいと思えますので、これに対する答弁をお願いします。

また、町長の答弁の中で、県の計画では住民票の発行など8業務の具体的な内容があるというふうにあります。この具体的な内容について明らかにしていただきたい

いと思います。私が調べても見つからないのです。そういうことがありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、食料・農業・農村基本法の改定に対する考え方、また農業はどうあるべきかについても私と意見が全く同じだというふうに受け止めていきたいと思っています。一番大事な点は、生産者に対する補償と、そして補償額をそのまま消費者に対して上乗せするのではなくて、消費者には安い価格で提供できる、このギャップを国が責任を負うということがないと、単純な言い方で申し訳ない、例えば米、田上町で取れた米は1俵3万円で政府が買いましようとしたとします。農家は大喜び。でも、米屋に行ったら、農家に3万円やっているのですから、私は4万円であなたの米売りますといえ、消費者は生活できなくなります。農家から3万円で買ったとしても、消費者には仮に2万円で売る。そうすると、1万円が足りなくなります。これを政府がちゃんと補填をする。国庫で負担をする。そういうふうになれば消費者から不満は出ないのです。しかも、農業というのは天候に大きく左右されますから、非常によく取れる年と取れない年がある。にもかかわらず、消費者のほうには安定して供給できる、こういう仕組みをつくっていくことが必要だと思うのです。そういう面では、残念ながら今回法律に定められた農業基本法はそれにほとんど触れていない。ぜひ町長に要請したいのですが、新潟県全体としても、大都市圏はともかくとして、例えば新潟市は大都市であるけれども、新潟県全体で見れば農村地帯の面積的には圧倒的多数です。ですから、新潟県の市町村の全てが農業を大事にすることに反対する市町村はないと思います。ぜひ町長は、市町村レベルで会えるかどうか分かりませんので、町村レベルでは働きかけをすることができますので、ぜひそこを通じてでも県会などに反映してもらい、県会からは国に対して反映してもらい、そういう努力をぜひやっていただきたいと思います。この点での答弁を求めたいと思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 2回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほどパートナーシップ制度のことでお話をいただきました。これは、たしか県が受付証明書を県知事名で発行する。ということは、全域にわたってとにかく各自自治体での証明書の発行というのは必要ないわけなのですけれども、議員おっしゃられるのは、それはそうなのだけれども、町としてそうした受付証明書を発行すればなお理解が深まるというか、そういう意味でのお話だと思いますが、それと含めて、住民票発行など8業務で対応いたしますと先ほど答弁させてもらいましたけれど

も、その内容についても担当課のほうから答弁させたいと思います。

それから、農業の今回の食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正をされた。そこにおいて、確かに本当に議員おっしゃられるように農業支援のことに対して全然触れられていない、これは確かにそうなのです。日本としての食料自給率の向上であるとか、そういうことも以前あったのが、今回は抜けている。いろんな意味でそのことに基づいて基本的な計画がこれから示されるということではあるのですが、そうした基本的な政策に対してしっかりと注視をしていかなければならないと思っていますが、先ほど議員のおっしゃられた国が生産者と消費者の間に立っての補填のこと、これは私も全くそのとおりだと思います。なぜ担い手がいらないか。今年は、確かに生産者も、米自体本当にスーパーからお米がなくなるような、そういう状況です。でも、来年はどうなるかといったら、反動で下がるのではないかと、そんなことも言われているような状況です。要するに安定した生産ができない、安定した供給ができない、また需要が望めない、そういうことから国の農業政策というのもっともっと安定的な、農業者が安心して生産に打ち込める、そういう施策でなければならないと本当に私もそう思います。その辺は、それこそ町村会を通じた中で、また要望といいますか、訴えをしていければなど、こんなふうに思います。

町民課長（本間秀之君） それでは、パートナーシップ制度の関係で高橋議員の質問に答えたいと思います。

まず最初に、県が導入した制度のほかに町でも独自に導入することで理解を深められるのではないかとということでございますけれども。今回県が導入いたしました関係で、県内全域について証明書が効力を持つというものになります。町で独自に証明書を発行するということになりますと、該当者の方は町のほうにも申請していただかなければならないというのもございますので、申請の手間等も考えますと、県で導入していただいたことで全ての町の制度についてもその効力を発効することができますので、証明書の制度のみで十分な効果を果たすことになるのではないかなというふうに考えておりますので、町としては新潟県の制度に相乗りするという形にはなりますけれども、精いっぱい広報であるとかそういったもので協力をしていく形で周知に努めていきたいというふうに考えております。

それから、8業務の内容についてでございますけれども。まず田上町といたしましては、住民票の表記の続柄の部分で、今まで同居人という形での表記であったものを縁故者というような形で表記を改めるということが可能になります。それから

もう一つ、住民票等の取得について世帯員として住民票を取得することができるようになります。それから、軽自動車税の減免の申請について、パートナーシップの証明を受けた方であれば代わりに代理の申請をすることが可能になるというものがございします。それから、4つ目といたしまして、罹災証明書の申請です。こちらについても、同一世帯員として申請をすることが可能になるというものでございします。それから、5つ目が保育園の送迎について、家族と同じような扱いになるというようなものがございします。6つ目が小中学校の就学援助制度の申請、こちらはこの証明を受けた方はパートナーとして申請が可能になるというものでございします。それから、もう一つが小中学校の特別支援教育就学奨励費制度の申請、こちらも同様になるということでございします。最後、8個目が農地法の3条、4条、5条の規定による許可申請及び各種届出ということで、こちらはこの制度によってパートナーの方が家族同様に申請をすることが可能になるといったもので、8つの業務となっております。

14番（高橋秀昌君） パートナーシップに関して、再度質問したいと思います。

それで、現在既に長岡、新潟市、村上市も含めて6市がパートナーシップ制度を設けています。今、町は田上で独自につくらなくても県なので十分対応できるのだよと。それはそうなのだが、だとしたら、これは恐らく県条例、それから市の条例の中でパートナーシップ制度をつくっていると思うのだけれども、この6つの自治体はその条例をやめるということになるのですか。多分私ならないのではないかと。つくっているところは、そのまま県と同じ条例にして統一性を図るのではないかと思うのです。そういう目で見えていくと、私が今言っているとおりであれば、新潟県の中で6つの市町村はちゃんと条例つくっているではないかということなるわけではないですか、県が幾ら全体を包括的にやるといっても。この点での理解が私の中ではまだ整っていないのですが、こういう絡みについては県のほうの説明が、直接行ったわけではないので、ネット上では事情が分からなかったのです。その点はどういうふうになるのか。その点、分からなければ後でも結構ですが、即答できたら答えてもらいたい。いかがですか。

町長（佐野恒雄君） それについても担当のほうから答弁させます。

町民課長（本間秀之君） 確かに今まで既に導入している市町村での制度に関しましては、今まであった制度のサービスについては、それぞれの市町村で実施しているものについては、今までどおり受けられるというものでございします。ただ、今回新潟県が導入したことで新潟県全域について県のサービスを受けられるというふうにも

なっておりますし、既に導入されている自治体においては、県の制度と併用という形になりますので、結局県の制度で対応しますよということで、田上町でいうところの８業務ですけれども、そういった部分は、新潟市、それから三条市等においても、県の制度についても対応しますよということになりますと、ダブった形で二重に恩恵受けられるという形にはなりませんけれども、別にその自体の効力がなくなるとか、独自に市町村のほうで効力を持つ制度があるとかという形にはならないのかなというふうに考えております。

議長（藤田直一君） 高橋議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

大変ご苦労さまでした。

午後３時２８分 散 会

別紙

令和 6 年 第 4 回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 1 号 令和 6 年 9 月 6 日（金） 午前 9 時開議			
日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
		開会（開議）	
第 1		会議録署名議員の指名	5 番 6 番
第 2		会期の決定	1 4 日間
第 3		諸般の報告	報 告
第 4	報 告 第 3 号	令和 5 年度田上町一般会計継続費の精算報告について	報 告
第 5	報 告 第 4 号	同年度田上町下水道事業特別会計継続費の精算報告について	報 告
第 6	報 告 第 5 号	同年度田上町集落排水事業特別会計継続費の精算報告について	報 告
第 7	同 意 第 2 号	田上町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同 意
第 8	議 案 第 3 3 号	田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	付 託
第 9	議 案 第 3 4 号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	付 託
第10	議 案 第 3 5 号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	付 託
第11	議 案 第 3 6 号	田上町使用料条例の一部改正について	付 託

日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
第12	議 案 第 3 7 号	田上町国民健康保険条例の一部改正について	付 託
第13	議 案 第 3 8 号	令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について	付 託
第14	議 案 第 3 9 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について	付 託
第15	議 案 第 4 0 号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付 託
第16	認 定 第 1 号	令和5年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付 託
第17	認 定 第 2 号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第18	認 定 第 3 号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第19	認 定 第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第20	認 定 第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第21	認 定 第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第22	認 定 第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付 託
第23	認 定 第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付 託
第24		一般質問	

第 2 号

(9 月 9 日)

令和6年田上町議会
第4回定例会会議録
(第2号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和6年9月9日 午前9時

3 出席議員

1 番	吉 原 亜紀子 君	8 番	渡 邊 勝 衛 君
2 番	轡 田 禎 君	9 番	小 嶋 謙 一 君
3 番	渡 邊 菜穂美 君	10 番	中 野 和 美 君
4 番	青 野 秀 幸 君	11 番	今 井 幸 代 君
5 番	森 山 晴 理 君	12 番	椿 一 春 君
6 番	小野澤 健 一 君	13 番	池 井 豊 君
7 番	藤 田 直 一 君	14 番	高 橋 秀 昌 君

4 欠席議員

な し

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長	佐 野 恒 雄	地域整備課長	宮 嶋 敏 明
副 町 長	鈴 木 和 弘	産業振興課長 農業委員会事務局長	近 藤 拓 哉
教 育 長	首 藤 和 明	町民課長 会計管理者	本 間 秀 之
総 務 課 長	田 中 國 明	保健福祉課長	棚 橋 康 夫
政策推進室長	中 野 貴 行	教育委員会 事務局 会長	時 田 雅 之

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明
書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前 9 時 0 0 分 開 議

議長（藤田直一君） 現在の出席議員は14名です。よって、定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（藤田直一君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、11番、今井議員の発言を許します。

（11番 今井幸代君登壇）

11番（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、今井でございます。

すみません、少し鼻炎がひどくて、途中お聞き苦しいところもあるかも分かりませんけれども、ご容赦願いたいと思います。

それでは、今回私は町民体育館の更新、佐渡市との誘客交流連携協定の 2 つのテーマで一般質問を行いたいと思います。

最初に、町民体育館の更新についてです。8月19日、加茂市・田上町消防衛生保育組合議会の全員協議会において、ごみ処理を三条市に委託する広域化で進めたいと方針が述べられました。清掃センターと町民体育館を両方建設した場合、町民体育館を断念し清掃センターを新設した場合、ごみ処理を広域委託し町民体育館を建設した場合と 3 つのパターンでの長期財政シミュレーションを示され、町長は、町民体育館新設、建設は大規模避難所として必要であり、一刻も早く整備すべきであること、そして将来世代への負担軽減を強く訴えておられました。実際に地震、洪水、土砂災害、全てに対応できる町内の指定避難所は10か所となっており、その収容人数は3,462人、福祉避難所は2か所、61人収容となっており、私自身は、複合災害時、既存の収容人数では不足が生じる懸念、また小中規模の避難所を幾つも運営するというふうになれば、その管理運営等のマンパワー不足も考えられ、運営管理に大きな課題が出るのではないかと捉えています。

あわせて、スポーツ、体育関係者、運動を親しむ町民は新たな町民体育館を待ち

望んでおり、実際に町民体育館が機能していない現在は、地域住民のスポーツ推進、健康増進、各種競技大会等にも影響が出ています。

そこで、改めて町長の体育館更新の必要性についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、国は自治体の公共施設、インフラ等の老朽化対策、防災対策に関して施設集約や複合化を推進しており、財政上有利な起債等を活用することを考えれば、町民体育館建設を進めるには必然的に町内公共施設の再編等も検討する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

可燃ごみ処理広域化も、本格的な協議が進んでいくと同時に、中断している町民体育館建設の検討再開や庁内での建設に向けた本格的な検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、佐渡市との誘客交流連携協定についてです。7月11日、佐渡市との誘客交流連携協定が締結され、念願だった佐渡金山の世界遺産登録も7月27日に登録決定がなされ、新潟県観光の活性化に大きな期待がなされています。実際に8月のお盆時期の観光客は前年比約20%増となっており、佐渡DMOは2025年観光人口を70万人を目標に観光戦略を描いています。

連携協定は、結ぶことが目的ではなく、この連携協定を活かし、誘客に向けた取り組みを通じ、消費拡大を通じた経済の活性化、町のPRにつなげることが目的です。しかし、残念ながら、佐渡金山世界遺産登録や連携協定締結後、町としての具体的な取り組みや事業計画等は見えておりません。

佐渡市は、観光視点からのマスタープランを作成しており、旅行商品企画や夜間観光等についても触れられています。佐渡の観光振興策との連携、今後町の消費喚起や誘客につなげるための具体的な取り組みや、その戦略をどのように描いているのか、また具体的にどのような事業を行うのかお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、今井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町民体育館の更新についてであります。町民体育館につきましては、令和4年10月の全員協議会におきまして移転新築という方針を示し、その後、現施設の安全確保が難しいことから、令和5年3月末をもって閉鎖いたしました。

令和5年度に入り、新たな町民体育館建設に向けた検討委員会を設置し、公募委

員3名を含む11人の委員の皆さんから協議をいただいておりますけれども、ご承知のように、加茂市・田上町消防衛生保育組合の清掃センター建設事業の再検討に伴い、町民体育館の建設に向けた検討も一旦休止とさせていただいているところです。

組合を構成する加茂市と田上町では、令和5年8月から1年の猶予をいただき清掃センターの方向性について協議し、令和6年8月19日、組合議会全員協議会におきまして、管理者である藤田加茂市長からは三条市にごみ処理を委託する協議を進めるべきとの考えが示されました。副管理者である私からも、ごみ処理を委託することによって住民の利便性が大きく損なわれることがないのであれば、清掃センターの建設によって子どもたちの世代に大きな負担を残すことを考えると、苦渋の決断ではあるけれども、ごみ処理の委託に向けて協議を進めるという手段を選択いたしました。

議員からは、町民体育館の必要性について問われておりますが、私は、町民体育館は受益者の限られた単なる体育施設としてではなく、現在町に不足している大規模な避難施設として絶対に必要な施設であると捉えております。大きな事業費を伴うこととなりますが、議員ご指摘のとおり財政的に有利な起債事業の活用を十分研究し、建設に向けての準備をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ごみ処理の委託についてはまだ正式な決定がなされたわけではありませんが、町民体育館の検討につきましては、しかるべき時期において再開できるよう準備をしてまいりたいと考えております。

次に、佐渡市との誘客交流連携協定についてであります。7月11日、佐渡市長をはじめ、佐渡市議会議長、佐渡観光交流機構理事長が同席する中、県庁記者発表室において連携協定に署名し、互いの有する資源や特性を活かして連携、協力を行い、両市町の地域活性化を図るため協定を締結いたしました。

また、県民の念願であった佐渡金山の世界遺産登録が7月27日に決定し、現在もテレビCMなどで各企業などもお祝いをしており、当町からもお祝いのメッセージを送り、町観光協会長が直接佐渡市へ赴きお祝いをお伝えしてきたところです。まずは、世界遺産登録がされたことについて、佐渡市をはじめ、これまでご尽力された方々に御礼とお祝いを申し上げたいと思います。

さて、議員ご指摘のとおり、連携協定を結ぶのが目的ではなく、これからが重要になってくると考えております。協定書においても、両市町の観光関連事業者を含めた連携及び誘客体制の強化、2つ目として、首都圏をはじめとした日本国内、海

外へ向けた情報発信、3つ目として、来訪者が回遊するための仕組みづくり、4つ目として、来訪者の再訪を促進するためのおもてなし体制の整備、5つ目として、相互交流のさらなる促進を図るための情報共有及び行事、イベントの連携、協力などをうたっております。

今回の協定の根底にある考えは、いかに多くの方から観光、周遊してもらうかが重要であると認識をいたしております。現時点ではまだ具体策は打ち出しておりませんが、佐渡市との間では、まずはお互いの観光施設などでそれぞれの市町の紹介をするコーナーの設置から始めていきたいと思いますとの考えであります。

今後、両市町をPRしつつ、佐渡市へ行く際の前泊、後泊地としての湯田上温泉、あるいはマイカー等であれば新潟港から船に乗る際の休憩地として道の駅たがみのPRなどを考えております。こうした取り組みが本格化し、宿泊等を通じ町経済の活性化や町のブランド力向上などに期待をしております。

まずは、町側の考えを観光協会、旅館組合など関係者等で協議を行いながら、今後の取り組みや方向性を取りまとめていきながら、佐渡市の状況などもしっかりと踏まえながら協議を行ってまいります。

11番（今井幸代君） それでは、2回目の質問ということでお願いしたいと思いますけれども、まず町民体育館についてです。町長は、町民体育館は体育施設としてではなく、大きくおっしゃっておられるのは、大規模な避難施設として絶対的に必要なのだとおっしゃられております。最初の1回目の質問でも、私自身は、収容人数の問題であつたりとか、今町が指定をしている指定避難所というのは小中規模の避難所で、そういったものを多数運営をしていくとなるとマンパワーの問題等も管理運営上の課題が出てくるのではないかというふうに捉えてはいるのですが、実際大規模な避難施設が絶対的に必要な理由という部分を、既存の指定避難所あるわけですが、そういったものと鑑みて、こういった点で絶対的に町長が必要だとおっしゃるところがあるのか、もう少し答弁をお願いしたいなというふうに思います。

次に、町長は絶対的に必要な施設というふうにおっしゃられているので、建設に向けてかじを切って、今後、清掃センターの広域化、ごみ処理の広域化の協議を進めながら町民体育館の建設に向けての準備を進めていくというふうにおっしゃられておるわけですが、実際に町の町民体育館を建設した場合、ごみ処理を広域化した場合の長期財政シミュレーションを見れば、財政上可能ではあるけれども、正直余裕が持てるような状態では全くないなというふうに思っています。そう考え

れば、先ほどお伝えしたように、起債上有利な事業を活用していく以外ないのではないかなというふうに思います。町が単独でこの事業を、町民体育館建設、20億円ぐらいになるのか分かりませんが、やり切るといのはなかなか難しいものであろうというふうに思いますので、そう考えれば財政上有利な国の事業を使う必要があると。この財政上有利な事業というのは、施設の集約化であったり、複合化というのが基本的に必要条件となっていて、延べ床面積を総体的に減らすというのが条件になっています。そう考えると、町内にある公共施設の再編を考えずにいられなくなるわけで、これは地域住民にしてみれば痛みを伴う建設となるわけですから、こういった部分を踏まえると、町の20年、30年の人口推計を踏まえながら、早い段階から見通しをつけていくことをしなければもういけない時期なのだと思います。ぜひ、今ここで何をどうこうというところはこれからの話なのだと思いますけれども、そういった視点でまずは庁内で、しっかりと議論をしていただきたいなというふうに思います。町長は、財政的なことを考えれば、そういった国の延べ床面積を減らす等などの痛みを伴う事業の活用をせざるを得ない状態、財政状況ではないかなというふうに思うのですけれども、そういった事業を有効的に使いながら建設に向けて準備を進めていく、そのための調査・検討を進めていくというふうに今の答弁で理解はしたのですけれども、それで間違いがないかということで確認をしたいなというふうに思います。

次に、佐渡市との誘客交流連携の協定についてなのですが、協定書の中身等も私自身も把握はしておりますけれども、結局、連携協定をせっかく結んだのに、具体的に町がそれに向けて、その協定を結んだ中で、ではこういったことが進むとか、こういったことがやられているというのが目に見えないということは非常に残念だなというふうに思います。地域の皆さんも新聞やテレビ等で見聞きされた方も多数おられますので、田上どんなことを佐渡とやるんだというふうに期待をされている方もたくさんおられますし、実際に協定書の中での情報発信ですとか、回遊するための仕組みづくり等に関して言えば、佐渡は、佐渡自身が観光戦略の中に夜間観光という部分を一つコンテンツとして取り上げています。まさにこれから「たがみバンブー」が9月14日から始まりますけれども、今、町の観光コンテンツとして一つ、夜間観光というところでいえば、バンブーなんかは非常に大きなコンテンツになるのではないかなというふうに思いますし、それこそ少しずつバンブーも全国的にも全県的にも知っていただくようになり、おとといJTBのツアーでワークショップに30人以上のお客様が来られたりとか、少しずつ誘客につなが

りつつ芽が出ています。そういった部分とも連携しながら、誘客に向けての何を
するのか、何をやっていいのかということをご検討いただきたいと思います。問題なのは、
実際にこれを考えられる人が町の中にいるのかということでは少し疑問を持ってい
ます。というのも、観光係おられますけれども、他の観光を本当に専門にやっておら
れる部署とは違ひまして、圧倒的なマンパワー不足というのがあると思いますし、
観光施策を本当にやろうとするならば、そう考えれば、一定程度専門家の力も借り
ながら、田上町としての誘客を検討していく必要もあるのではないかなというふう
に思っています。実際に観光庁の事業等で地域の周遊ですとか長期滞在促進のため
の専門家派遣事業等もありますし、こういった国の事業を活用しながら、町として
地域周遊ですとか、田上町にも滞在をしていただく、そういったためにこういった
取り組み方、発信の仕方もしくはインバウンドも含めた受入れの体制ですとか、ど
ういった構築をしていけばいいのか、こういった戦略を描けばいいのかということ
を練り上げていく、専門家の力を借りながらそういったことを進めていくというこ
とをしなければ、いつまでたっても佐渡市にパンフレットをただ置いていただけみ
たいになってしまつては非常に残念だなというふうに思いますので、そういった具
体的な取り組みの加速化というのにも必要かと思いますが、その辺りの取り組みの考
え方に関してお聞かせいただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君）　まずは体育館の関係です。先ほど第1回目の答弁でもお話を申し
上げておりますけれども、私は、町民体育館、これについては受益者の限られた単
なる体育施設としてではなくというふうに申し上げております。当然今いろんな形
でスポーツをやられる方々が今の体育館が閉鎖されているという状況の中で、非常
にご苦労されている状況です。できるだけ早く町民体育館は建てなくてはならない
というふうに私自身必要な施設だと思っております。そういう中で、スポーツをや
る受益者だけの限られたものではなくて、あくまでも今災害のときに重要な避難施
設がない、そうしたことを考えたときに、この体育館の施設というのは十分とい
いますか、どうしても必要なのではないかなということをお願いしているつもりです。
ですから、それは議員おっしゃられるように、確かにあちこち、あちこち点在して
いるような施設では本当にマンパワー不足するでしょうし、広くそうした被災者を
受け入れられる避難所、大きな施設というのは当然必要だと思いますし、そうい
うところでどうしても体育館については欲しいといいますか、建設していきたいな
という考えでいるところであります。

そういう中でいろいろと、確かに大きな事業でありますから、それこそ有利な起

債を考えた中で当然考えていかななくてはなりません。ただ、単体として建設ということになればなかなか厳しい状況でもありますので、当然ほかの施設との複合といいますか、融合した中での設置というふうな形になろうかと思います。そうなったときに、なかなか町としてそうした適当な施設ありません。見当たりません。もちろんこれからいろいろと検討はしてまいりますけれども、そうした適当な複合の施設、そうした有利な起債ができる施設が見当たらない、そういうふうな状況でもありますから、そういう面ではこれからいろいろと検討はしてまいりますけれども、厳しい財政の中で、それでもそうした起債を、有利な起債がどんな形が取れるのか、それはしっかりと検討していかななくてはならないなと、こう思っております。先日もある国会議員の先生との懇談会がございました。そういうこともお話をさせていただいて、ぜひ町としてお力いただけるような形での要望といいますか、お願いもしていたところであります。

それから、佐渡市との誘客交流連携の協定、議員そうおっしゃられますけれども、登録がされた、連携協定も結んだばかりです。今それこそ佐渡市もそうした登録がされたということで非常にばたばたといいますか、忙しい時期だと私は思っています。そういう中で、これから本格的に佐渡市とのそうした連携協定、どういう形で誘客に結びつけていくか、また町としてのPR、お互いの観光資源をどう活用していくか、このことについて、これから本格的に佐渡市との話合いになっていくかと思います。町の中にそうした専門家がいらないではないかというふうなお話ですが、専門家の方はおられなくても町には観光協会があります。また、旅館組合があります。そうした方たちといろいろと協議をしながら、どうやって佐渡に来られる観光客の方をこの町に誘客していくか、そういうことも当然これから話合いをしていかななくてはなりませんし、そういう形で十分協議ができていく関係かなと思っております。

- 11番（今井幸代君） 正直、2回目の質問としては、既存の指定避難所の中でどういった課題が具体的にあって、大規模な施設が必要な理由というものをもう少し明確に聞ければなというふうに思ったのですけれども。今の既存の指定避難所の施設の機能の問題もあると思いますし、例えば学校施設等でいえば体育館等に空調がなかなか入れられていないという問題であったりとか、そもそもの面積的な収容人数の問題等もあるのだらうとは思いますが、具体的な大規模避難所が必要な、今ある指定避難所では足りない明確な理由という、町長が考えるその理由というものがどういったところにあるのかなというふうに思って聞いたのですけれども、おおよ

その認識としては共通しているというふうに捉えていいのでしょうか。避難所を幾つも運営していくというふうになれば、マンパワーの問題であったりとか、管理上の問題であったり、あとは大規模になればその地区の一带が受け入れられるとか、そういった町民を一定程度同じ場所で収容できて、住民の安全管理等もしやすくなるとか、そういったところなのだろうかというふうに捉えましたけれども、そういったことで認識としては私自身の受け止め方が間違っていないか確認をしたいと思います。

町長今ほど、財政上有利な事業は使いたいけれども、一方で、公共施設の再編となると、既存の今ある町内の既存施設の集約化というところに関しては非常に難しい問題、減らせる公共施設がないというような話が出ました。実際に、交流会館を建てるときのそういった公共施設を管理する総合管理計画の中でも非常に何とも言い難いニュアンスで交流会館の建設、交流会館等の記載がされていたのですけれども、ただ国の流れとしては基本的に集約化、複合化というところがもう既定路線になっているような気がしていて、町長も一生懸命要望していただいて、その突破口ができれば、これにかなうことはないのですけれども、なかなかそうはいっても難しいような状況であれば、必然的に考えざるを得ないという状況になってくると思います。そういった中で地域の皆さんへの理解も必要かと思えますし、町自身が今後20年、30年見据えて、町の公共施設をどのように運営をしていくのかという、町民体育館の建設自体は町民体育館の建設なのですけれども、そこを通じての町全体の公共施設の在り方等も必然的に考えなければならない状況になるのだろうというふうに思いますので、こういった部分を捉えて、まずは庁内で一定程度的考え方があって、それを基に、中断されている検討委員会での検討であったりとか、議会との議論ですとか、そういったことになるのだろうというふうに思いますけれども。まずは町側の考え方が一定程度示されない限り進んでいかないものになりますから、そのためには清掃センターの協議が一定程度方向がついて、めどがつかなければなりませんけれども、同時進行としてどうあるべきかという議論は、所管課含め、しっかりと進めていただきたいというふうに思います。先ほどの確認点だけ確認させていただいて、それ以外は特段大丈夫です。

誘客交流連携に関しましても、町長、観光協会や旅館組合等があるので問題はないというふうにおっしゃっているのですけれども、観光協会の事務局は産業振興課が担っておりますし、その会員の皆さん等も、こういったことをこういった形でやっていこうというふうな部分に関しては、観光協会の皆さんも旅館組合の皆さんも

一生懸命一緒に連携をしてやっていけると思うのです。ただ、今時代の流れとしてこういうふうな動きがあるし、佐渡は例えばこういうふうなところをターゲティングしているから、田上町は、ではそこに連携するなら、例えばメディアを使ってとか、旅行会社であったりとか、インフルエンサーだったりとか、そういったことを活用しながら町の事業を知っていただくとか、発信をしていただくとか、そういった部分もやっていかないと、どんどん、どんどん乗り遅れていくのだろうと思います。そういったノウハウがあるのであればいいのですけれども、プロと実際に町の中だけでやろうとすると正直難しい部分もあるのではないかな、せっかくなので事業が観光庁等にあるので、そういった部分はぜひ活用してはいかかなと思います。まず、すぐできることとして、パンフレット等の設置等はいいと思うのですけれども、例えば町長おっしゃられていた道の駅での休憩スポットとしてマイカーを持ち込んでというふうに、佐渡に行かれる方とおっしゃっているならば、例えば道の駅のところに佐渡汽船まで何キロとか、真っすぐ何キロとか、何分とか、そういった看板を少し設置をしてPRするというのも一つの手段ではないかなというふうにも思いますし、ぜひ具体的に誘客ができる、つながる、そういった具体的な取り組みを見える化していただきたいなというふうに思います。協議を進めていくというふうにはおっしゃっていたのですけれども、具体的にその協議がどういったタイミングでされていくのか、佐渡市との協議の予定といいたしまししょうか、今年度中とかにこういったことをというような協議会とかが日程設定されていたりするものなのか、具体的なスケジュールリングみたいなものがあるのであればお聞かせいただきたいなというふうに思います。もしないのであれば、そういったものがない中で本当にこの事業や連携協定が実のあるものになるのかというふうなところが非常に疑問が残るなというふうに思いますけれども、その辺りどのようになっているのかお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） 体育館については、まずは体育館の建設に取り組む、今いろんな形で利用されている町民の皆さん方の不便を考えたときに、町民体育館はまず建設ということを考えていかななくてはならない、こう思っています。そうした中での避難施設、先週も小学校、中学校の体育館の空調、エアコンのことについて質問がございました。当然今回体育館としての用途とほかに、先ほどから申し上げている避難施設、当然そうしたときには、もうそれこそしっかりと空調、エアコンも考えたのであれば本当の意味の避難施設として成り立っていかないというふうに思っておりますので、その辺のところをしっかりと。本当にハードルといえますか、非常

に難しい、有利な起債とは言葉としては簡単ですけども、なかなか厳しい状況だとは思ってはおりますけれども、そこはまた本当に国のほうにもしっかりとお願いをする中で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

それから、佐渡の連携協定、いろんな展開の仕方はあると思います。これから本当に町としての取り組み、それから当然連携協定を結んだわけですから、佐渡市とのこれからの協議、どうやってお互いに観光資源を活かしていくかだとか、いかに誘客に結びつけるかということは、当然佐渡市ともこれから協議をしていかななくてはならないと思っております。町自体としてもどうやったら観光資源を有効に活用して誘客に結びつけていくかということは非常に大きな課題でもありますので、先ほど申し上げました観光協会、また旅館組合ともいろいろと相談をしながら進めていきたいなと思っておりますし、当然いろんな形ででも、それこそ先ほど議員おっしゃられた観光庁のという話もありましたけれども、そういうことも通じた中で、いろんなところにアドバイスをいただけるような形で協議を進めていければなと、こう思っております。

議長（藤田直一君） 今井議員の一般質問を終わります。

次に、4番、青野議員の発言を許します。

（4番 青野秀幸君登壇）

4番（青野秀幸君） おはようございます。議席番号4番、町民クラブ、青野秀幸でございます。よろしくお願いいたします。一般質問は、本田上工業団地への企業誘致計画の見直しについて質問させていただきます。

本田上工業団地は、平成25年に造成工事を終え、分譲を開始しました。本田上工業団地全体の企業誘致のめどが立った時期もありましたが、そうはならず、分譲開始から11年が過ぎましたが、残り約2万674平米の用地がまだ企業誘致のめどが立っていない状況であります。令和5年度以降は、コロナ禍も明け、町長、産業振興課を中心に、新潟県、関係機関、金融機関、関係団体、関係業界へ企業誘致のための情報提供、PRをされてきたことと思いますが、成果が上がっていません。

また、本田上工業団地への企業誘致は、第6次田上町総合計画の前期基本計画の重点プロジェクトにも掲げられており、町として税収増、新たな雇用の場の確保と所得の創出、人口増加につながる重要課題です。

第6次田上町総合計画では、令和8年度までに工業団地の全ての用地を販売するとされています。令和8年度末まであと2年7か月しかありません。用地販売のために今まで行ってきた方策だけでは、令和8年度までに残りの用地を全て販売する

ことは難しいのではないのでしょうか。

工業団地の全国的な動向であります。一般財団法人日本立地センターの2024年4月の資料によれば、製造業、物流業約2万社を対象にアンケート調査を2023年10月に実施した結果、新規事業所立地計画に関する動向調査では、立地計画を有する企業は、製造業が23.1%、物流業が32.6%であり、コロナ後に立地意向が増加しており、今後の立地意向の推移として立地計画の回復の兆しがあります。

また、日本立地センターの同じ資料によれば、全国的に産業用地不足が進んでおり、企業成長や地域活性化の課題となっています。2023年度においても、分譲可能面積、分譲中の産業団地数も減少が続いています。新規産業団地は増加しているものの、産業用地の供給以上に立地需要が増しており、分譲中の産業団地が減少傾向にあるとのこと。つまり、全国的に工業団地の需要が増加傾向にあるが、工業団地は不足している傾向にあると思われます。これは、本田上工業団地販売に向けて追い風になるのではないのでしょうか。しかし、完売するには厳しい状況であることには変わりありません。

次に、本田上工業団地の販売単価についてです。本田上工業団地と近隣の工業団地の販売単価は以下のとおりとなっています。括弧内の数字は最寄りの高速道路インターチェンジまでの距離であります。まず、本田上工業団地、坪4万5,000円、インターチェンジまで15キロ、五泉市村松工業団地、坪3万3,000円、インターまでは11キロ、川通工業団地、坪4万8,600円、インターチェンジまで1キロ、工業流通団地、坪5万円、これは栄スマートインターチェンジに隣接しているという立地条件です。新潟県東部産業団地、坪3万400円、インターチェンジまで4キロとなっております。この数字は、日本立地センター発行の2023年度版産業用地ガイドから引用しているものです。本田上工業団地と他の工業団地の販売単価を単純に比較できませんが、高速道路のインターチェンジから最も離れているのは本田上工業団地です。各工業団地の立地位置と販売単価を考えると、本田上工業団地は割高な価格設定になるように思えます。

さらに、令和6年6月7日発表の経済産業省の工場立地動向調査によれば、工場、研究所を建設する目的で、2023年1月から12月であります。1,000平米以上の用地を取得した事業者で、立地地点選定理由、これは新設のみでございますが、最も重要な理由として選ばれた回答は、1番目が本社、他の自社工場への近接性、全体の37.72%、2番目としては人材、労働力の確保、全体の8.38%、3番目として地価、全体の8.08%となっており、立地地点選定理由として3番目に多いのが地価と

なっています。工業団地販売の要素の一つとして価格が重要であることが分かります。

次に、本田上工業団地販売促進のための本田上工業団地企業誘致推進員制度実施要綱では、推進員の成功報酬は分譲代金の1%であります。また、本田上工業団地進出情報提供手数料制度実施要綱では、手数料の額は分譲代金の0.2%で、上限が20万円となっております。2つの制度の内容は違うものの、成功報酬としては少ない金額です。これらの制度は平成25年7月1日に施行されたものであり、成功報酬は施行当初から変わっていません。成功報酬を2%から3%にアップさせる等の見直しが必要ではないでしょうか。

次に、第三セクター等経営健全化方針についてです。この方針は、総務課で平成31年3月29日に作成されています。これは、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めたものですが、作成されてから5年以上たち、周りの状況が変わっているにもかかわらず内容の見直しがされていません。この方針で「本田上工業団地に接する主要道路である国道403号線バイパスの全線開通もしておらず、工業団地の売却が進まず、公社の経営状況にも影響を及ぼすものとなっています」とありますが、現在403号線バイパスは開通しています。また、6の法人の財務状況として記載されている金額も作成当時のままで、平成29年度の数値が最新のものとなっています。そのほか、「工業団地の早期的な売却に向けて、田上町職員で構成される内部組織である産業活性化プロジェクトチームにより販売促進の検討が行われています」とありますが、産業活性化プロジェクトチームの人数や役職構成を見直す必要はないのでしょうか。本田上工業団地の販売を推進し、早期に完売するためには、販売価格等を含めたあらゆる事項を見直すべきではないでしょうか。

令和5年度は新潟日報に広告を9月、12月、3月の3回掲載されたとのことですが、製造業や流通業等の業界新聞や雑誌等にも広告掲載を考え、全国の企業にPRすることも必要ではないでしょうか。また、金融機関、関係業界団体等に町長が直接訪問して情報提供を依頼するだけでなく、用地を探している企業の情報提供を町内の企業経営者の人脈を通じてお願いしたり、田上町出身者や田上町に縁のある県外企業の経営者をリストアップして直接訪問し、本田上工業団地への進出をお願いするなどの方法も必要ではないでしょうか。

令和8年度までに工業団地の全ての用地を販売するには、今の早い段階であらゆることを見直して、令和6年度から令和8年度までの具体的な販売計画、何をいつ誰がどのように実施するかとかですね、を策定して実行することが必要であると思

います。町長に伺います。

1、本田上工業団地の令和5年度の販売計画に対して実施した事項と結果について教えてください。

2、本田上工業団地企業誘致推進員制度の成功報酬及び本田上工業団地進出情報提供手数料制度の手数料を引き上げることにについて、見解を教えてください。

3、本田上工業団地の販売価格値下げについての見解を教えてください。

4、第三セクター等経営健全化方針は平成31年3月29日に作成されたままであるが、見直し、改定の必要性について見解を教えてください。

5、第6次田上町総合計画では、本田上工業団地について、令和8年度までに工業団地の全ての用地を販売するとなっていますが、そのための令和6年度、令和7年度、令和8年度の各年度における具体的な販売計画と、それに必要な予算措置を示してください。

以上、1回目の一般質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、青野議員の本田上工業団地への企業誘致計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1点目の本田上工業団地の令和5年度の販売計画に対して実施した事項と結果につきましては、現地へののぼり旗の設置、県をはじめ関係機関への情報提供、ちなみにこの情報提供によって県の東京事務所や大阪事務所へも情報提供が行われます。そのほか、地元新聞への広告掲載を3回、国道403号バイパスが開通した地域、特に新潟方面の秋葉区内の全金融機関へのパンフレット等の送付など、情報発信に努めてきました。その結果、問合せはあったものの、具体的な成果には残念ながら至っておりません。

2点目の本田上工業団地企業誘致推進員制度の成功報酬及び本田上工業団地進出情報提供手数料制度の手数料の引上げにつきましては、この制度は平成25年に制定をされましたが、当時はこの制度は全国的にも珍しい制度であり、もっと活用されてもよいのではないかと私自身感じておりましたけれども、残念ながら今のところ結果には結びついておりません。以前、不動産会社にこの制度についてお聞きしたことがあります。工業団地の売買は住宅地等と違い、あまり成功報酬の率を上げてもなじまないとのこと意見をいただいたことがありました。いずれにいたしましても、現在の状況が手数料によるものなのか、そもそもこの制度自体がなじまないのか、他市町村の事例等をもう少し研究をさせていただきたいと思っております。

3点目の本田上工業団地の販売価格値下げにつきましては、工業団地の誘致、進出に当たりこれまでに各企業等に確認すると、価格より人員の確保、既存本社等の距離等が重視されており、価格も検討材料として上位にはあるものの、その位置づけは決して大きなウエートを占めていないというふうに聞いておりますし、議員からの資料にもそのような結果となっております。したがって、今現在値下げを行うことについては考えてはおりません。

4点目の第三セクター等経営健全化方針の改定の必要性につきましては、平成26年に総務大臣通知及び自治財政局長通知により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任による効率化、経営健全化に取り組むこと、特に地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが要請され、平成30年に自治財政局公営企業課長通知によって、経営健全化方針を速やかに策定し、公表をお願いされたところです。そのような国の方針に基づき、平成31年3月に作成したものであります。

この健全化方針の策定要件は、田上町でいいますと、損失補償額の標準財政規模に対する比率が田上町の実質赤字の早期健全化基準の水準である15%を超えており、その比率が当時28.08%であったことから、策定、公表しているものであります。

この健全化方針につきましては、今後3年以内に償還が進み、基準を下回る見込みではありますが、確かに議員ご指摘のとおり修正が必要な箇所も散見されますので、改定するよう指示をいたしたところであります。

5点目の本田上工業団地について、令和8年度までに全ての用地を販売するとなっているが、令和6年度、令和7年度、令和8年度の各年度における具体的な販売計画及びそれらに必要な予算措置につきましては、今現在、全県的に工業団地の用地不足から工業団地への企業誘致は有利な状況になっております。また、企業の投資意欲もある中で、いかにこの本田上工業団地の存在をPRしていくかが重要になってきます。その際に、先ほど申し上げたとおり、まずは現在の事業所との位置関係が重要との意見も多いことから、改めて町内企業へのアプローチを町商工会と連携しながら、あわせて隣接市の商工会議所などを通じたPRも行っていきたいと考えております。また、県内企業への働きかけも必要ですので、今回ご提言をいただいた業界新聞等のメディアの活用も検討していきたいと考えております。

今後、各年度に実施することを整理しつつ、必要な予算措置についても併せて検

討し、計上したいと考えております。

以上です。

4 番（青野秀幸君） 2 回目の質問をさせていただきます。

1 点目の令和 5 年度の販売計画に対しての結果でございますが、問合せがあったということでございますが、何件問合せがあったのか、どのような内容だったのかというところが少し気になりますので、その辺のところを答弁願えればと思っています。

あと、2 点目の手数料、成功報酬の引上げなのですけれども、不動産会社にこの制度について聞かれたということでございますが、成功報酬の率を上げてもしないというご意見があったということでございますが、ないというのとは具体的にどういうふうになじまないのかなというのが私としては疑問が残ります。手数料が上がれば不動産会社としても報酬が増えるわけですので、ないというのはどういうことなのか、もしその辺のところ聞かれているようであれば答弁をお願いしたいと思います。

3 点目の販売価格の値下げでございますが、確かに調査によれば本社に近い、自社関連工場に近いといった条件が三十何％と高いのですけれども、本田上工業団地の位置は変えることはできません。動かすことはできませんので、結果として1 番目、2 番目、3 番目として変えて対応することが可能なものが3 番目の販売価格ということになってくるかと思います。数字としては8 %台として、確かに全体としてはそう大きくないとは思いますが、販売価格を変えるということは、インターまでの距離というのは変わらないわけですし、販売価格を変えるということは可能でありますので、当然造成にかかった経費であるとか借入金との関係も出てくるとは思いますが、価格を下げるということも重要な選択肢ではないかと思っています。

5 点目の具体的な販売計画についてでございますが、1 回目の質問の中でもあらゆる事項を見直す必要があるのではないかとこのところを申し上げました。近隣、近くの商工会議所を通じてPRということも大変いいかと思うのですけれども、あらゆることの計画を見直すという点では、例えば産業振興課のほうで中心に関わっておられると思いますが、担当される方の例えば人材のスキルアップのための、販売に向けてどういうスキルが必要かとか、そういうスキルを上げるための例えば研修であるとか、勉強をどうしたらいいかといった、そういう教育に関しての計画も必要ではないかなというふうに思います。

また、同じように1 回目の質問の中で申し上げましたが、町内の企業経営者の人

脈であるとか、田上町出身の方、例えば県内の経営者、県内におられる田上町出身の経営者の方でももちろんいいですけども、何かしら田上町と出身でなくても縁がある、例えばある企業の経営者の例えばご両親の実家が田上にあるとか、何かしらそういう縁をたどってお願いする、PRするといったことも、どんな縁でつながるか分かりませんので、そういうことも必要ではないかと思います。

あと、県央土地開発公社、田上事務所の関係になるわけですけども、令和14年度から期末残高がマイナスになる、マイナス1,624万1,000円になるという数字が出ております。こうなると町の一般財源から投入をせざるを得ないということになるのは、もう以前から承知されていることと思いますが、その辺、町長どのように捉えられているかなというところを改めてお聞きしたいなと思います。

あと、あらゆることの見直しの基礎として、今誘致対象企業というのは製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業というふうになっておりますが、以前のように例えば、これのほかに小売業を追加することができないのか、例えば企業の本社機能を持ったオフィス、事務所を誘致ということもできないのか、そういうことを、いろんなある意味許可の面だとか、いろんな制約はあるとは思いますが、あらゆるところを見直していく必要があるのではないかなと思います。

改めて申し上げますが、工業団地のPRをした結果としての問合せ件数、その問合せのあった、どんな内容の問合せなのか、その内容を踏まえて販売のために例えば何か改善する必要があるが見えてきたのかどうか、そこのところを町長にお伺いいたします。

2番目に手数料がなじまないという不動産会社からのご意見ですが、そのなじまないというのは具体的に何かあれば答弁をお願いいたします。

あと、県外企業なり県内を含めて、いろんな人脈、田上町に縁のある方を誘ってPRをする、お願いをするといったことについてを計画に入れることについての町長の見解を伺います。

あと、すみません、もう一度申し上げますが、販売をされる方の人材育成、教育、それについてはどう考えられますでしょうか。

あとは、県央土地開発公社の令和14年度に期末残高がマイナスになるということに対して、改めて町長はどう思われているか答弁をお願いいたします。

以上、2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 工業団地の問合せが何件ぐらいあったかというふうなお話でありますので、これについては担当課のほうから答弁させたいと思いますし、2番目の

工業団地の売買は住宅地と違ってなじまないというふうにお話を申し上げました。直接私は不動産業者から聞いているわけではありませんけれども、住宅地と違って受け取る側としては反応が鈍いのかなと、そういう意味でなじまないというふうに言われたのかなと私は思っているのですけれども、その辺もまた担当課のほうで補足があれば答弁をしてもらいたいなと、こう思っています。

いずれにしても、この販売に向けての取り組み、議員から人材育成を含めて教育であるとか、そうした計画、どういうふうに捉えているかというふうな話でありますけれども、当然そうしたいろんな教育も含めて、販売をしていくためのスキルアップといいますか、そういう機会に向けて、そうしたところに職員をあれしていくことも大事なことであり、思っておりますので、その辺は十分また検討したいなと、こう思っております。工業団地が令和12年にはマイナスになるというふうなお話がありました。当然そうなれば一般財源からの補填というふうな形になってくるわけでありますので、そうならないように、これから令和7年、令和8年に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておりますし、あらゆる取り組みをしながら販売促進に向けて頑張っていきたいなと、こう思っております。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの青野議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年度の問合せの状況、広報等行った、それに対する問合せの状況でございます。こちらに関してですけれども、具体的な件数についてこれまでもあまりお答えをしていなかったのですが、おおむね数件ということでご理解いただければと思います。

あと、主な業種なのですけれども、業種につきましては工業関係が多かったというふうに記憶してございます。

あと、そのほか、なじまないという部分なのですけれども、お話をしてきました各事業所、これまでも多いのですけれども、各事業所とお話しした中でも、進出された方、されていない方も含めまして、あまりこの手数料の部分について、お話をさせてもらっても、いや、特にそれはいいですということで話がされてきた経緯はございますので、なじまないというような表現で町長のほうへ今ご答弁いただいているというふうに感じております。

以上です。

4番（青野秀幸君） 手数料についてでございますが、それは不動産会社の考え方、経営者の考え方等もあると思うのですが、私が企業に勤めていたときの経験からすれば、手数料というのは1%と3%ではかなり違いますので、企業経営者によってそ

れは当然判断はあると思いますが、この手数料を上げるということに関しては、いま一度今まで聞かれた不動産屋以外のところもヒアリングされて、検討すべきかなと考えます。この点について、もう一度、3回目の質問とさせていただきます。

町長（佐野恒雄君） 先ほど申し上げました工業団地の今残っている面積を何としても埋めなくてはならないと思っておりますし、この手数料も含めてあらゆる取り組みをしていきたいなと、こう思っておりますので、この手数料についてもまた業者に聞いてみるなり、いろんな取り組みをしていければなと思っております。

議長（藤田直一君） 青野議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時12分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、椿議員の発言を許します。

（12番 椿 一春君登壇）

12番（椿 一春君） 議席番号12番、町民クラブ、椿一春、一般質問をいたします。

令和6年6月に食料・農業・農村基本法改正の成立について質問いたしました。20年後には農業者は4分の1程度になるということに対する危機についての質問と、生産性の高い農業経営をするためにスマート農業への取り組みを質問いたしました。6月に引き続き、農業の持続化のために取り組むことを課題にした一般質問をいたします。

今回は、農地保全の多面的機能支払交付金について質問をいたします。20年後の農業者人口ですが、統計的に未来の農業者人口は4分の1程度に減少すると予測されています。現状の農地面積を作付していくと1経営体の耕作農地は必然的に多くなる。そうなると、用排水路、農道の整備、維持管理を少ない戸数の農業者で賄うことは労働的に難しくなり、維持管理ができなくなることも想定されます。

そこで、国、農林水産省は農地保全に欠かせない多面的機能支払交付金の制度があり、田上町でも活用しています。この制度のさらなる活用が必要でないでしょうか。

この多面的機能支払交付金は、大きく2つに分けられております。末巻のほうの資料の2ページを御覧ください。1つ目は、上のほうに書かれている農地維持支払交付金で、2つ目が下のほうに書かれている資源向上支払交付金となっています。

この2番目の資源向上支払交付金については、さらに2つに分けられていて、資源向上支払交付金の共同作業等に当てはまるものと、2つ目が資源向上支払交付金の施設の長寿命化に対しての事業目的によって区分されております。具体的には、共同のほうでは施設の軽微な補修や農村環境保全など多面的な推進を図る活動であり、もう一方は施設の長寿命化となっております。したがって、この多面的機能支払交付金は細かく3種類に区分されていて、おのおのに対して10アール当たりの交付金基準額が設定されております。おのおのの事業計画を提示することで交付金が受けられる制度となっております。

3種類の事業計画を目的別に区分して示すことで、3種類の事業に応じたおのおのの交付金が受けられます。主な事業は、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動に対し交付金が受けられます。さらに、交付金を増額できる加算要件等があります。その一つは、多面的機能のさらなる増進と水田貯水機能の強化、一般的に田んぼダムと言われているものの推進の2項目を実施することで交付金の増額が受けられます。田上町でも活用しております。

次に、町の状況であります。現在は4団体で活動推進されております。田上郷保全会、上横場保全会、曾根保全会、それと新津郷広域保全会で実施されていて、田上、上横場、曾根の3つの保全会は、事務局は田上郷土地改良区内に設置し、事務を賄っております。

その中で、資源向上支払交付金、共同の活動では、大正川のアジサイとかシバザクラの植栽の管理、それから広域休耕田の菜の花畑の植栽ですとか、護摩堂山のヒメユリの植栽など、景観改良の事業等が継続されております。農地維持支払交付金では、農道の砂利敷き、排水路法面の草刈り保全の活動がされております。

その取り組みの中で残念な項目が田んぼダムの取り組みです。10年ほど前に田んぼダムの水位調整板が圃場整備を実施済みの田んぼの耕作者に配布され、素材は木質であったために現在は腐敗して水位調整板がなくなっている田んぼが大多数と思います。

この田んぼダムの取り組みは、10アール当たり400円交付金が加算される魅力的な取り組みであります。田上町での令和4年度事業実績は農林水産省のホームページに掲載されておまして、活動組織3組織であります。農地維持支払交付金は、3組織の事業面積479ヘクタール、資源向上支払交付金の共同では、3組織合わせて事業面積479ヘクタール、資源向上支払いの長寿命化の事業に対しては実績ございません。交付金の支給実績は、2,710万円の実績であります。また、令和6年度

の当初予算も同額となっております。

この実施事業の変化として見れることは、水路の法面の草刈り作業、令和4年頃までは各地域の農家の人による共同作業で、おのこの刈り払い機を持参し、5月と7月に草刈り作業を実施されてきました。令和5年度より大型の重機による法面の草刈りに変わってきました。この変革は、農業者の高齢化と戸数減少にとってはとてもありがたい事業の改善が見られて、すばらしいことであります。

今後検討していく課題ですが、2024年度以降、2045年に対しては186の経営体が46の経営体に減少します。これにより、田んぼの作付面積ですけれども、2024年度平均では2.6ヘクタール、これ2町6反が1経営体であります。2045年度になりますと平均耕作面積は10.5ヘクタール、10町5反の1経営体となります。これだけの耕作面積を賄わないと現状の耕作農地を守ることができません。当然のことですが、経営体が4分の1に減るので、田んぼを作る面積は4倍になります。田んぼの保全は、1人の耕作者だけに農地、これ国土ですが、その保全を任せるのではなく、管理労務の負担を分散していかなければならないと強く感じます。

農地は、農業者が作物を栽培するためだけではなく、国土の保全と自然環境保全、良好な景観の形成に当たり、その利益は広く国民が享受しています。ついては、さらなる農地保全活動の変革が必要であります。

住民にとって一番恩恵を受けると感じられるのは水害対策でないでしょうか。近年のゲリラ豪雨に対して水田の雨水貯留の機能の強化、田んぼダムを推進することは重要であると考えます。

この田んぼダムは、単に排水口に関するものだけではなく、田んぼの貯水量を十分に確保するためにも、田んぼ自体のメンテナンスについても検討することを考えなければなりません。例えば、毎年あぜ塗り作業を実施し、保水力を高めることを目的としたあぜ塗り作業を事業化することと、あぜの草刈り作業に対しても作業料金の支払いをし、自分の田地の作業をしても、ほかの田んぼの作業をしても作業料金が支払われる仕組みをつくり、保水力を高めることで保全の事業とすることが必要であります。ほかの自治体としては見附市等が参考になります。

現在各農家で実施しているあぜ塗り作業を見ますと、1軒の農家であぜ塗り機を保有してあぜ塗り作業をしていた場合、平均的な耕作面積は2.5ヘクタールですから、基盤整備をされている田んぼでの枚数は3枚から6枚程度であります。これを自前のあぜ塗り作業機を準備して行う作業としては、決して効率性や生産性がいいとは言えないです。この点においても多面的機能支払交付金を活用し、水田の雨水

貯留機能の高い水田に管理して、水害から国土と地域を守るべきではないでしょうか。

次に、町では資源向上支払交付金の長寿命化の活用実績はありません。パンフレット等を見ますと、活動実績を見ますと、ちょうど先ほどの2ページの下の下になりますが、未舗装道路の舗装ですとか、ゲートバルブの更新、水路の更新等の例があり、これをうまく活用すれば、役場協から農免道路は舗装されていますが、その先、農免道路から羽生田川のバイパスと並行している農道は、一般車両の往来が多く農道の傷みが激しいので、また砂ぼこりも舞い上がる等の改善を求め、舗装してほしいとの住民の声も聞こえておりますけれども、いまだかつてなされておられません。これらに対応するためにも、このような農地保全と環境保全をすることで国土を守り、住民の共有の利益となる事業をもっと推進していくべきでないでしょうか。これらの田上町における問題や課題に対して、町長に次の質問をいたします。

1 番目、水害対策に効果があり、国土保全と住民の利益の享受をできる田んぼダムの取り組みを実施することを提言します。付随して、貯水量確保のためにも、あぜ塗り機を導入し、共同事業でのあぜ塗りを実施すること。あぜの草刈りに対しても作業料金を付して、あぜの保全に努める事業をすること。このことを町長に提言しますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2 番目に、資源向上支払交付金、長寿命化の事業の取り組みについて、農業用水路、農道などの施設の長寿命化の事業に取り組み、農地と国土の保全に努めることを提言いたします。この提言に対し、町長の見解をお尋ねいたします。

3 番目です。2024年、186の経営体があり、20年後の2044年には4分の1の46経営体に減ると統計的に見込まれております。農業センサスによれば、田上町の田耕地面積830ヘクタール、このうち水稻作付面積647ヘクタールの統計がありますが、多面的機能支払交付金では9,200円掛ける830で7,630万円の予算確保が可能と考えますが、現状では2,710万円の交付実績ですので、国土を保全するためにも最大限の事業を発掘し、積極的に事業推進をすることを提言いたします。これに対する町長の見解をお尋ねいたします。

4 番目です。2024年の186の経営体があり、20年後の2044年には4分の1の経営体、46経営体に減ると統計的に見込まれております。個人の農家で経営面積が増えていくことが想定されます。農林水産省の補助金、助成金等は法人の経営体に対して充足しておりますが、個人の経営体についても同様に補助金の対象となるよう、国、県に対し改善を求めることを申し入れ、農業の継続を守るためにも町長からの

働きかけをいただけるよう提言いたします。これに対する町長の見解をお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、椿議員の農地保全の多面的機能支払交付金についてのご質問にお答えいたします。

まず前段に、この交付金につきましては、あくまでも事業主体は各地区の保全会であり、関係する土地改良区と協議しながら事業を実施していることから、町が直接関わることはあまり多くはありませんが、それらを踏まえた答弁になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の田んぼダムの取り組みの実施、あぜ塗り機械の導入につきましては、まず田んぼダムですが、既に平成26年度より田上郷土地改良区と連携し取り組んでおり、効果としましては、大雨の際、田んぼを一時的にダム化し、時間をかけて雨水を放流することで横場の排水機場への負担軽減が図られております。あぜ塗り機械の導入に関しましては、農業者の皆様それぞれのお考えもあろうかと思っておりますので、議員からのご意見については土地改良区へ話をさせていただきます。

2点目の資源向上支払い、長寿命化への取り組みにつきましては、以前管内でも取り組みを行っていた保全会はありましたが、当該地が圃場整備地区に予定されることとなったことから、やむなく中止をした経緯がありました。その後、ここ数年において長寿命化事業の活用の事例はありませんが、具体的な要望等があれば、多面的機能支払交付金制度の活用等につきまして説明等させていただきますが、最終的な判断は実施主体である保全会及び土地改良区になろうかと考えております。

3点目の交付金の増額につきましては、多面的機能支払交付金は国が50%、県が25%、地元市町村が25%の負担割合になっており、制度としては非常に有利な内容ではありますが、近年の県財政悪化の状況から、県としてはこの交付金の増額については慎重な対応をしているとの話を聞いておりますが、今後予定される事業内容等によっては県への要望を行っていきたいと考えております。

4点目の補助金等について、個人も対象となるよう国、県へ申入れを行うべきにつきましては、もともと田上町は法人の数が少なく、多くは個人の経営体といった状況です。議員もご指摘のとおり、確かに国や県の補助制度等は法人や産地を対象としたものが多いと感じております。私も今後の状況を踏まえたと、規模や法人、個人で区別するのではなく、全農業者が補助金等の対象になれるような仕組みづく

りが必要であると考えており、今後、必要に応じて、町村会等を通じ、国や県へ働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

12番（椿 一春君） 答弁いただいた中で、田んぼダムの現況なのですが、確かに私も10年前に田んぼダムというのを実施し、この目的も水害の対策でやっているというものは同じ認識でいるのですけれども、もう10年たった今の現況、本当に実施した当時と今と変わらず機能を果たしているのかなというところになると疑問符があって、その後の水位調整板の更新等もなく、10年前に支給されたままのもので現状どうなのかなというところが私はよく理解できておりませんので、その現況を今町ではどのように把握しているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、今現在田んぼダムがされているとなっているのですけれども、補助金の申請の中で、今のような状況でも田んぼダムを実施している10アール当たり400円の補助金を申請しているのか、していないのか、そこをお聞かせください。今現在だと、とっても補助金の申請するようなところまで田んぼダムやっていますというふうな現状ではないような感じを私は受けております。

それから、これはあぜのメンテナンスをすることで保水力を高める田んぼダムを造るということなののですけれども、この辺の仕組みで見附市等がとてもいい先進的なやり方をやっているのですけれども、そのところは確認されたのかどうかをお尋ねいたします。ここで3つ質問いたしました。

2番目の質問であります、長寿命化のところで予算使われていないということなののですけれども、私の質問の中にもあったのですけれども、以前にも羽生田川から農免道路の間の農道がとても傷んでどうしようもないということで、地元の方からそこを農道にしてほしいと土地改良区のほうに改善を求めても、金がないだとか何とかということで、いまだかつて実現されていないのですけれども。私もそのときはまだこの補助金に関して不勉強だったのですけれども、これを使えばすぐできるではないかというふうなのをすぐ感じたのですけれども、その部分は質問したいのですけれども、今その保全会の活動というのは、よそのことなので、ちょっと分かるかどうか分かりませんが、その補助金を申請するのも毎年のことだと思いますので、どれぐらいの会合がやられているのかという、そういった会合の実績について、もし分かったらお聞かせください。

次に、質問の3番目に対してです。これ交付金の増額をしないということなののですけれども、私の言っている増額というのは長寿命化の事業とかのようにうまくや

れば使える補助金も今何ら活用していないのではないかと思います。

それと、休耕田となっているところの総面積、多分2,700万円だと450平米ぐらいの現在も耕作されているところの面積を対象に算出をしているのかと思うのですが、田上町全体のところでは六百幾つ平米の農地がありますので、そういったものをみんな含めてやると6,000万円ぐらいの補助金を確保できるのではないかと思います。その対象とする面積の考え方と、いろんな事業を積極的に取り組むことでメンテナンスする予算を確保できないかというところの質問でありますので、そのことをもう一回答弁をお願いいたします。

4つ目の質問に対しては、ありがとうございます。ぜひぜひお願いいたします。海外の先進地のオランダなんかでも個々の経営体が主になっているところが多いので、日本の農業を守っていくのも、今まで個人の方々の経営があって今日来ておりますので、私のほうで法人化してはという論ですけれども、補助金等をうまく活用するためには法人化の組織をつくったほうがいいのではないかと思います。言ってきたのですけれども、なかなか難しいのであれば、個々の経営体においても補助金を使えばということなので、ぜひ国県のほうに改善をよろしくお願いいたします。

以上で2度目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 田んぼダム以下3点ほどお話をいただいたようですけれども、私のほうで把握できていないところがほとんどですので、担当課のほうから答弁いたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） それでは、今ほどの椿議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の田んぼダムの関係です。田んぼダムに関しましては、先ほど町長からお話ありましたが、10年前にこちら制度を始めております。こちらのほうの堰板というか、板なのですけれども、5年に1遍、定期的に更新をするといったような形でやっておりまして、直近で申し上げますと令和3年に更新のほうをしているというふうに聞いてございます。

引き続きまして、田んぼダムの関係で交付金の加算の部分の400円があるのですけれども、こちらに関しましては、これまでの今までの田上町の申請の履歴を見る限り、400円の申請といった状況はございませんでした。

3点目の見附市の取り組みなのですが、こちらのほう、今回議員からのご質問の部分いただく中で、今回初めてこういった取り組みされているところが改めて分かったといったようなところでございます。

引き続きまして、長寿命化事業に関して、農道が傷んでいる部分があるので、そ

の辺に関して保全会の活動の状況ということで今ほどご質問いただきました。会合の定期的な集まっている状況等については、申し訳ありませんが、こちらのほうで把握していない部分になりますので、そのように捉えていただければと思います。

あとは、面積の考え方です。面積については、まずベースになるものが全ての農地という考え方ではなくて、農振農用地と呼んでおりますけれども、田上全体で今面積が大体約800ヘクタールぐらいあったと思うのですけれども、そちらをベースにしています。その中で今交付金の対象になっているのがおおむね7割ぐらいということで、面積で570ヘクタールぐらいが対象になっているというふうにこちらのほうでは計算のほうをしております。

以上でございます。

12番（椿 一春君） 分かりました。田んぼダムもせっかくある、堰は令和3年度に再度交付されているということであつたのですけれども、私の記憶によると、私も農業やっているのですけれども、配られていない、来たのかなというところが分からぬところがあります。本当に全てのところへ渡っているのかなというのが分かりません。

それから、田んぼダムせっかく令和3年度にも板を更新しているというふうな取り組みしているのであれば、ちゃんと400円のを認められているので、補助金として申請するべきではないかと思うのですけれども、田んぼダムの堰をしているという答弁の中でも住民のために横場排水機の排水機能を守るためにやっているのだというふうなことを述べていながら、なぜ補助金を400円を取らないのですか。そこをもう一度答弁願います。

それから、長寿命化のほうなのですけれども、田んぼの保水能力を高めるためにも、今排水路というのがあるのですけれども、コンクリートの塊でありますので、傾いたり、沈下したりしているのです。大体は、農業者だと、もう自分の田んぼなので、自分の個人の負担で直さなければならないということで、かしがったままでもそのまま放置されている田んぼが多いのではないかと思います。そういったところを把握しまして、これこそ施設の長寿命化のための事業を当てはめると、また元どおりに正しく位置を直すことを交付金でやることによって田んぼの個人負担なくして田んぼダムの機能を高める、保持することも可能と思いますので、そういった事業なんかもちゃんとやると田んぼダムの10アール当たり400円の補助金を適正に受けれるのではないのでしょうか。今ただほとんどお金のかからない水位調整板だけを配布しているということで、なかなかその400円を申請するのに何か抵抗があ

るのではないかなというふうなのを感じておりますが、もっとどうやったら田んぼのところの設備を長寿命化するためにできるかというところを注目して、いろんな事業に取り組んでいただければというふうに思いますが。まとめますと、今現状何で400円の補助金の申請をしていないのかというところと、あとは排水路ですとか、田んぼダム等の機能を高めるために、かしがった排水路ですとかあるのですけれども、そういったものをちゃんと事業化するような計画を立ててほしいと思うのですけれども、それに対しての2点質問いたします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 田んぼダムについては、堰板というのですか、先ほど課長のほうで令和3年にというふうな話がありました。私も年度についてははっきり記憶はありませんけれども、そういうことがあったような記憶はあります。そこは議員ひとつ確認していただければなというふうに思いますけれども、1ヘクタール当たり400円の交付金、この制度を何で利用していないのか私は分かりませんが、何か意味があってというか、何か不都合があって申請していないのか、その辺のところは私も承知しておりません。担当課のほうから答弁をさせたいと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの400円単価の部分、こちらの追加での申請部分なのですけれども、こちらの部分、申請するに当たっての要件があったと思うのですが、そちらのほうを確認しながらとなりますけれども、また次期交付申請になったタイミングでは、こちらのほうを活用できるように準備のほうを今からしていきたいというふうに考えております。この辺は改良区とも連携を取りながらになりますし、あわせまして先ほど排水路傾斜の部分、これらも併せてこの事業の中でというようなお話がありました。これらにつきましても、この交付金事業の中でできるものについては検討してもらうように改良区のほうに伝えていきたいと思います。

以上です。

議長（藤田直一君） 椿議員の一般質問を終わります。

次に、9番、小嶋議員の発言を許します。

（9番 小嶋謙一君登壇）

9番（小嶋謙一君） 議席9番、小嶋謙一です。第4回田上町議会定例会の一般質問において、私は、1つに、厳しい経済情勢が続く中で、学校給食費納付の在り方を見直し、改善することを求め、町長の考え並びに教育長の対応を尋ねます。2つには、町民の健康促進に資する湯っ多里館における町民利用の促進を求め、町長の考えを尋ねます。

最初に、学校給食費納付方法を改定することについて。田上町学校給食費多子世帯軽減助成制度の交付時期は、保護者の納付済み給食費を上限として、学期末ごとに精算し、申請書に記入された口座へ振り込まれます。昨今は、諸物価の高騰に伴い、町民はもとより、特に多子世帯やひとり親世帯では家計のやりくりが厳しい状況が続いています。田上町は、生活応援券を発行し、生活の下支えを実施していますが、毎月の必要経費としての給食費、小学校は5,400円、中学校は6,300円であります。この学年費と合わせた諸費として口座から引き落とされます。

学校給食費多子世帯軽減助成制度は、町長の発案、指導による子育て支援の肝煎り政策です。保護者は、給食費が1食300円余りの割には調理の質、量とも充実していると高く評価しています。高く評価されている学校給食ですが、現制度は、給食費の納付は、児童生徒が2人目や3人目であっても毎月の費用通知額を一旦納めなければなりません。保護者の中には、給食費で毎月1万1,700円を納付している人もおり、給食費の全額を一旦納付することにより家計のやりくりが厳しい保護者がおられることも事実です。

田上町の給食費を最低生計費試算調査の食費に占める割合を見ると、2人目のみは13.6%ですが、3人目を合算すると29.5%にもなり、家庭の食費に占める給食費は大きいことが分かります。このため、給食費納付の在り方を見直し、改定する必要があります。

諸物価が高騰する中、田上町独自の給食費多子世帯軽減助成制度を、少しでも子育て世帯の実情に照らし、家計の軽減を図るため、2人目の半額助成がなされるのであれば、申請手続の時点で助成額を差し引いた額の納付も可能とし、3人目の場合は全額助成であるから、当初から納付をなくす制度の改定を求め、教育長の考えを尋ねます。

町長は、令和6年度施政方針の中で、少子化の背景には経済的な不安定さのほか、子育てや教育にかかる保護者の費用負担についても触れています。厳しい経済情勢の中で、学校給食費多子世帯軽減助成制度が一層心の通った制度となるよう、給食費納付方法を改定することについて町長の考えを伺います。

2点目、町民による湯っ多里館利用の促進について。ごまどう湯っ多里館は、町民の健康促進に資するとともに、地域の観光振興に資する多目的交流施設として平成13年4月にオープンし、23年経過しました。館長と交わした会話から、町民の健康促進に資する施設でありながら町民の利用頻度は少ないように思われます。令和5年度入館者数12万3,563人は、リピーターが主で、護摩堂山を下山した登山者も

含まれます。果たしてこの中に町民がどのくらい占めるのか、データがなく判然としないのが現状です。

現在、指定管理期間を令和7年4月1日から5年間の指定管理候補者の公募を行っており、指定管理料は令和5年度の3,828万6,000円から同年度収支の202万7,000円を差し引いた額に相当する3,620万5,000円を上限としています。厳しい財政の中、これだけの予算を投入し維持している施設でありながら町民の利用状況が判然としていないことは問題です。

なぜ町民の利用頻度が伸びないのか。湯っ多里館は利用料金制を導入しており、入館料や利用料金は指定管理業務に関する経費として見直しも可能とされています。

利用料金を100円値上げしたことによる町民の利用減少は今も続いています。町当局は、湯っ多里館が町民の健康促進に資する施設であることを認識し、町民向け料金はどのくらいが妥当か、指定管理の更新を機会に十分協議し、協定を交わすことを求めます。町民割引料金の設定は、管理者にとって薄利多売となりますが、町民割引による利用が増えれば令和5年度をベースに収支は上積みされ、経営上大きなリスクにならないと考えます。

町当局は、指定管理者の更新を機会に湯っ多里館の建設意義を再認識し、町民の利用促進になる料金の見直しについてプレゼンテーションを経て審査委員会に諮り、料金を改定することと、地域の観光振興に資するためにも町内外別の利用者の実態を把握することを求め、町長の考えを尋ねます。

以上で最初の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） それでは、小嶋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校給食費納付方法を改定することについてであります。学校給食費多子世帯軽減助成制度は、私が掲げた政策の一つであり、保護者への経済的負担軽減策として毎年実施しているものです。学校給食費に対する取り組みは、給食費無償化を含め、全国で様々な手法が取られておりますが、財政的なことを考えますと、当町が今できる精いっぱい給食費に対する施策であると感じております。

議員からは、教育委員会で現在実施しております田上町学校給食費多子世帯軽減助成制度が一層心の通った制度となるよう、給食費の納付方法を改定することについてご提案をいただいております。実施に当たっては、保護者に対して分かりやすい制度にすることはもちろんですが、働き方改革なども考えますと、職員の事務負

担も考慮しなければなりません。実際に納付方法の変更が可能かどうかにつきましては、教育長のほうから答弁させます。

次に、町民による湯っ多里館利用の促進についてであります。湯っ多里館につきましては、町民の健康増進、地域の活性化などに寄与する多目的交流施設として平成13年度に開業いたしました。開業当初は、温泉ブームということもあり、現在の倍近い人数の入込み状況でした。しかし、その後、各市町村が類似の施設を開業する中、余暇の過ごし方の多様化などにより利用者数は減少を続け、さらに追い打ちをかけるごとく新型コロナウイルスの際には大きく入込み状況が減少いたしました。現在は、指定管理者の努力もあり、徐々に入込み客数は戻りつつあります。

さて、入館者の居住地の把握につきましては、現状の仕組みでは難しく、そのため議員ご指摘のとおり町民の入込み状況の正確な数値は分かりません。しかしながら、指定管理者からの情報によりますと、町民の利用と比較して新潟市内の方が多く利用している状況であると聞いております。これは、人口規模や距離、時間的な手頃さが集客の理由ではないかと感じております。

これまでも町では、町民の方の入込みを増やすべく、指定管理者と協議し、広報紙「きずな」への割引券の掲載や、新型コロナウイルスの時期には町民向け施設利用券の発行など、指定管理者と協議を行いながら町民の利用が増えるよう努めてまいりましたし、現在も毎月「きずな」へはイベントカレンダーの掲載を行っております。

議員からは、利用料金を100円値上げしたことが町民利用者の減少に影響しているのではないかとのご指摘ですが、直接町民の方にお話をお聞きすると、なかなか地元には行きにくいのか、新潟市内や五泉、加茂、三条などの施設に足が向いているようでした。

今年度、指定管理者の見直しの時期ですので、今後、応募事業者から運営方法等につきまして、まず提案された応募書類等の内容を確認し、その後プレゼンテーションなどを通じ選定を行っていくわけですが、その際に改めて町民への周知、利用促進について、併せて建設した当時の考え方をどのように捉えているのかといった点につきましてもしっかりと確認を行ってまいります。

また、町民割引の導入につきましては、私自身はそれほど効果があるとは考えてはおりませんので、導入する予定はありませんが、むしろ各種イベント等を開催する際に、それらのイベントとタイアップして割引券等を発行していくほうが効果が期待できるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、今後の収支等に大きく関わってくる内容ですので、慎

重に検討を行う必要があると考えております。さらに、利用実態の把握につきましては、新しい指定管理者とどのような手法が可能か協議、検討していきたいと思っております。

以上です。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長（首藤和明君） 小嶋議員のご質問にお答えします。

議員からは、諸物価が高騰する中、田上町独自の給食費多子世帯軽減助成制度を、少しでも子育て世帯の実情に照らし、家計の軽減を図るため、2人目の半額助成がなされるのであれば、申請手続の時点で助成額を差し引いた額の納付も可能とし、3人目の場合は全額助成であるから、当初から納付をなくする制度の改定をご提案いただいております。

令和5年3月定例会において今井議員より同様の質問をいただき、教育委員会事務局内で検討を行ってまいりました。当町の学校給食費については、学校給食費多子世帯軽減助成制度のほかに要保護・準要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金でも給食費に対する補助があり、それぞれの予算科目より対象者に対して支援を行っております。免除方式を行った場合、保護者に対する助成金を学校給食会の会計口座へ振り込むこととなりますが、代理受領委任や保護者に対する通知など、現在の要綱を大幅に改正する必要があります。また、年度当初、就学援助等の認定作業を行っている期間の取扱いをどのようにしていくのか、場合によっては学校給食会から保護者への返金作業が必要となり、振込手数料が発生する状況であることも分かりました。あわせて、長期欠席による欠食や学級閉鎖などが生じた場合は2月の徴収時期に調整しておりますが、免除方式にしますと調整月の徴収額のパターンが多く発生することになります。給食専用のシステムではなく、汎用ソフトで給食費を管理していることから、事務量増大につながるようであれば、働き方改革などを考えると、学校の事務職員での作業は難しい状況であります。

今後も学校給食費の取扱いについて検討してまいりますが、以上のことから今の段階で改定ができるかどうかの回答ができないことをご理解願いたいと思います。

以上であります。

9番（小嶋謙一君） ただいま答弁をいただきました。私は、この2点の質問について、決して内容的にも難しいことを言っている、質問しているつもりはないのですが。まず学校給食費のことについての答弁を聞いていますと、予想どおり、事務の扱い上できないというような形の答弁に徹していた内容であります。要は行政サイドの

都合のみからの否定といいますか、提案に対する否定なのでございますが、その背景には、先ほど最初の質問にも私申し上げました背景には、要はいろいろ聞いていますと、確かに後からお金が、払ったものは後から戻ってくるのだからいいよという人ももちろん大勢いらっしゃると思います。しかし、その反面、いや、そうしてもらおうとありがたいねと言われる方もいるのは確かなのです。数は少ないですけども。私は議員ですので、町民の生活、そういうところまで私は逆に訴えたいのです。要は、昨日小野澤議員もお金は使えば価値があるということを言いましたけれども、そういう家庭の人たちというのは、学期末、4か月後に返ってくる8,000円なり1万円のものより、今日の1,000円、2,000円が重要なのです、価値としては。そういう一つの観点からこういう、今答弁でありましたように、改定ができるかどうかの回答ができないことをご理解いただきたいと。私は理解できない。そういう家庭の話の聞いたり、見たりしていると、その回答は理解できない。

そこで、まず教育長に再度お尋ねしますけれども、現在の要綱を大幅に改定する必要があると。そんなに難しいことなのでしょうか。私は素人ですから、行政の事務的なことは全く分かりませんで、お聞きするのも申し訳ないのですけれども、そんなに難しいことなのでしょうか。代理受領委託あるいは保護者に対する通知。私質問を書いているときに考えていたのは、毎年春に申請を受けます。その段階で、あなたは最初から半額のみ支給だとかといった確認をしていけば、後々の事務というのは、ましてや振込手数料というのはかかってこないのではないのですか。私は読んでいて単純にそういうふうに考えるのです。最初から申請のときに聞いて、要するに毎月半額助成するのだから、もう納めるの半額でいいですよということを聞いてくれば、あとは機械的には半額だけいただければいいだけの話で、後々振込も要らないし、ましてや全額補助であれば最初からそれはもうもらわなければ、それは相手の事務手続なり、皆さんのほうの事務もそんなにかからないのではないかと私は思っているのですが、その辺もう少し、こうしたらいい、こうしたことでできるかもしれないとかといった前向きな答弁、教育長からお聞きしたいのですが。

では、町長に、今のこの件に関してなのですが、町長の提案によりつくったいい制度です。ほかの市町村にもない制度ですので、もうみんな喜んでいるのですけれども、実際私が今言ったような形で、そういう家庭といいますか、保護者がおられるということも一つ念頭に置いて、私が今教育長に言ったようなことに対する制度の改定といいますか、納付のやり方の改定を事務方にぜひとも指導してもらいたいと思うのですが、その点、町長の決意を再度お聞きしたいと思います。よろしいで

しょうか。

次、湯っ多里館の町民による利用促進であります。まず、今答弁の中で町長から、町民が実際どのくらい利用しているかという、現状の仕組みでは把握することが難しいということ。それから町民の利用と比較して新潟市内の人が多いというような形で、まず話がここで止まっているのです、答弁としては。実際それでは駄目なんでしょうと私は言いたいのです。何度も言いますが、湯っ多里館は町民の施設ですから、町民が利用しての何ぼの施設なのです。それを要するに指定管理者に言わせればもうけ損得と言いたくないけれども、そういう施設であってほしくないのです。どうやったら町民が利用してくれるかと、心起園のこともありますけれども、もっと町民に利用してもらいたいということを真剣に見直し、考えてもらいたいと私は思って今回質問しました。

そこで、私は、今回指定管理者の見直しの時期ということなのですが、答弁によりますと、指定管理者にはその点、要するに町民への周知、利用促進について、しっかりと確認してまいりますということなのだけれども、管理者に確認するというよりも、町としてこういうふうな形でさらに活かしたいのだということをまず指導してもらいたい。もらいたいというか、これ指導すべきではないでしょうか。要するに指定管理者に任せっきりでなくて、指定管理者は指定管理者の中の範疇でしか動きませんけれども、この施設のものは町が持っているわけですから、町民にとっての効果があるような形でもって管理者にぜひとも強く指導してもらいたいと私は思っています。

それで、さらに町長はイベント等にタイアップして割引券等を発行ということをやられていますけれども、私はイベントとかそういったのとタイアップするのは、それは旅館組合とかそういったところであって、町の施設は本当に常時町民がいかにか利用しているかということだと私は思っているのです。割引、割引と私言いますが、確かにいい湯らていとか、小須戸にも花の湯館ありますけれども、確かに今割引というのは控えています。やめているというか、なっているのは事実なのですが。私は、収支のことでいいますと、令和5年度の収支をベースにしてやれば、町民が、今私、頭の中ではワンコインで考えているのです。500円。入湯税150円プラス今700円の半額350円で500円、町民500円、ワンコインでもって利用できるようにすれば、今の令和5年度の収支プラス町民が入った分だけ私は収支上がると思っているのです。1つの風呂を沸かすには同じ金、同じ量を沸かすの同じ金かかるわけだから、いかにそれを利用してやればいいわけだから、同じコストに対して安く

ても人が入ってくれば、それなりに管理者はペイできるのではないのでしょうか、ある程度。そういうふうに私は考えておりますので、収支と言わず、要は指定管理者と言わず、町長としてもその辺をしっかりと、管理者はじめ、そういうことで利用促進についてもう少し前向きに当たってもらいたいと思っておりますけれども。

以上、これで私の2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 学校給食費の納付方法、小嶋議員のおっしゃられる形でできれば一番いいということは、私もそう思います。しかしながら、実際に事務担当といえますか、事務の関係の報告といえますか、説明を聞いていると、なかなか難しいなというふうに捉えておりますし、その説明もなかなか難しいというふうにも伺っております。したがって、決意ということと言われたのですけれども、私自身の決意は、そういうことができるのであれば、それにこしたことはないとは思いますが、現状でなかなか難しい、非常に事務的に難しいのだということを聞いておりますので、そこはそれこそご理解をいただきたい、こう思っております。

それから、湯っ多里館の関係です。本来の町民の福祉ということで始めた湯っ多里館です。ですから、当然町民の皆さんから利用いただくという、このことが大変大きい目的であることは確かです。しかしながら、なかなか、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、地元というか、地元の施設にはあまり行きたくないというのがどうも何かあるというふうに聞いています。したがって、どうしても新潟市であるとか、加茂であるとか、三条であるとか、日頃の出先を変えて行くというふうな、そういうところがあるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、最初の建設の趣旨というのは、当然町民の健康の福祉というふうなことでできた施設でもありますので、そこはそれこそ今回新しくといえますか、指定管理者の協議がありますので、その時点でしっかりとプレゼンテーションを聞いた、把握をする中で、町民の利用についてもしっかりと協議をしていければなと、こう思っております。

教育長（首藤和明君） 給食費につきまして、前向きな答弁をしてほしかったということであります。私も前向きな答弁をしたくて、今回一生懸命調査をしました。3つのものがありまして、奨励費が2件と、それから助成金という形の3つのものがあります。それぞれ財源が違ったり、1つは国庫補助が入っていたりする関係で、手続的に順番を踏んでいかないと駄目だなということが今回分かりました。

就学奨励費につきましては、保護者の申請をいただいた後、民生委員、児童委員の皆さんの意見を聞いた上で、5月の定例教育委員会で可否の決定をさせていただきます。

き、その後事務手続をし、7月によく口座のほうへ入金させていただいております。

それから、特別支援教育のほうに関しましては、その後6月に申請をしていたとき、これは在籍をしていると、申請があれば支給要件に該当します。手続をして、それでも8月の入金という形になります。

助成金につきましては、6月に申請をしていただいて、申し上げた就学奨励費、特別支援教育就学奨励費に該当しない方がこの助成金の対象となるということで、精査をして決定後、入金をさせていただくという形の手続をしています。

これが一つに整理できないかということで、すっきりできないのかなというようなお話かと思うのですけれども、そう簡単にすっきりできないというのが今回調べてみて分かったことであります。おっしゃることは本当にそのとおりだと思いますし、したいところは本当に同じ気持ちではいるのですけれども、現時点でこれを全て一回全部なしにして、国庫補助も含めてさらにしてということがすぐにできる状態ではないということで答弁をさせていただきました。

以上であります。

9番（小嶋謙一君） 教育長に再度お聞きします。そうであれば、就学奨励費補助金以外、要するに対象外の人を私が言ったような形ではできないでしょうか。要保護とかそういうのではなくて。というのは、今言ったそういった奨励費補助金だとか、要保護とかという人は少ないのでしょうか、実際。人数的に。むしろその対象になっている人たちがたしか135人とか、結構いる。全体で135人、半額助成の人がたしかいたと思うのですけれども。その中でも、今私最初言ったように、最初から半額でいいですよとか、後でいいですよとかっていろいろいると思う。例えばそれで半分にやったところで二十数万円というお金そのものがどこにも行かないでたまっているとか、使われない状態で残っているわけなのだけれども、そういったことも考えてやれば、今教育長が言ったような奨励費等を対象にした人を対象にした場合は、私が今言ったことは考えられないのですか。再度お聞きします。

それと町長に、湯っ多里館なのですけれども、町民の利用頻度といいますか、調べる方法は別に難しいことではないと思うのです。カウンターのところに色の違うカードを赤、白と置いておいて、例えば免許証とか見せてやれば、町民であれば白を置くとか、町外であれば赤を置くとか、そういった程度のもので、その都度その都度カウンターにいる人が整理すれば、今日何人入った、何人入ったということでチェックできると思うのですが、まずそういったデータづくりから先、データつく

りといいますか、データの確保から先に進めていきませんか。そうしなければ本当の町の施設としての機能といいますか、せっかくあるものをどうやって活用するかということなんか、次の段階に行けないと思うので、実際の町民の利用頻度がどうなのかということをもっと押さえていくような形、そんな難しい手段でなくても、私が言ったような形で単純なやり方でもそれを把握する方法はあると思うのですが、その辺について町長の考えをお聞かせください。町民の利用頻度の把握について、今私が言ったような形、簡単な方法でもやる気があるのかなのか、要するに実行してくれるのかどうかということをお聞きします。

町長（佐野恒雄君） 町民の皆さんの利用を把握する、これ大事だと思います。今それこそ小嶋議員がおっしゃられたことも一つの方法かもしれません。そこは指定管理者とまた協議していければと思います。

教育長（首藤和明君） すっきりできるのではないかとことでありましたけれども、再答弁につきましては事務局長のほうからさせていただきます。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今ほどの小嶋議員のご質問にお答えいたします。

給食費に対する助成制度が3つございますということを先ほど教育長の答弁の中でお話しさせていただいたかと思います。我々がこの3制度の中で一番最初に手当てをしていかなければならない、小嶋議員のご提案をいただいて、一番最初に配慮していかなくてならないものが要保護、準要保護の制度の世帯の方だと思っております。要はその制度の申請をしていただく世帯というのは、ひとり親の世帯であったり、生活困窮の世帯であったりするのですが、まずその手当てを、免除制度をするのであれば先に手当てをしなければいけないと思っているのですが。その制度を利用するには、先ほどお話ししましたように認定作業が必要となります。どんなに急いでも認定が決定するのが5月末から6月の頭、保護者に通知するのが7月頃というスケジュールになっております。その要保護、準要保護で対象にならない方が多人世帯のほうの助成金に移るということで、いろいろこちらのほうでも検討をかなりしたのですが、一本化とか分かりやすい説明の中で保護者に対して配慮を行うというのが難しいのが今の現状です。引き続きこちらのほうで検討はしておりますが、今すぐに実施ということになると、町の担当、それから学校の事務職員にも協力をいただかないといけないような部分がありまして、調整にもう少しお時間をいただければと思います。

それと、先ほど代理受領委任という言葉が出ましたけれども、学校給食費というのは公費運営しておりません。私会計で学校給食会が運営しております。そうい

ったことから、町が、本来であれば助成制度ですので、保護者に直接助成金を支払うのですが、その支払先を学校給食費に変えるというところで代理受領委任という制度が必要になってきます。

それと、返金のお話も多少出ましたが、公会計であれば町の中で徴収、それから還付等いろいろできるのですが、私会計である学校給食会の口座を介しているということで、事務が複雑化になっている原因が1つございます。

以上のようなことから、改めて申し上げますが、検討は続けていきますが、今すぐというのは難しいということをご理解いただきたいと思います。

議長（藤田直一君） 小嶋議員の一般質問を終わります。

ここでお昼のため休憩します。

午前 11時45分 休 憩

午後 1時15分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、轡田議員の発言を許します。

（2番 轡田 禎君登壇）

2番（轡田 禎君） 20年先の田上を本気で考える議員、轡田です。よろしくお願いします。今回私が取り上げるのは、新型コロナウイルスワクチンによる健康被害問題と護摩堂山のトイレの件になります。

まずはじめに、新型コロナウイルスワクチンによる健康被害問題について質問いたします。私は、この問題を議員になって1回目の一般質問から連続して取り上げていますので、今回で6回目となります。今年3月末で特例臨時接種が終了し、ようやく接種も終わりかと思いきや、この10月1日より高齢者（65歳以上）を対象に定期接種化することが決まっています。しかも、今度使われるワクチンは、またさらに新開発されるインフルエンザ、新型コロナ2価のメッセンジャーRNAワクチンやレプリコン型、自己増殖型メッセンジャーRNAワクチンとも言われています。

ここでちょっと詳細な情報を補足しますと、現在3種類が上げられています。メッセンジャーRNAワクチン、組替えタンパクワクチン、そしてメッセンジャーRNAのレプリコン型。一番最後のレプリコン型に関しては、まだ承認されておりません。9月半ばに承認されるとは言われておりますが、これが現状です。

因果関係が評価不能ながら、ワクチン接種後による死亡報告、健康被害は過去例を見ないほど出ております。死亡報告が2,000件を超えています。日本国民は、そ

して田上町民はこのまま突き進んでいいのでしょうか。ここで一旦立ち止まり、今までとこれからについてしっかりと考える必要があるのではないのでしょうか。

2019年（令和元年）12月に中国武漢から始まった新型コロナウイルス騒動は、瞬く間にパンデミックとなり、唯一の特効薬と期待されたワクチン接種が2021年（令和3年）より始まりました。その後、日本は世界に例を見ない頻回接種を繰り返し、2回接種は国民の約8割、今年2024年（令和6年）3月末までに多い人で7回、最多で接種をしております。

その間、日本は一体どうなったのでしょうか。コロナ騒動は収まったのでしょうか。否。今、日本は第11波を迎えております。救世主として鳴り物入りで登場したメッセンジャーRNAワクチンでしたが、接種から3年たち、当初は分からなかった様々なことが判明してきております。以下、事実ベース、公的機関発表の数値で説明していきます。

まず、左側の棒グラフのグラフですが、左は日本人の年間死亡数の棒グラフです。2022年から2年連続で推計値を約10万人超える死亡増加が見られます。これは、コロナや医療逼迫による死亡では説明がつかない数値です。コロナ以外の現時点では原因不明の何らかの死因で多くの人が亡くなっていると厚労大臣が認めております。

右は、新型コロナウイルスワクチン接種後の予防接種健康被害救済制度における死亡認定数です。私は毎回この数値を紹介しておりますが、残念ながら認定数は増え続け、8月13日現在で762名です。この資料では762名になっておりますが、これ9月5日の時点で、最新でいきますと777名にまた増えております。これは、集計を始めた1977年以来のほかのワクチン、つまり今回の新型コロナウイルスワクチン以外のワクチンの約45年間の累計の158名の実に5倍の数値となっております。死亡が認定されると約4,400万円が支払われます。三条市では1名認定されていることが昨年三條新聞で報道されました。そして、9月2日ですが、新潟日報に村上市で1名死亡認定がされ、同様に4,400万円支給という記事が出ております。

また、続いてグラフですが、左はインフルエンザと接種回数をそろえて比較したデータです。ほぼ同じ接種回数なのに、死亡数は130倍となっています。つまり季節性インフルエンザと新型コロナワクチンの65歳以上の接種数と救済制度死亡認定数の比較なのですが、65歳以上でインフルエンザのワクチンの死亡認定は4名、接種回数は1億7,900万回、新型コロナワクチン、これも接種回数約1億9,000万回、死亡認定が527名になっています。約130倍です。いかに今回のワクチンによる健康

被害の認定数が多いかが分かるかと思います。

そして、右の図表ですが、こちらは2022年12月21日の読売新聞オンラインの記事です。ちょっと古い記事なのですが、タイトルは「80歳以上のコロナ致死率1.69%、インフルと大差なし」という見出しなのです。「政府は位置づけ見直しの参考に」という見出しです。2022年12月、つまりオミクロン株に変異した時点でコロナの脅威は、もうその時点でインフルを下回っていました。にもかかわらず、人々はワクチンを打ち続けました。それはなぜか。行政、マスコミがこぞって恐怖をあおり、同調圧力を生み、国民、町民に正常な判断をさせなかったからだとは思っております。

そして、ここに来て象徴的なニュースがあります。今年7月末、登録者数1,000万人超の人気ユーチューバー、はじめしゃちょーさんという方がいるのですが、はじめしゃちょーさんがある動画を非公開にしました。その動画とは、コロナワクチン接種開始当時、2021年7月、河野太郎大臣、当時ワクチン担当の大臣でしたが、河野大臣とコラボして作成した、言わばワクチン推奨動画でした。動画の中で河野大臣は、「アメリカで2億回打ったが死者はゼロ」、「ワクチンを打つとコロナにかからない」などと発言しておりました。ですが、動画作成当時、もうその当時、日本においてワクチンは累計接種回数2,368万5,319回打たれており、その時点での死亡報告が254件、そのうち接種と関連あると報告されたものが20件あります。この後に分かったと書いてありますが、これはもう当時大臣は知っていました。分科会で報告されていますので。後出しじゃんけんではありません。当時から知っています。感染予防効果がなかったこともその後に判明して、つまりそのときはじめしゃちょーと河野大臣が作った動画はうそだらけだったわけです。その動画を7月末にはじめしゃちょーが削除したということがニュースとして上がっておりました。

そしてまた、接種後死亡の遺族らが国の情報が偏っていたとして9,100万円の賠償を求めた裁判を起し、つい先日、8月19日、第1回口頭弁論が開かれました。国は、争う姿勢を示しています。資料を見ていただきたいのですが、これ大切な資料なので、読みます。「国側は争う姿勢示す 新型コロナワクチン接種後の死亡や健康被害めぐり遺族らが国へ賠償求める 東京地裁 新型コロナワクチンの副反応について、国が十分に広報しないまま接種を勧めたことで被害を受けたなどとして、接種後に死亡した人の遺族らが国に賠償を求めた裁判がきょう（19日）から始まり、国側は争う姿勢を示しました。訴えを起しているのは、新型コロナワクチンの接種後に死亡した人の遺族や健康被害を訴えた人ら男女13人です。原告は、国がメデ

ィアを通じて接種を呼びかけた一方、接種後の死亡例や重篤な後遺症について伝えなかったなどと主張し、国に総額およそ9150万円の賠償を求めています。東京地裁できょう（19日）開かれた第一回口頭弁論で、遺族らは「ワクチンのマイナス情報を国民に周知、広報しなかった罪は重大だ」「健康被害を何事もなかったかのように風化させようとしている」などと述べ、国に謝罪や補償を求めました。一方、国側は訴えを退けるよう求めました」ということになっています。もうちょっと補足すると、この13人というのは全て予防接種健康被害救済制度の補償は認定されています。この裁判を進めている弁護士によれば、これは第1弾であり、第2弾、第3弾が既に動いているということでした。

では、戻ります。これらの問題を取り上げると、町長は、国の政策であり、町は関係ないという旨の答弁を繰り返されておりました。確かにワクチン接種は国策ですが、実際に針が打たれ、ワクチンが注入され、場合によっては体調を崩す、最悪の場合死亡するのは田上町民です。町民の命、健康を守ることこそ町長の第一義ではないでしょうか。私は、今回のワクチンを打った人全てに健康被害が出ると言いたいわけではありません。実際健康な人もいます。しかし、少なからず被害者が出ている以上、慎重な姿勢、十分な情報提供、そして被害に対しては迅速丁寧な対応が必要だと思っております。

また、最新情報を補足しますと、8月28日、NHKの朝の情報番組「あさイチ」という番組で、恐らく見ている人もたくさんいるかと思うのですが、新型コロナワクチンの健康被害の問題について特集が組まれました、約60分。NHKが取り上げたのは初めてではありませんが、今までほとんど正面から取り上げていませんので、非常に珍しいです。多くのマスコミは、これらのことについてほとんど報道しておりません。さきの議会で私は、三条市で接種後、翌日に死亡した方が9名いたと言いましたが、どこもそれについては報道しておりません。ほとんどマスコミは言いません。マスコミの使命は、メディアは市民の側に立ち、権力、社会悪を監視するものだと思いますが、一体どうなっているのでしょうか。ヤフーニュースによれば、看護倫理学会がレプリコンワクチンの注意喚起の緊急声明を発表しております。

ここで町長に伺います。町として接種を推進する上で、ワクチンのメリット、デメリットの情報提供は非常に重要です。現場でのインフォームド Consent も同様です。これらの情報はどのような形で町民に提供するのが町民にとって最適だと思われるのか、町長の見解をお尋ねいたします。あわせて、今までの田上町での情報提供のやり方は果たして必要十分であると考えておられるのか、見解をお尋ね

いたします。

参考に、大阪府泉大津市でのワクチンに対する市長のメッセージ資料を添付します。後ろの資料、2枚あるのですが、南出市長からのメッセージという写真入りのほうを見ていただきたいのですけれども、これ全文は読めませんので、最初の上段のところ、10行目のところだけ読みます。10行目です。「新型コロナワクチンは、人体に実用化するのが初めてとなる遺伝子ワクチンです。また、新型コロナワクチン接種後に、ごくまれに心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間が多い傾向があります。接種による感染予防効果や中長期的な人体への影響については明らかになっていません」ので慎重に受けてくださいという、これは市長からのメッセージが、これがホームページに掲載され、実際に市民の方に封書で届くようになっております。

右下のほうに大阪府内の重症化率、致死率出ておりますが、ちょっとだけ言いますと、大阪府内の令和4年9月27日から令和5年4月23日まで、30代以下の死亡率は0.00%、つまり30代以下は統計上0.00%死亡ということです。

続いて、護摩堂山の問題に行きたいと思います。2番、護摩堂山頂ぼっとなトイレ改善について。護摩堂山は、標高274メートル、言わずと知れた田上町を代表する山です。町内はもちろん、町外からも多くの方が登り、あじさいまつりのシーズンには遠く県外からも来られます。しかし、ネックなのは山頂トイレです。残念ながら、現状のトイレを見て行き先の選択から外しているという児童施設もあると聞いております。非常にもったいないことです。

令和6年6月、さきの議会の一般質問においても私はこの問題を取り上げましたので、長々重複しないようにしますが、護摩堂山は老若男女、地域問わず多くの方々に愛され、登山者は年間10万人を超えとも言われている人気の山です。さきの議会で町長は、私の思いは轡田議員と同じである。しかし、お金がないので無理ですとの旨の答弁をされました。私は、この答弁を聞いて、後から、がっかりだねというふうに声もかけられたのですけれども、実は私はがっかりは思っていなかったのです。私は、この答弁を聞いたときに、暗闇の中にまさに一筋の光明をかいま見る思いがしました。思いが同じなら、あとは方法論の問題だからです。構想している金額を下げるか、お金がないので無理ということであれば、構想している金額を下げるか、資金の調達方法を何らかを考えればよいわけです。町長は、トイレ施工に約5,000万円想定していると答弁されました。であるならば、その5,000万円をいろいろ工夫して、例えば2,000万円、例えば3,000万円、もしかしたらもっと安いか

もしれないです。という5,000万円を下る方法を見つければそれでよいのではないのでしょうか。何も5,000万円のトイレにこだわる必要はどこにもないと思います。私の試算では、バイオ洋式水洗トイレ2棟、ソーラー電源タイプ、ですから電源は上でソーラー発電、水循環型、これも最初に入れてしまえば大丈夫です。しかも、排水による環境負荷はありません。これが2棟で約700万円でした。また、別な手段としては、機動力のある軽自動車のトイレ改造したものを使えば移動もできますし、何か災害があったときにはそこに動かして使うこともできます。こちらですと、10人が使用して約6日間ぐらい使えるというスペックとなっております。今あるコンクリートトイレの撤去費用などは私が出した試算には含めておりませんが、恐らくそれでも3,000万円にいかないのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、いま一度町長に見解をお尋ねいたします。

1つ目、護摩堂山は田上町にとっての何であると町長は捉えていますか。

2つ目、護摩堂山頂トイレは今後どうあるべきと町長は考えているのでしょうか。

以上2点、1回目の質問とさせていただきます。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、轡田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンによる健康被害問題についてであります。1点目の情報はどのような形で提供するのが町民にとって最適だと思われるかとお尋ねですが、コロナワクチンに限らず、ほかの予防接種と同様に、接種の判断に当たり必要と思われる情報を、例えばワクチンについての説明や接種前及び接種後の注意事項、副反応の情報などを接種対象者への個別案内通知やホームページ等、それぞれの適切な方法によりあらかじめ提供することが必要であると考えております。

2点目の今までの田上町での情報提供のやり方は必要十分であると考えているのかとお尋ねですが、私は十分であると考えております。これまで町では定期接種を行いつつ、令和3年5月から令和6年3月までの約3年間、国における特例臨時接種としてコロナワクチン集団接種を実施してまいりました。日本全国において、かつて経験したことのない大規模な取り組みでもありましたが、町としては情報提供のやり方を含め十分対応できたと考えております。

次に、護摩堂山頂トイレの改善についてであります。1点目の護摩堂山は田上町にとっての何であると捉えていますかについてお尋ねですが、町のシンボルとして多くの方から認識されており、あじさいまつりの際には多くの町内外の方が訪れ、

麓には開湯280年を超える歴史を持つ湯田上温泉や湯っ多里館をはじめ、ゴルフ場、まさに自然と身近に触れ合える里山だと考えており、大変貴重な地域資源であり、町の宝として大切にしていかなければならないものと捉えております。

2点目の護摩堂山頂トイレは今後どうあるべきと考えていますかにつきましては、さきの6月議会でも答弁しましたとおり、トイレの建設は難しいとの考えに変わりありません。

なお、今回の質問にありました表現の一部に関して、汲取り式のトイレの家庭の方もいらっしゃる中で、決して好ましい表現ではなく、また不快に感じる方もいるという思いから、あえて表現はいたしませんでした。

以上です。

2番（轡田 禎君） では、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害問題から2回目の質問をさせていただきます。

町長の答弁で、ほかの接種と同様に情報を提供していくとありました。この文脈は非常に違和感を持っておりまして、これ最初から取り上げてからずっとそうなのですが、私がずっとこの議会で話をしているのは、今回のワクチンによる被害が今までのワクチンとは明らかに異なっている数値が出ているということをずっと申し上げているのです。なので、同様には扱えないと思うのです。今回の資料にも出しましたが、死亡認定762名、現状ではもう777名になりましたが、これは過去45年間のほかのワクチンの接種の累計158人ともう比べ物にならないくらい跳ね上がっているのです。そして、これを言うと常に、今回は国民の大半に打って接種回数が違うのではないかと、もしくは高齢者を数多く打っている、たくさん死ぬのは当たり前だというような話も出るのですが、そのためにもう一つ今回も出しているように、インフルエンザワクチンとの比較、接種年齢、そして接種回数をほぼそろえて、65歳以上、そしてどちらも約2億回弱という接種回数はそろえた比較でインフルエンザワクチンの死亡認定が4名なのです。新型コロナワクチンの死亡認定が527名なのです。これは、国が認定しているのです。因果関係を認めるという言い方はしておりませんが、国が健康被害救済制度で認定してお金を数千万円払っているわけです。なので、とても見過ごせない数字だと思うのですが、どうも町長の答弁をお聞きするとほかの接種と全く同じような対応をされていると思うので、今回もそうなのですが、今まで私が何回か提示しているデータを見て町長に問いたいのは、今回のワクチンと今までのワクチンとの差を認識しているのかどうか、これをまず1点目お伺いします。

2点目として、途中で取り上げたNHKの情報番組「あさイチ」、これは朝の8時頃やっている番組なので、恐らく働いている方はリアルタイムで見るのは難しいと思うのですが、追いかけて再生的なこともできますし、かなり話題になりました。NHKがここまで取り上げたということで、恐らく見られた方も多くいると思うのですが、端的にお聞きします。このワクチン問題の特集を町長は見られたかどうか、これが2点目の質問です。

では、3つ目ですが、情報提示の例として何回か大阪の泉大津市の例を取り上げております。南出市長は、文面、あとユーチューブ動画等、かなり詳しく情報提供しております。これは本当に素晴らしいことだと思いますし、首長としてあるべき姿だと思うのですが、ここで町長に質問したいのは、町長としてこれらの情報、新型コロナウイルスワクチンのどんどん日々アップデートされていく健康被害の情報を積極的に取得して町民に伝えて、町民の健康、命を守ろうとする意識を本当に持っているのかどうか、非常に疑問です。ほとんどリスク情報は町のホームページには出ておりませんので、町長としてそういった情報を積極的に取りに行く気持ちがあるのかどうか、これ3点目としてお伺いします。

続いて、護摩堂山頂トイレの問題ですが、まず1つ最初にお伝えしたいのは、今回最後に答弁にあった不快に感じる方もいるという思いから、あえて一部の表現に関しては使っていないということなのですが、恐らくというか、間違いなく私が使ったぼっとなトイレという表現だと思います。この表現に対して非常に深く傷ついた方がもしいるとしたら、もちろんこれは真摯におわびいたします。おわびいたしますが、私が今回ここで使っているぼっとなトイレというのは、ある特定の一つの家庭の個人のトイレを指しているのではなくて、護摩堂山という誰でも気軽に登れる、老若男女いつでも誰でも使える山の山頂のトイレの在り方として問題にしているのであって、決してこのトイレのシステム全体を否定しているわけではありません。もちろんそんなことは分かるかと思うのですが、あまりこの言葉をワードとして取り上げると問題が矮小化されると思うので、1点申し上げさせていただきます。

答弁の中で、町長は護摩堂山を大変貴重な地域資源であり、町の宝として大切にしていかなければならないと捉えていらっしゃるということで、それは本当に私もそう思っております。ですが、そこででは具体的にどうするかということだと思うのです。心の中では大切にしたいというのはいくらでもできるのですが、では实际行动としてどういう行動を取るのか。行動を伴わない知識は未完成であると、知行合一という言葉からは反してしまいます。思ったのならその行動をすべきですし、

大切だと思うのであれば、それを守るべきことに動かなければ、それは絵に描いた餅になってしまいます。トイレの建設は難しい、これは前回もそういう結論が出ています。前は5,000万円想定していると、その中で難しいというふうにお聞きしました。

ここで、まず1つ目の質問ですが、なぜ5,000万円のトイレにそこまでこだわるのでしょうか。なぜそれをクリアできる2,000万円、もしかしたら1,500万円かもしれません。3,000万円かもしれません。なぜその内容を下げてできる方策、これならいける、これなら多くの人も、ああ、こういうトイレあったほうがいいよねというところまでできるものを探そうとしないのでしょうか。ゼロか100かではなく、できる範囲で最善のやり方を探すというところをしない理由についてお伺いします。

2番目として、今のトイレ、もちろん町長もご存じだと思うのですが、今のトイレの防犯、安全面、快適さもそうなのですが、いざというとき使えない、暗くて怖くて使えない、結果、外でするなどといったときに、いろんなリスクが現時点でも生じています。それは、衛生面もありますし、防犯面ももちろんあります。予算がかかってトイレの建設が難しいということは、それは重々私も承知しますが、では今のトイレでもう十分、この先10年、20年やっていくおつもりなののでしょうか。例えば全部建て替えしなかったとしても、安心して使えるように何らかの明るくする、ライトなのか何なのか分かりませんが、明るくするような施設をつけるとか、もしくは穴が大き過ぎて怖いという声に対して、では穴だけでも小さくなるような何かをしようかとか、年配の方もたくさん登っていますので、年配の方は、年配の方でなくても分かると思うのですけれども、和式というのは非常に脚力を要求します。ですので、年配の方で、和式があるからあそこで使えないという人も聞いています。であるならば、そこにかぶせるだけの洋式の便座だってあるわけです。そういったことも考えないのでしょうか。私は、まるっと建て替えるというのが一番シンプルでいい解決方法だとは思いますが、もしも予算がということであれば、では今怖いという暗さをどうするかとか、汚いと言われている衛生面をどうするかとか、穴に落ちたらもう何か、スマホを落としたらもう一巻の終わりみたいな感じのものに対して何らかの対策を打つことも考えていないのでしょうか。

以上についてご質問します。

町長（佐野恒雄君）　いつも轡田議員からはワクチンの関係についてご質問いただいております。このワクチン、当然今までの例えばインフルエンザのワクチンであると

か、それからコロナワクチン、これに対する情報の提供というか、そういうことは、それはワクチンによって情報の提供というのは変わってくるのは当然だと思います。したがって、今回コロナのワクチンについては、それなりの必要最低限の情報については町として提供してきたというふうに思っております。

それから、NHKのコロナの関係の「あさイチ」ですか、残念ながら見る機会がございませんでしたので、見ておりません。

それと、先ほど申し上げましたけれども、情報の出し方、いろいろそれ自治体によってみんなそれぞれ違うかもしれませんが、それこそ過去にない、本当に町として初めての大変なワクチンの接種事業でありましたけれども、轡田議員は接種は受けておられないのかな。受けておられない。

実際に受けておられないということですので、その現場の状況とかというのはどの程度認識されておるか分かりませんが、実際に受けられる方については、それなりの情報をしっかりと、例えば問診であるとか、先生の診察といいますか、いろんな形で本人に通知もしておりますし、ホームページであるとか個別の案内通知を通して本人には情報は出ささせていただいておると思っております。

それから、トイレの必要性というか、5,000万円にこだわる必要はないのではないかと、こういうふうな話です。別に5,000万円かかるというふうに申し上げているわけではありません。5,000万円内外の費用が、多額な費用がかかるということで、なかなか難しいということを経済の中でも議会の中でお話をさせてもらってきております。当然水洗式のきちんとしたトイレができれば、それは本当にいいにこしたことはありません。私も本当にそうした町民の皆さんが頂上であってもそうしたトイレができるのであれば、これにこしたことはないと思います。ただ、なかなか大事業といいますか、費用がかかり過ぎるというふうなことで、これまでも難しいなということでお話をさせてもらってきました。いろいろと安ければというか、低額の費用でできるのではないかとというふうな提案もほかの議員からもいただいたこともあります。でも、いろいろと検討してきている中で、やってみたけれども駄目だったというふうなことでは、私は行政の立場として、これは決していい形ではないというふうに思っています。それは、いろんな簡易式のトイレとか、いろんな方法があるというのも私自身も知っております。しかしながら、やってみたけれども駄目だったというふうなことは、できれば避けたいというのは私自身の考え方です。それと同時に、この護摩堂山に全くトイレがないわけではありません。ご承知のように駐車場にもありますし、それからちょうど中間地点にも立派なトイレが、

ちゃんと水洗式のトイレがございます。ほかの地域の山を見ても、これだけの規模のというか、山の中でこんなにトイレの設備が整ったところってそう私はないのではないかなというふうな気はしております。そういうことを考えると、それは先ほど申し上げたように、頂上にそうした水洗トイレができればいいのは誰でも分かりますし、私自身もできればそうしたいという思いはもちろんありますけれども、多額な費用がかかり過ぎるというふうなことで、今までなかなかそうした要望に応えられない、取り組めないというふうなことでお話ししてきたわけでありまして。そういう中で、今轡田議員がおっしゃられた照明等、少しでもというふうな話で、照明の改善であるとか、例えば便座を工夫するとかというふうなお話がございました。それは当然そんなに費用がかかる話でありませぬので、その辺はまた検討できればと思っています。

2 番（轡田 禎君） それでは、3 回目の質問をさせていただきます。

ワクチンに関してですが、今の答弁では明確にお答えがなかったので、もう一度お尋ねしますが、ワクチン問題、日々情報が出てきています。裁判も始まりますし、かつてよしとされたものが結構ひっくり返って出てきております。どんどん、どんどん情報がアップデートされるのですが、それらの情報を、さっきも言ったのですが、積極的に町として取得して町民に伝えていこう、町民に健康の情報を伝えていこうという意味、気持ちが果たしてあるのかどうか、ここは本当にもう一度お聞きします。私は何も被害だけを何か、すごい死亡数とか、後遺症とか見ると怖いような被害だけを伝えてほしいと言っているわけではありません。あくまで私が扱っているデータは厚労省が発表しているデータであり、何も特別にどこからか極秘に入手しているわけではありませんから、もう知っている人は知っています。厚労省も知っています。一部の医者も知っています。知っていますが、なぜかマスコミ、行政、ほとんど積極的に流しませんので、一般の国民、町民にまでその情報が行きません。なので、10月の接種についても、接種のお知らせが来たら打たねばならないと思っている人もいます。それらの人に対してちゃんと、今こういう状態で、こういうリスクがあって、考えて選ぶべきものなのだと。レプリコンワクチンが特に危険だという話も出ていますが、ではほかの2つが安全かという、決してそういうわけでもないです。ただ、レプリコンワクチンは私の知る限り、たしか9月12日ぐらいに薬事承認されるという話がありましたので、まだ認められていないですし、アメリカが作って、ベトナムで治験して、死亡者も出て、アメリカでもベトナムでも自分の国では打たないワクチンを日本が世界初に治験国家というか、使われる国

家になるということを果たして知っているのでしょうか。これらは深い話になりますが、繰り返しますと、日々アップデートされるこれらのワクチンの情報を積極的に町民に伝えていこうという意思があるのかどうか、これを改めてお聞きします。

護摩堂山トイレのほうですが、現状の改善については、これから検討する余地があるということです。ぜひそれは検討してもらいたいです。あじさいまつりのときに、そのときだけに設置されるトイレもありますが、あれは私も確認しましたが、和式でした。1つしか開けなかったのも、もしかしたら和式、洋式だったのかもしれませんが、もし和式、和式であったとしたら洋式のほうが使い勝手がいいということもあるでしょうし、現状の改善についてはぜひ検討していただきたいです。今までいろいろ検討してきたけれども、やってみたけれども駄目だったというのは許されないということで、全部プランとしては通ってこなかったということですが、であるならば参考までに、今までこういうプランであったけれども、でもこれくらいかかって駄目だったというのを二、三教えていただければ幸いです。よろしくお願いします。

町長（佐野恒雄君） ワクチンの情報について、議員のほうから、積極的に情報を求めていく姿勢があるかというご質問です。必要最低限の情報といいますか、的確な情報、これについてはしっかりと情報を開示していくべきだというふうに考えております。

それから、トイレについて、今まで簡便なトイレのことでしたけれども、幾つか簡易トイレというのはいろいろと調べて、担当課のほうでもこれはどうかというふうなことでいろいろ調査はしてきております。しかしながら、なかなか、非常に安くできることは十分分かるのですけれども、果たしてそれがうまく、長い目で見たときに、本当によかったのかどうかというのは、いろんなところを調査をする中で疑問がある。そういうことの中で、やるのであればそれなりのしっかりとしたトイレでなければ、やってみたけれども駄目だったというふうなことでは駄目なのではないのかな、そういう思いの中で、そういった安い簡便式なトイレについても一応検討はしてきましたけれども、それではうまくないのではないかなという結論に至ったわけでございます。

あと、実績はありません。ただ、いろいろなそうした簡易式なトイレについて検討してきたけれども、これをやってうまくなかったからということでは駄目なのだろうということでもって、そういったものを採用してこなかったということです。

議長（藤田直一君） 轡田議員の一般質問を終わります。

最後に、13番、池井議員の発言を許します。

(13番 池井 豊君登壇)

13番(池井 豊君) 議席番号13番、池井豊、一般質問させていただきます。今回は、2点について質問をさせていただきます。

1点目、道の駅たがみの総括についてということです。先日、指定管理の期間が満了を迎える湯っ多里館、それから道の駅たがみの指定管理者募集の計画が示されました。湯っ多里館は何度も指定管理をしていますので、さらなる事業計画などが示されればいいのではないかと思います。

さて、道の駅たがみについてです。これは、田上町にとってはビッグプロジェクトでした。今までにないビッグプロジェクトでした。湯っ多里館を建てるとか、役場庁舎を建てるとか、そういうものとは全く違うものでした。思い起こせば、佐藤町長の時代に、文化会館を造りたい、加茂にはあるけれども田上はない、また公民館も老朽化してくるみたいなことから文化会館を造りたいというのが発端だったと思っています。それから文化的施設というふうに名前を変えて、有利な補助金等々を探す中、1か所だけではなく、面的なまちづくりのためならば補助金が出るということで、地域学習センター、道の駅、交流会館、それからあじさいロード等の面的な計画が示され、国から有利な補助金をいただくことが可能となりました。その中で道の駅、この道の駅を造るにしても、今回、ある意味県から整備してもらえるようにという、一体化というようなお願いを県にしたところ、この道の駅が、建設前でありながら、重点道の駅に指定されれば、一体化、県のお金で駐車場の一部、情報発信館の辺りを整備しますよという、そういうお墨つきをいただきました。その頃から私や今井議員なんかが一緒に行ったのですけれども、佐藤町長と一緒に国土交通省、いろんな部局に陳情に行きました。普通ならば、道の駅というのは、そういう施設ができてから重点道の駅というふうに指定されるのですけれども、この田上の道の駅たがみは建設前から重点道の駅というふうに指定され、あらゆる省庁が運営を支援するというようなお墨つきをいただきました。ですから、ここの道の駅は、ほかの道の駅と違って、道の駅を示す道路標示、道路標識がいっぱいあるのです。力が入っているのです。採択されたことによって、重点道の駅、新潟県内では2番目でした。豊栄に次いで2番目の重点道の駅に採択されました。よって、県の予算も入り、田上町が予算を大きく投下せずに道の駅ができたという、本当に何年もかかって造ることができたビッグプロジェクトでした。

開業後の盛況ぶりや田上町のイメージアップ、またシンボルと言っても過言では

ないと思います。直売所、フードコートは、田上町の特産品の販売にとどまらず、町民の参加意識を高め、今まで農産物を販売してこなかった農家、農家外の一般の方、様々な工芸品や企画品を制作する人などの意欲を高めてきました。この議会にも恐らく3人ぐらい、私を含めて物を納めた、3人以上いるのかな、道の駅で販売する商品を提供した人がいるのではないかと思います。

情報発信館は、情報の発信の場だけではなく、町民が集う場、ちょっとした打合せの場や情報交換の場として、そしてイベントの会場としても有効に活用されてきました。コンビニは、訪れた人に役に立つだけでなく、町民の利便性に寄与してきました。コンビニがあることによって、いろいろの役場の職員も助かっているし、役場にきた人も助かっていると思います。私もほかの市町村に行くと、田上さんの道の駅できてよかったね、道の駅ははやっているねというふうに言われます。皆さんも言われているのではないのでしょうか。また、どうやってあの道の駅造ったのかという質問をされることもあります。ですから、道の駅たがみは単なる休憩施設、商業施設、交流施設、情報発信施設ではなく、まちづくりの拠点としてあらゆる角度からの検証、総括が必要と思われますが、町長の見解を伺います。道の駅たがみがどのような効果を生み出したと考えるのかもお聞かせください。

私この質問を考えているときに、慌てて作ったからということで、質問の意図がずれているなというふうな気もしていたのですけれども、あえて言うならば、今の道の駅組合が受けたことによって、どういうふうなものを生み出したのかということもお聞かせいただければと思っております。

次の質問です。アートはまちづくりになるのか。今、湯田上温泉まつりの一環でアート系のイベントが企画されています。そんな中で私は、田上町においてアート、芸術はまちづくりにつながるのか、また観光資源となり得るのかということを深く考えるようになりました。そこで、今回、佐野町長と首藤教育長と意見を交わしたいと思いました。

今年も「たがみバンブーブー2025」が始まっていますとあえて言います、作るところからの意味では。3年目を迎えるこの事業は、交流人口を増やし、放置竹林の環境整備、町民のアイデンティティーの醸成につながってきていると思っています。しかしながら、このイベントは現在のところ補助金頼みで、継続性が今後の課題となってきているでしょう。

アートはバンブーブーだけではないぞと私はあえて言いたいと思っています。バンブーブーはさておき、アート、芸術は教育分野の活動でもあると思います。まず、

首藤教育長に、田上町におけるアート活動、芸術活動は、学校教育、生涯学習の観点から、町民にとってどのような効果をもたらしているのかということを伺います。

話は変わり、今アート活動、県内でもいっぱい行われています。皆さんご存じのところでは、西蒲区ではわらアートのイベントをやっていますし、上越市直江津地区でもアートのまちづくりみたいなものは行われていたりします。そして、今、越後妻有アートトリエンナーレが開催されています。これは、1994年、イベントが始まるのは2000年なのですけれども、1994年、新潟県知事、平山知事の時代だと思うのですけれども、が提唱した広地域活性化政策、ニューにいがた里創プランにのっとり、アートにより地域の魅力を引き出し、交流人口の拡大を図る10か年計画、越後妻有アートネックレス整備構想がスタートというふうにホームページに書いてあります。で始まったイベントで、当初は反対意見が多い中の開催でしたとホームページにも書いてありました。結果、作品展示集落数は、公園などの公共施設を含んで28集落、来場者が16万2,800人、こへび隊、こへび隊というのはアート作家の手伝いをする大学生とかのことですが、約800人というもので、当初のもくろみより来場者が少なく、酷評を浴びました。ちなみに、タイムリーなことに、昨日の新潟日報、「なるほどにいがた」というコラムみたいので大地の芸術祭ということで長岡大学の教授が書いているのですけれども、これによると、何と、これは累計になるのかな、世界中から約55万人もの観光客を呼び込み、新潟県内に65億円もの経済波及効果をもたらしたというようなことも書いてあります。でも、最初の1回目が終わったときには酷評をされました。それはなぜかということ、最初の予定来場者数より少なかったというところが一番多かったようです。

ところが、我々のまちづくり専門家は、例えば有名な作品で「棚田」というものがあるのですけれども、これ松代の能舞台から見える棚田で作業をする人を彫刻にしたものなのですけれども、「棚田」を制作する作家カバコフ夫妻の様子を見ていた棚田の所有者が、あんな老夫婦でもあんなすごい作品が作れるのだから、私ももう少し米づくりを頑張ると言って、その年でやめようと思っていた米づくりを作り続けたという、そういう勇気を与えたそうです。

また、ある集落では、お手伝いに来たこへび隊、当時はほとんど学生でした。との交流が深まる中、イベント終了後も学生との親戚付き合いが続いて、取れた野菜を送ったり、春には山菜を送ったりする中で、今度は逆に学生たちが降雪期には除雪に手伝いに来てくれたり、また夏の盆踊りに参加したり等々、まちづくりに非常に寄与し、トリエンナーレ、3年に1度というイベントが通年連続の交流に発展し

ていったそうです。

ある評論家は来場者数のみを見て失敗と酷評し、ある人は、当時言葉すらなかった関係人口が増えて地域が活性化して、いい効果が得られたとも評価しました。現在では新潟県を代表するアートのイベントとなっています。

今日も私も、学生時代こへび隊で参加していたという私の友人がいるのですけれども、今長岡に住んでいる、彼たちが主催する芸術祭交流会というので、作品を作った作家と一般市民とで交流をして盛り上がりましょうよというイベントやりますので来てくださいというような連絡が来ていたりもしています。そんなふうに波及効果どんどん出ています。

と考えたときに、田上町においても、コロナ禍ではありましたが、東京芸術大学との交流があり、作品が存在します。本来ならば東京芸術大学の学生が来て、町民と、私も行かなかったのです、コロナだったので。交流があって、その後もずっと付き合いがあったりして、そしたらその担当した研究室の先生なんか毎年夏にY O U・遊ランドで合宿したいなんていうような形で来て、いろいろな毎年毎年何か小さな作品を残してくれるような交流が本当できていたら、素晴らしいことだったのだろうと今思っているのですけれども、そういうふうには発展してはいません、現在のところ。これからそういうふうになるかもしれません。

田上町は、人口1万人ほどの小さな町です。本当に小さな町だと思っています。ところが、私は最近ふと気づいてしまったのです。ここ数年の間にアート系の作家が何人かが移住した。ギャラリーをつくる人がいた。アトリエを構えて、そこをカフェにして、カフェは今やっていないけれども、そこで加工品を作って道の駅で売っているという人がいたりとか、アート系の移住者や、また住所を移さないでもアトリエやギャラリーを構える人がかなりいるということに気づいてしまいました。ギャラリーは現在4軒存在し、画家、工芸家、書家、イラストレーター、クラフト作家など、プロのアーティスト、販売を目的としたアーティストが存在します。その辺りも書きましたけれども、近年移住者が出てきています。移住の促進にも役に立つのかもしれません。これは、ある意味、この1万人足らずの町でこういう人が移り住むというのは特異な町であるのかもしれないと思い始めました。これからの観光資源として活かす、湯田上温泉に泊まって、そういう工房を訪ねる、ギャラリーを見ていくというのも一つのコースになり得るのか、またまちづくりの素材として活かすのか、佐野町長のお考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、池井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、道の駅たがみの総括についてであります。道の駅たがみは、重点道の駅にも指定され、国や県からも全面的に支援をいただく中、令和2年10月に開業いたしました。当時403号バイパスも開通したばかりで、それほど交通量も多くなく、また時期的にも農産物等の出荷がどの程度集まるのか、入り込みや売上げがどのようになるのか、運営を担う指定管理者も初めての経験であり、多くの課題、懸念事項がある中での出発でした。

しかしながら、蓋を開けてみると、令和5年度の入り込みは、レジ通過者で約23万5,000人でした。ちなみに、令和3年度が約18万7,000人、令和4年度が約22万人です。右肩上がりに順調に増えてきており、それに伴い売上げも順調に推移するなど、正直なところ、ここまでとは全く想定することはできませんでした。さらに、様々な各種イベントが開催されるたびに多くの方から来場していただきましたし、周りには交流会館やコンビニなども併設されていることから、それらの方々も加えますと、より多くの方々から来場していただいております。まさに町の拠点として町内外の方から認識していただくことができ、地域活性化の起点となっているものと考えております。

次に、アートはまちづくりになるかについてであります。この10から20年間でアートによるまちづくり、地域振興は多くの地域で行われるようになり、それを自治体や団体で宣言文を発し、内外にPRしているケースも増えてきております。

議員もご指摘のとおり、確かに当町にはギャラリーがあり、画家、工芸家、書家、イラストレーター、クラフト作家など、プロのアーティストも在住しております。これまで私自身あまり意識はしておりませんでしたけれども、小さい町ながら、ある意味特異な町なのかもしれないと改めて感じたところです。今後、これらの素材がどのような形で、まちづくりの一環として有効な手法になるのか、あるいは新たな観光資源としてどのように活用を図っていけばよいのか、今すぐに妙案は浮かびませんが、ぜひ活かしていけるものがあれば活かしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、観光協会とも今後の展開等についてしっかりと協議を行っていききたいと考えております。

以上です。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 池井議員の田上町におけるアート活動は学校教育、生涯学習の

観点から町民にとってどのような効果をもたらしていると考えますかのご質問にお答えします。

アート活動は、活動を通して、想像力を働かせ新しいアイデアを生み出す創造的なプロセスを踏むことができると思います。そして、絵を描く、制作活動をする、みんなで音楽を作り出すなどの表現活動を通して発想力や想像力を膨らませることができるものと捉えています。

学校教育におけるアート活動は、主に図画工作や美術での絵画及び工作、音楽での歌唱や演奏、技術家庭科での製作、総合的な学習の時間では体験的な活動が実施されております。

田上町の学校では、これらの学習以外にも、地域と連携しながら活動をしています。幾つか例を挙げますと、土生田焼体験の後に町民ギャラリーに「私たちの変どんぶり」を展示する、竹あかりや竹風鈴を制作する、心に寄り添うお地蔵さんの絵を描く、書き初め教室で学習した成果を校内書き初め展で展示する、中学生が良宵たがみに向けて地域と共に企画、運営に当たるなどを行っています。これらを通して、表現力が向上する、自分のよさと可能性を見つけ発揮するなどが期待されます。主体性やチャレンジする心、将来への夢など、田上の12か年教育で目指すふるさと田上に愛着と誇りを持つ子どもの育成につながり、教育効果が上がっていくものと考えております。

生涯学習でのアート活動は、交流会館や地域学習センターをはじめとした生涯学習関連施設を拠点に行われております。これは、地域に根づいた芸術、文化に接することが求められているからとの考え方からであります。現在、町の文化協会には30団体に284名の方が会員として登録され、美術、音楽、文芸、それぞれで活動しながら交流も深めております。このほかにも、文化祭や展示会、コンサートに多くの来場者がありますし、町民ギャラリーを利用した絵画や折り紙、書などの作品展示、ひな巡りなどのアート作品の展示も年間を通して開催されております。

以上の活動を通して、町民の皆さんが学んだ成果を地域に向けて発信して、人々の絆を重視した地域づくりにつながったり、町内外の交流促進が図られていくことが期待できるものと考えております。

以上であります。

13番（池井 豊君） ご答弁いただいたのですが、道の駅たがみの総括についての答弁にはがっかりです。町長が言われた入り込み者数の数字等は全員協議会で既に報告を受けているもので、田上町のPRに貢献したとか、まさに町の拠点というのは、こ

こはもう話は聞いたところです。私が聞きたいのは、まずは、そういうことではないのです。これまちづくりの拠点としてどういう効果があったのかというのをしっかり検証してもらいたいのです。例えば田上町民のこれができたことによって気持ちの変化。気持ちの変化あると思いますよ。町をPRする、誇りに思う、醸成できたとか、そういうふうなものもあるかもしれないし、あと行動の変化、行動の変化は大いにあると思います。待ち合わせ場所を道の駅でとって集まる人は非常にいっぱいいます。情報発信館なんかは、商工会の青年部が打合せの場に、集合場所にしたり、私も車見に行くの実行委員会の打合せの場所にと、そういう打合せの場に使われたりとか、行動変化はかなり出てきていると思うのです。今までだからそうやって積極的に話合いの場がなかったのが、ここができたことによってできてきたというものもありますし、またここができたことによっていろんなイベントが行われることができるようになったのです。人が集まったイベントを。物を販売するとか、そういうのもそうですし、私が関わったのでは、バイク新潟県人会というのがあるそうなのですけれども、その人たちのミーティングの場にこの場所を使わせてくれとって、全県のバイク愛好家が集まって交流を開いたみたいな、そういう人が集まるという場所ができたことによって何が生まれていったのか、交流が生まれる、情報交換が生まれる、出会いがあるとか、また田上町のPRにつながるとか、様々なことがあったはずなので、それを総合的に検証してもらいたいということなのです。ただ単に道の駅がということではないです。

そして、私が質問にうまく盛り込めなかったのですけれども、この道の駅、今指定管理を受けている道の駅組合が受けたことによって、さらにそれが進化したと思うのです。組合員の人は田上の人なので、知り合いに、私なんかもそうです。何か道の駅に出品しろよ、出展しろよと言われて、私も何か、では作って出しますと言ってドライフルーツを納めたわけなのですけれども、そういうふうに関わりが広がっていったり、幅が出てきたところをしっかりと検証してもらいたいのです。ですから、町長にまた重ねて聞きますけれども、地元の道の駅組合が指定管理を受けたことによってどういうふうな変化があったかというところを併せて答弁していただきたいと思っています。

ただ、成功例ばかりではないです。私、失敗例もすごくはないけれども、あると思っています。特に去年の田上マルシェと言われたこれから市というのなのですが、私も3回出させてもらったのですけれども、最初はいっぱいの団体が出ていたのですが、だんだん形骸化していった関係者しか出てこないみたいな感じになっていっ

たり、そういうマルシェ的なものを行うのにいい場所なのかとか、その運営の仕方というのが疑問になっています。

それから、産業まつり、かつては町体で行われていたのが、町体はああいう状況なのでというのもあるのでしょうかけれども、ここでやったのですが、道の駅エリアと交流会館エリアと2か所でやることになって、人の滞留が何かうまくいかなかったのがおとしだな。去年ある程度改善されたのですけれども、どうも何かうまくいかない感じもあるのです。だから、そういう意味では交流会館と道の駅との一体性というのが今後の課題に非常になってくるのではないかなと思っています。そういうところで、あらゆる角度から見た総括を町長にお願いしたいので、そこの答弁をお願いいたします。

それから、アートのまちづくりについてなのですが、これは今回町長にそういうふうに、町長や執行の皆さん、議員の皆さんもそうなのですが、認識してもらいたいというのが一つの目的でございます。恐らく多分アート力は高まっているのではないかなと思っています。ですから、これからそれらのつながりや活用、発表の場を設けることによって、田上町に新たな一つの文化、または産業も定着してくるのかもしれない。

1つ教育長にお願いしたいのは、今までも土生田焼だとか、お地蔵さんだとか、いろいろ地域の人使っていたと思うのですが、こういうプロのアーティストがいるということをしっかり認識というか、リスト化という形で、ぜひこういう人たちの力を子どもたちの芸術力、発想力や想像力の醸成に使ってもらいたいと思っています。

私は、くしくも教育長が町民ギャラリーの話してくれたのですが、町民ギャラリーというのはすごくよかったと思っています。これ造ったのは田上町の大ファインプレー。今までは田上町文化祭でした発表の場がなかった各団体とかが町民ギャラリーを借りて発表の場が増えたというのと、道の駅を訪れた人もふらっと見ていくというような形で、ある意味、町の文化祭よりも幅広い、違う層の人に田上町のそういう、文化協会加盟の人なんかも多いと思うのですが、人の発表の場ができたというのは大ファインプレーだったかなと思っています。町民ギャラリーの活用が田上町の文化協会や、それらの作家やらの人らへの影響を与えているのかをまた併せて答えられるようなら答弁いただければと思っています。

以上でございます。

町長（佐野恒雄君） この道の駅ができて、それこそ本当に様々な効果が生み出された

なというふうに私自身も思っております。私もあちこち行きますと必ず話題に出てくるのは、この道の駅と「竹あかりバンブーブー」の話題なのです。必ず出てまいります。本当に道の駅はやっていますねとか、「竹あかりバンブーブー」大成功ですねとかって、本当に必ずと言っていいほどこの2つが話題になるぐらい非常に大きな効果を町の中で生み出しているというふうに思います。それこそ当初はいろんな、初めてのことで、計画の中で本当にどうなるのかなという不安は確かにありましたけれども、まさに今まで町になかった拠点、田上町にこうした拠点がなかった、ここに道の駅という大きな拠点ができたということは非常に大きな効果だったのだらうと思います。それこそ先ほど議員おっしゃられるように行動の変化が起きたと、まさにそのとおりだと思います。今までそういう集まってというふうな、そういう拠点がなかったわけでありますから、そういう意味では非常に大きな効果があったのだらうと思っております。そうすることによって、若い人も、それから年配のというか、お年寄りの人もこの道の駅を利用することによって、ある意味それこそ健康増進にもつながってくるわけでありますし、人と人とのそうした交流の場があるということは、これはすばらしい私は成果なのだらうなと思っております。

そして、議員おっしゃられるように、この道の駅の指定管理者として地元の商工会のメンバーで構成された協同組合で指定管理者となっている。そういう意味で、今までそれこそ加茂であるとか、見附であるとか、または新津であるとか、そうしたところに野菜の関係、果物の関係を納めていた業者がそうやって道の駅で出品ができる、これも大変大きな私は効果であったと思っております。と同時に、私は施政方針のときにたしか申し述べたのではなかったかなと思うのですけれども、もっと私はこの田上という町民の皆さん、本当にそれこそ小さな町ではあるけれども、町民の皆さんがこの田上という町にもっともっと自信を持っていいのではないかなということは、たしか施政方針の中で述べた記憶があるのですけれども、新潟県の県民性みたいなのところもあるのでしょうか、なかなか自慢が下手くそというのですか、そうではなくて、これだけの今田上に道の駅がありますよ、竹あかりというすばらしいイベントもありますよという、そういうところに本当にもっともっと誇りと自慢を持っていいのではないかな。そういう意味においても、そうした自慢ができる道の駅、そして「竹あかりバンブーブー」という大きなイベント、そうしたことをもっともっと自慢していいし、心に持ってもいいのではないかなと。そういう意味では、本当にこの道の駅と「竹あかりバンブーブー」というのは、町外に対して大きなPR効果があったというふうに捉えています。よく私は駅長に言うのですけれ

ども、この道の駅に来たら何かしら、大きいイベントばかりではなくて、何かちょっとしたイベントでも常にやっているよねという、そういうことはまたそれこそ誘客というのですか、道の駅を利用してもらう大きな力になると思うので、本当に大変だと思うのだけれども、ちょっとしたイベントでも何でもいいから、常にここでやってくれたらねというふうな話を私はいつもしているのですけれども、そういう意味では本当に道の駅の職員の皆さんから頑張ってもらっているのだなというふうな気がします。そういう意味でこうした道の駅の活用というのは、いろんな意味でこれからはまた活用の仕方というはあるかと思えますけれども、ぜひひとつ大勢の町民の皆さんからこの道の駅を活用して盛り上げて地域の活性化に結びつけていってほしいなというふうに思います。

それから、アートとの関係です。温泉まつりにアートの関係で企画をされているというふうに耳にしております。本当に小さな町ですけれども、本当にプロと言っていいような人たち、芸術家の人たちが大勢いらっしゃるというのを私はすごいなと思って、毎年文化祭があると、これだけすごい作品を展示されている、いろんな焼き物もそうですし、それから書もそうですし、絵もそうですし、それから音楽の関係もそうなのですけれども、本当にいろんな形で素晴らしい人たちが大勢いるというのにびっくりしています。私は、文化会館の文化祭のときに、自分自身一番気持ちが落ち込むのでありますが、自分の無能さに気づかされるというか、本当に素晴らしい芸術家といただきますか、方が大勢おられるということに本当に素晴らしいなと、こう思っております。温泉まつりでどういうふうな企画がされるのか、何か回りながらアートを回るような企画というふうなことを聞いてはいますけれども、どんな温泉まつりになるのか大変楽しみにしているところです。

教育長（首藤和明君）　ぜひプロのアーティストの力をこれからもということでございますので、プロの力、あるいは地域のいろんなことに取り組んでおられる方の力をお借りし、連携をしながら、なるべく本物に触れる体験を積み重ねて、意欲と表現力の向上につながるように努めてまいりたいと思います。

それから、町民ギャラリーのことについてもお話をいただきましたけれども、これからは活用されて、交流の場になるように努めてまいりたいと思います。

13番（池井 豊君）　それぞれご答弁、熱が入っていただいてありがとうございます。分かったけれども、佐野町長、ですからもうちょっとだから、今町長の気持ちは分かりました。分かりましたけれども、あらゆる角度から、産業振興課になると思うのですけれども、道の駅たがみの3年間、4年間の果たしてきた役割というものをしっかり検証して

ください。さっき言った町民の気持ちの変化、行動の変化というのもそうですし、実は私も出荷組合に入っているのだけれども、農業者がどの程度どう変わったのか、私まだしっかり把握していないのです。多分に今まで販売農家というのか、生産物を作って、野菜とか作って販売、JAなり、またはスーパーなりに納めていた人たちがいたと思うのですけれども、そういう人たちのほかに、では私が作ったのも道の駅でだったら売ろうかといって、新たに道の駅で売り始めた販売者がどのくらいいたのか、そこら辺調べてもらいたいです。

あと、私の知っている人では、自分の家に竹林があって、田上町のたけのこまつり、あれだけタケノコ売れるのだったら私も出してみようかと言って、出荷組合に入ってタケノコを売り始めた人がいました。ですから、このこと、道の駅ができたことが言わばどういうふうに農家や町民の行動、そういう出荷という意味で変えていったかとか、経済活動につながったかということを検証してもらいたいです。

もう一つは、町民の利益にどの程度寄与したかということも私これ知りたいところなのです。例えば多分にほとんどの人は道の駅利用したことがあると思うのですけれども、道の駅を利用したことがあるか、それから道の駅で買物をしたことがあるか、ここら辺を町民はどうなのか、町外の人には観光に寄与したということで販売はいいと思うのですけれども、町民の利益どうなのか。私、はっきり言って枝豆はここで買います。スーパーだと古い。朝取りというのものもあるかもしれないけれども、枝豆はここで買いました。それから、最近マイブームになっているのはナス漬け作りなののですけれども、ナス漬け用の十全なすみたいなのはスーパーに売ってなくて、ここで買います。そういうふうな形で、ほかでは売っていないものがここで売ってたりするのです。そういう意味で、町民がここで買物したことがあるかどうかというのもしっかり調べていただきたいと思います。

それから、最後になのですけれども、私今回、今の道の駅組合、商工会と農業者と一緒に組合つくってやっておりますけれども、この団体というのは、私、某大学で非営利組織論というのを教えていましたけれども、大きな意味での非営利組織というと、地縁団体も含めたり、ある種の協同組合も含めたりするということです。そういう意味でいえばNPOに近い協同組合になったのだなと今思っています。ですから、こういうNPOに近いような協同組合が指定管理をした場合と営利企業が指定管理をした場合とどういうふうに違ってくるのかというようなところもしっかりと検証と言ったらいいか、想定といいましょうか、今後指定管理者を募集する上で、どんな人が出てくるか分かりませんが、してもらいたいのですけれども、町

長にそういう組合的なところと営利企業というところの違いなんかももし考えるところがあったらお聞かせいただきたいと思います。

アートのほうはいいです。これからに期待します。

ということで、3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） この道の駅ができたことによって、今まで道の駅に納めていなかった人が新たにこの道の駅に出展をしている、そういう人というのは私結構いるのだろうと思います。それこそ一例を挙げると、竹を使ったものをこの道の駅で、芸術とまたちょっと違うものですがけれども、私、正月の門松を、門松ではなくて、竹を使って、そこに水が入られる、そこへ松と、それからユズリハと、それからナンテンと、何かそんなのを入れて、そうすると正月中結構、水を足すだけで、それを両方の玄関の柱に縛りつけて、そんなのを作ってくれませんかと言ってお願いをして、もしそういうのが道の駅で出展してもらえたら本当にそれこそ買い求められるのになというふうに、そんなこととか、いろんな形で道の駅を利用してというか、あるから、そこに何か自分の得意なものを作って出展する、そういうものというのは私結構あるのだろうと思います。そういうことで、これから指定管理者の募集がされて、プレゼンテーションも始まります。そういう中で検証を含めたプレゼンテーション等も協議をされていくかなと、こう思っていますので、そういうところもやっていかなければなというふうに思っています。

議長（藤田直一君） 池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時41分 散 会

別紙

令和 6 年 第 4 回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 2 号 令和 6 年 9 月 9 日（月） 午前 9 時開議			
日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
		開議	
第 1		一般質問	

第 3 号

(9 月 10 日)

令和 6 年 田 上 町 議 会
第 4 回 定 例 会 会 議 録
(第 3 号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和 6 年 9 月 1 0 日 午前 9 時

3 出席議員

1 番	吉 原 亜紀子 君	8 番	渡 邊 勝 衛 君
2 番	轡 田 禎 君	9 番	小 嶋 謙 一 君
3 番	渡 邊 菜穂美 君	1 0 番	中 野 和 美 君
4 番	青 野 秀 幸 君	1 1 番	今 井 幸 代 君
5 番	森 山 晴 理 君	1 2 番	椿 一 春 君
6 番	小野澤 健 一 君	1 3 番	池 井 豊 君
7 番	藤 田 直 一 君	1 4 番	高 橋 秀 昌 君

4 欠席議員

な し

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長	佐 野 恒 雄	地域整備課長	宮 嶋 敏 明
副 町 長	鈴 木 和 弘	産業振興課長 農業委員会事務局長	近 藤 拓 哉
教 育 長	首 藤 和 明	町 民 課 長 会計管理者	本 間 秀 之
総 務 課 長	田 中 國 明	保健福祉課長	棚 橋 康 夫
政策推進室長	中 野 貴 行	教育委員会 事務局 長	時 田 雅 之

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明
書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前 9 時 0 0 分 開 議

議長（藤田直一君） おはようございます。

現在の出席議員は14名です。よって、定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（藤田直一君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、10番、中野議員の発言を許します。

（10番 中野和美君登壇）

10番（中野和美君） 議席番号10番、中野です。一般質問させていただきます。

私は、2 つについて一般質問させていただきます。まず、1 つ目、有害鳥獣駆除へのサポートについてです。令和 6 年度新潟県指定管理鳥獣捕獲等事業、市町村連携事業を一般社団法人新潟県猟友会が受けることになりました。イノシシ及びニホンジカの生息範囲の広域化に伴い、県と市町村及び隣接市町村同士が連携することにより、一層効果的な捕獲を行うということが目的です。中越地区では、三条市、加茂市、田上町の捕獲従事者が協働して捕獲に携わることとなります。捕獲目標頭数は、260頭とかなりの頭数です。

そこで懸念されるのが、捕獲に必要な備品が不足しているということです。多人数で狩猟に当たる場合、捕獲従事者一人ひとりがトランシーバーを持つ必要があります。デジタルトランシーバーは、連絡手段としてだけでなく、動物の位置や捕獲従事者の位置を把握、捕獲の効率を上げるとともに従事者の命を守ります。ところが、加茂・田上地区でデジタルトランシーバーを所持している猟友会のメンバーは現在おらず、自費で購入しなければならないのではないかという状況に立たされています。では、なぜトランシーバーを持っていなかったかということ、趣味の範疇を大きく超えない限り、今までは必要なかったのです。そうでなくても、捕獲従事者には日頃より射撃訓練や講習会への出席が義務となっていて、練習用銃弾にしても

個人負担となります。弾にもよりますが、散弾銃で1弾約60円から170円ほどします。1回の射撃訓練や大会で最低でも100発程度使用します。そこへ、趣味の域を超えて有害鳥獣の駆除に携わるために自費でトランシーバーを購入しなければならないとなると、鳥獣捕獲事業の従事に一步踏み出すことをちゅうちょしてしまうことが懸念されます。

そこで、町としてデジタルトランシーバーを購入し、鳥獣捕獲等事業に従事する場合に貸し出すなどのサポートが必要なのではないかと提案します。加茂・田上の猟友会でも、捕獲に従事するときに貸し出すという方法で問題ないそうです。もちろんふだん町が依頼する猿や熊の害獣対策にも利用できますので、とても使い勝手のよいものとなります。デジタルトランシーバーは、附属品を含めて一式約4万5,000円から5万円ぐらいで1人分購入できるそうです。現在、田上町で狩猟に関わる予定の人数は6名です。今後、狩猟者を増やすための活動は行っていますが、取りあえず安心して捕獲に従事できるように、6人分のデジタルトランシーバーを準備していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、猟友会メンバーは現在少数です。わなを仕掛けたときに設置箇所が複数になった場合、全ての箇所を満遍なく見回りする必要がありますが出てきますが、わなが作動すると携帯電話にメールで知らせが来るという器具もありますので、今後の害獣対策に必要なようになってくるのではないのでしょうか。狩猟経験のある佐野町長にはご理解いただけるものと思われませんが、考え方をお聞かせください。

2番目、空き家利活用で町ができる支援について。今年5月29日に新潟県が発表したにいがた安心こむすび住宅推進事業は、最大300万円プラスアルファの補助が受けられ、対象となる住宅に関しては、築10年以上で空き家であることなどの要件を設けていました。面白い企画だなと思い、調べると、事業者登録要件に宅地建物取引業免許書番号が必要でしたので、田上町の住宅関連事業者は登録の可能性がないと分かり、事業者登録受付期間も令和6年6月6日から7月3日と1か月でしたので、対応できるすべがあったとしても、免許を取得手続するには募集期間が短過ぎであったと考えられます。田上の事業者が登録できなかったことはとても残念です。7月18日公表の登録事業者一覧には、やはり田上町の登録事業者はありませんでした。

6月定例会の一般質問でも、移住、定住促進の観点から空き家対策を取り上げました。町長は1回目の答弁で、現時点においては譲渡型賃貸住宅の制度を積極的に周知することは考えておらず、そもそもそれらを取り組む事業者が出てきた時点で

検討したいとのことでしたが、非常にいい制度だなと捉えているとも答弁いただきました。ここに出てくるそれらを取り組む事業者も、このたびのにいがた安心こむすび住宅推進事業の事業者登録も、宅建業従事者としての登録が必須です。宅建業事業者が田上町にないということは、多くの不便があると感じていました。ところが、宅建業法を調べると、国や地方公共団体が宅建業を営む場合には、免許は不要だということに気づきました。田上町が宅建業をできるということです。庁内職員の職務内でカバーすることができない場合は、書類作成のみを地元の行政書士にお願いすれば可能となります。売手、買手の要望などをすり合わせてのマッチングが必要になりますが、田上町が仲介するとなると安心取引にもつながります。空き家対策、移住、定住促進の一役を担うとも考えられます。多少のリフォームが必要な場合、当町のリフォーム補助金の適用も考えられます。町長は、6月の定例会でぜひ研究したいとの答弁もされていますので、ぜひ町が関わる必要性を感じていただきたく、アクションを起こしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長（佐野恒雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、中野議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、有害鳥獣駆除へのサポートについてであります。有害鳥獣駆除に当たっていただいている猟友会の皆様には、町民の安全のためにパトロールや捕獲、駆除などに多くの労力を割いていただくとともに、危険な業務に当たっていただいていることにつきまして、この場をお借りしまして心より感謝申し上げる次第です。

さて、議員からは、猟友会の現在の体制を踏まえた上で、トランシーバーなど新たな機器の導入による猟友会の負担軽減を図る方策のご提案をいただきました。現在、町の猟友会は7名で活動しております。それに対しまして、昨今の猿の出没回数の増加や、イノシシや熊といった人身被害の可能性が高い鳥獣が出没するなど、ここ5年ほどの間で大きくその状況は変化し、猟友会の皆様方の活動量も多くなってきております。今後、この状況がすぐに改善するとは考えにくいことから、猟友会の皆様方の活動に関する負担はますます増える可能性が危惧されます。こうした中、ICTを活用した機器なども取り入れる必要があるのではないかと考えておりましたので、今後猟友会にも確認を行いながら、必要な機器等の導入につきまして前向きに検討していきたいと考えております。

次に、空き家利活用で町ができる支援についてであります。田上町が宅建業を担ってはどうかというご提案ですが、議員が根拠とされました宅地建物取引業法の目的としましては、同法の第1条に「この法律は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図ることを目的とする」とされており、宅地及び建物の取引をなりわいとされる業種の方を念頭に置いた法律となっております。また一方、同法の第78条においては、「この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない」とされておりますが、国及び地方公共団体が宅地建物取引業を行う場合には、免許が不要であるにしても、その場合には当然免許を有する者と同等の知識を持っていることが必要であります。したがって、そもそも町が主体的に町有財産以外の物件を売買するということは、地方自治体という性格上考えづらく、また専門的な知識を持っていない町が直接物件の仲介や取引に関わるということは、宅地等の取引の公正の確保や購入者等の利益の保護の観点から適切でないと考えております。

以上であります。

10番（中野和美君）　まずは、有害鳥獣駆除のサポートについて2回目の質問をさせていただきます。

今回定例会で同僚議員の質問にもありましたけれども、わなにかかったときに携帯に知らせが届くシステムの導入を考えていらっしゃるということで、ありがとうございます。その導入はもちろんなのですが、トランシーバーも視野に入れた導入につきましても前向きに検討していただきたいと思います。といいますのは、猟犬などを連れていった場合、イノシシと間違えられて撃たれてしまうということも実際にあることでして、もしトランシーバーがあったなら、今犬がそっちに行ったよというような連絡もし合うことができますので、もしくは人間が間違っってそっちのほうに行ったのに、同僚の狩猟者を撃ってしまうということが往々にして、悲しいことにある事件ですので、そういうことを防ぐためにもぜひトランシーバーを、猟に出る人に出るときに貸し出すというだけでいいと思いますので、常には町が所持しているという形でいいと思いますので、その辺のことも考えていただければお願いしたいと思います。命を守るためでありますので、よろしくお願いいたします。

あと、猿なのですけれども、それこそまた栃木の話をしめますけれども、栃木市に

は猿が大変多く出ました。私がお手伝いに行っている農家のところにももう毎日のように猿が出てきて、でも猿って人間がわあって追いかけていくと、やっぱり逃げるのです。女の私が追いかけても、棒なんか持ってわあっと追いかけても逃げます。だから、人間は怖いものだということをやっぱり意識づけないといけないと思うので、猿を見ると怖いけれども、でも人間はもっと怖いのだという、女性であっても棒一本で追い払えるはずなので、あまり近づいてはいけないと思うのですけれども、そんなことを皆さんにも周知していただきたいと思います。ちょうどバス停か何かの上に猿が乗っかっていて、そのバス停の下にちょうど女の人が待っていたのですけれども、知らないで待って、何が音がするわと思って、猿が上にいたという本当に怖い思いをしたという話がありましたけれども、それは栃木の話ですが、女性も本気で怒れば猿は威嚇できますので、そんなことも周知していただきたいと思います。

それから、トランシーバーも、共同で捕獲に出るときのみで構いませんので、よろしくお願いします。今町長は7名とおっしゃいましたけれども、病気療養で引退される方もいらっしゃるので、実際にはもう6名になろうとしていますので、どんどん減っていくところ、これから狩猟者も増やしていきたいとは思いますが、このままでは減る一方ですので、ぜひ協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。そういうふうにお金がかかるということで猟に出ないというようなことを防いでいただきたいということです。

それから、宅建業法のほうに移ります。宅建業法が地方公共団体に適用にならないというのは法律上のことで、地方公共団体は取引をする場合、免許がなくても取引ができるということです。空き家を有効的に活用することというのは町にとっても利益があることだと思います。そして、持っている町民の方にとっても、資産をもう朽ちるまでそのままにするというわけにはいきません。壊すにもお金がかかります。それならば、立地のいいところにあたりする建物や、すばらしい昔の家なんかははりがよかったです。そういうところをリフォームして使う。家の近所でも、2年ぐらい前ですか、平家をリフォームしている若い方がいらっしゃって、「あっ、リフォームしている業者さんなんですか。この家、リフォームされるんですか」って聞いたら、その家をリフォームして販売するのだと言っていました。下吉田の1軒の家だったのですけれども、「ありがとうございます。じゃ、ここに誰かが入ってくるとありがたいです」なんて話をしていたら、1年もしないうちに大阪から転居してくる方がいらっしゃいました。そんなこともありますので、ただ空き家を放置するということではなく、ちゃんとリフォームして活用すれば、

そういう売れるということもありますので、ぜひ、そこに隣接している道路は下吉田の住宅地のちょっと細い道路のところに隣接している住宅なのですが、それでもちゃんとリフォームして整備すれば売れますので、そんなことも諦めないで家主さんにもお話ししていただきたいと思うのです。町がそれできなければ、今空き家を見守りしてくださっている団体が田上町にありますね。そういう人たちの力をお借りしたらどうでしょうか。そんなことも考えられる一つの策となると思います。やはりマッチングがとても難しいと思いますので、そういう方のお力をお借りしてください。話し合っていたきたいと思います。

要点まとめますと、携帯に知らせが来るシステムのほかにも、トランシーバーなども検討に入れていただけるのかどうか。宅建業法は、町には適用しないということで、町は免許がなくてもそういう取引ができるわけなのですけれども、安心取引ができるようにそういう団体と手を組みながら、もしくは行政書士とも手を組みながら、宅建業者がいないけれども、何とか町の資産を、町民の大切な資産を回していけるような取り組みをぜひお願いしたいと思いますし、誰か職員で宅建の資格取ってもいいと思いますので、よろしく願いいたします。検討をお願いしたいのですが、いかがでしょう。

町長（佐野恒雄君） まず、有害鳥獣駆除へのサポートのことなのですけれども、議員おっしゃられるトランシーバー、駆除においては非常に有効というか、必要な、大事な機械というか、機器だと思います。それこそ議員おっしゃられたように事故を防ぐとか、そういう意味においても大変有効な機器だというふうに思っています。1回目の答弁にもお答えしましたように、ICTを活用した機器、そしてトランシーバーも含めて、これは本当に猟友会のメンバーの皆さんも高齢化といいますか、非常にほかの、農業ばかりではなくて、猟友会のメンバーの高齢化も感じていまして、なかなか若い人が新しく入ってくるというふうな状況ではなかなかないものですから、本当にご苦労をかけているなというふうなことで、本当に申し訳ないなと思っております。そういうことで、そうした負担を少しでも和らげるといいですか、負担を少しでも少なくできるような、そうしたICTを活用した機器の導入とか、今議員のおっしゃられるトランシーバーについても導入ができるような、前向きに検討していきたい。これも猟友会の皆さんとのまた協議も必要だと思っておりますので、話し合いをさせていただきたいと思います。

それから、空き家の関係です。先回も議員のほうから非常にいいお話を提案いただいたなというふうに思っております。譲渡型の賃貸住宅、そういう業者さんとい

うか、そういうところが出てきてくれればなというふうなところももちろんあるわけなのですけれども、非常にいい制度だと思っておりますし、またそういうのに関わっていただける行政書士というか、町に今おられます。そことも、町ともその協定を結びたいというふうなお話も実はございまして、ぜひそういう形で協定を結ばせていただいて、この空き家対策、一步でも二歩でも進んでいけたらいいなというふうに思っております。

議員がおっしゃられたこと、確かに免許なくても町はそうした不動産を売るということではできるのですけれども、これはなかなか自治体としてそれこそどうなのかなと、なじまないのかなというような感じもします。しかしながら、そういう話があればというか、当然町もそこに関わっていく、そういう必要性があるときには、町もそうしたことに関わっていくということは当然必要だと思っておりますので、先ほども申し上げた協定も含めて取引できればなというふうに思っております。

10番（中野和美君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討したいということで、猟友会の鳥獣の駆除のほうよろしくお願いいたします。

そして、宅建のほうなのですけれども、宅建といいますか、空き家の利活用のほうなのですけれども、私も心配で、最初の頃、こんなことで町がそういうふうに関わりたい場合に、書類を作るのが難しいということなので、町内の行政書士にこんなことで町に協力できるのだろうかというふうに尋ねたことがありました。そうしたら、喜んでお手伝いしますというふうにおっしゃっていましたので、ぜひ協力していただいて、お互いに切磋琢磨しながら、町民の財産を守るという観点もありますので、よろしくお願いしたいと思います。

特に答弁は必要ありませんが、何かありましたらお願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 繰り返しになりますけれども、猟友会のほうともしっかりと協議をさせながら、必要な機器については前向きに検討していきたいなと思っております。空き家の関係についても先ほどもお話し申し上げました。そういうことで一生懸命まず司法書士さん、行政書士さんがおられますので、そことも協定を結ぶ形の中で、町としてもしっかりと関わっていければなと、こう思っております。よろしくお願いいたします。

議長（藤田直一君） 中野議員の一般質問を終わります。

次に、5番、森山議員の発言を許します。

（5番 森山晴理君登壇）

5番（森山晴理君） 町民クラブ、森山晴理、一般質問させていただきます。

今回は、田上町における制服や学用品などのリユース取り組みについてでございます。前回、令和4年12月9日に一般質問しました内容をもう一度抜粋してみました。「卒業で不要となり、家庭で眠ったままの制服や学用品は少なくありません。世界的にSDGs、持続可能な開発目標の機運が高まる中、学生服やランドセルなど学用品を無償で譲り受けるリユースの取り組みが全国の自治体で広がっています。長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、安定した仕事や収入が得られない状況に加え、物価高騰が追い打ちをかけ、経済的な困難さが固定化している子育て世帯は少なくありません。入進学シーズンを前に就学前準備などで家計が圧迫され生活が苦しい家庭や必要とする家庭に、無償もしくは安価にて提供することで子育て世帯の経済的負担を減らすとともに、資源を大切にすることで環境問題やSDGsの目標に意識が高まることも期待されます。第6次田上町総合計画前期基本計画、重点プロジェクトの安心して子育てできるまちプロジェクトでは、誰もが安心して子どもを育てることができ、また子どもが健やかに育つようなまちづくりを進めますとあります。そこで、本田上町においても制服や学用品のリユースの積極的な取り組みが必要であると考えます」との質問に、町長からは「今まで町内の小中学校で制服のリユースに取り組んだことはなかった」、「第6次総合計画の中でもSDGsの取り組みを推進していることから、町全体としてリユースやリサイクルなどについて、民間事業者と協力して取り組む必要はあると感じております。その中で将来的に制服や学用品についても取り扱えるような体制ができれば理想である」と答弁をいただいております。

教育長からは、当時の安中教育長でございますが、「校長会でお伝えし、各学校でどのような取り組みが可能なのか考えていただきたいと思います」、「経済的に困っていられるのではないかとこの場合はこちらから声をかけるということもしております」と答弁いただいております。質問から1年が経過しましたが、現状は何も変化がないように思います。校長会においては、保護者間で何かしらの要望や変化があったでしょうか。教育長の見解を伺います。

次に、燕市では制服や学用品を集めて、無償で譲渡することで子育て世帯を支援する学用品等リユース会が令和5年10月14日に開催されました。燕市保健福祉部社会福祉課地域福祉係と燕市社会福祉協議会と連携し、集めた学用品などを必要とする子どもたちに無償でお渡しされたそうです。田上町でも、町行政と田上町社会福祉協議会が一体となって取り組む組織づくりができないもののでしょうか。子育てするなら田上町でと言える連携体制を築くことが早急に必要と感じていますが、町長、

教育長の見解を伺います。

(町長 佐野恒雄君登壇)

町長(佐野恒雄君) それでは、森山議員の田上町における制服や学用品などのリユース取り組みについてのご質問にお答えいたします。

燕市の取り組み事例から、町でも社会福祉協議会と一緒に取り組む組織づくりができないかというご提案ですが、昨年末に社会福祉協議会のほうから、リユースに向けた取り組みについてアンケート調査を実施させてほしい旨の協力依頼が教育委員会にあり、その後、令和6年2月に学校を通じてアンケートを実施し、取りまとめた結果を基に、令和6年8月1日に第1回目の検討会が開催されたというふうに聞いております。今後、検討会へ参加しながら、町の役割としてどのような面で取り組みに協力ができるのか、検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

(教育長 首藤和明君登壇)

教育長(首藤和明君) 森山議員のご質問にお答えします。

はじめに、質問から1年が経過しましたが、現状は何も変化がないように思いますとのご指摘であります。先ほど町長も答弁しましたとおり、昨年末に社会福祉協議会からリユースの取り組みについてアンケートを実施させてほしいというお話がありましたので、令和6年2月に学校を通じてアンケートの実施ができるよう協力をさせていただきました。その後、令和6年8月1日に社会福祉協議会が事務局となり、第1回目となります制服等リサイクル会の検討会が開かれ、実施したアンケートの結果を基に、今後の取り組みについて話し合いが持たれました。検討会には、小中学校の保護者の方や学校地域コーディネーターの方がボランティアとして出席され、教育委員会からも検討会に参加させていただきました。ほかに新潟県フードバンク連絡協議会からも出席をいただいております。森山議員もこの検討会に参加されたと聞いておりますので、会議の内容については議員も十分ご承知のことと思います。

次に、校長会においては保護者間で何かしらの要望や変化があったのでしょうかとお尋ねですが、保護者から学校や教育委員会へ制服等のリユースについての要望は特にいただいております。

今後、リユースの取り組みに向けて、検討会に参加しながら、教育委員会の立場としてどのような協力ができるのか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

5 番（森山晴理君） ありがとうございます。

社会福祉法人田上町社会福祉協議会が制服等リサイクル会を行いたいと新潟県フードバンク連絡協議会に連絡が入りまして、私が第1回の8月1日の検討会に参加してまいりました。そこで開催要項が制服等リサイクル会ということで提出されたので、ちょっと読ませていただきますと、目的としては、中学生の制服や体操着などのリサイクル会を実施し、子育て世帯への支援につなげる。主催は社会福祉法人田上町社会福祉協議会、財源は赤い羽根共同募金を使うということでございまして、開催時は令和6年12月の中旬を予定しているということでございますが、学校が実施する新中学1年生の保護者を対象に入学に際しての必要品などの説明会があるようなのですが、その説明会を終えた後に開催したいということで12月の中旬ということで、やっぱり制服を購入するにも、そのぐらいにもう購入してしまうので、そのぐらいが一番いいのではないかなということだそうです。あと、対象者は今回中学生と保護者及び田上小、羽生田小の6年生と保護者ということで、新中学生と、あと中学生を対象者としているということでございます。参加費は無料であると。

さて、今後のスケジュールは、今とにかく制服とか学用品が何にも集まっていない中で開催するので、これから集めていくのに広報もしないと駄目だし、そこら辺町との協力をしてというような話は社協から聞いておりましたが、それまでで学校を通じたりとか、何かと協力をいただけないと集まらないのではないかなということで、それで学生は、離任式が終わるまで中学校3年生の子は学生服ずっと着ているので、それまではずっと着ているような形なので、今の中学生から学生服をもらうということはなかなか難しいだろうから、卒業された田上全体の町民の方から学生服を集める、制服を集めるとか学用品を集めるとかというのが必要になってきますねなんていう話をしておりました。社協のその他のところに、この取り組みが子育て世帯の役に立つように、皆様のお力とお知恵をお貸してくださいというような文面があります。

それで、アンケートを取ったという内容をちょっとお話しさせていただきますと、田上中学校、田上小学校、羽生田小学校に制服などリサイクルの需要の調査をされたようなのですが、行った集計結果を見せていただきましたが、まずリサイクル会を利用したいですかという、教員に。田上小と羽生田小学校、両小学校の方は76%がリサイクル会があったら利用したいということで、田上中学校では68%の方が利用したいということでございますので、その理由としては経済的に助かると。あと、子どもの成長期で、サイズがもうすぐ変わってしまうので、それもどんどん変わる

ということで、制服はまた高価であるということで、そういうような話で、実際協議会が必要なのだなということにはもう感じました。

それで、私が思うには、子どもが笑顔になるにはまず親が笑顔ではないと、子どもが笑顔になれませんので、田上町としてはこの町民、中学生の保護者であるので、町民の方を笑顔にするには、町民の親の立場である佐野町長が笑顔になって、やるよと、一言協力するよと言っていただくと、またみんなが笑顔になりまして、それが一番いいのではないかなと思って考えております。田上町が社協と連携して取り組むことによって、社協だけではなくて、田上町と社協と一緒にやっていくよといった安心感が生まれていって、町民の立場からすると。そうすることによって、ぜひとも協力していただきたいと思うのですが、どうも社協は中学生の制服と学用品を募集をこれからも行いたいということ、また広報をかけたいということで、町に協力もしていきたいということなのですが、リサイクル会とはどういうことかということをお社協が書いたのは、田上町の小学校高学年、中学生のご家庭を対象に、中学生の制服や学用品のリサイクル会を予定しています。皆様の温かい気持ちが町の子どもたちに役立てられます。ぜひご協力をお願いしますということで、中学生の制服と学用品など募集ということでチラシを作られている。

ということでございますが、話を聞いていましたら、どうもその制服とか、集めたのはどこに置くのでしょうかという質問をさせてもらいましたら、社協の建物は町の施設で、何も自分たちの権限がないというのですか、ここにおいてもいいとか、そういうことができないということで、そういうことが分かったのです。そうしたら、どこに置くのだらうと思って、燕市に聞いてみたら、燕市の社協というのは、燕市の社会福祉協議会の倉庫ですか、1つ空けて、それでどういうふうに管理しているのですかと言ったら、ハンガーラックに制服をかけて、タグをつけて、制服サイズ別にとか、燕市の場合は中学校、高校とも全部いろいろ集めて使って、それを全部サイズ別に分けたりして、その部屋にハンガーでかけて、冷房か何か、空調施設があるのですかと聞いたら、扇風機だけで風を回して管理している。

議長（藤田直一君） 森山議員、端的にまとめて質問をしていただけませんか。

5 番（森山晴理君） はい。ということで、質問なのですが、町の施設に保管できる場所があるのでしょうか。それをお聞かせください。利用できるものを循環することにより、物も喜び、人も喜び、議論が広がっていきますので、子育てするなら田上町でということで、町長、教育長がかじを切るチャンスが来たのではないかなということで、かじというのは船でいう、船のかじ、操作する、どこの方向に進む

かという、こういうチャンスが来ましたので、ぜひとも町長、教育長がどのようにかじを切るのか、お聞かせいただけますか。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） このリユース、リサイクル、森山議員が提言されたもの、非常に私はいいことだなと思っております。アンケートで、小学校で7割、中学で6割の家庭がそういうリユースがあったら利用したいと、こういう今お話を聞いて、本当にそれこそそういうリユースの機会といいますか、活用ができればすばらしいなというのを私も今、私らの子どもの頃、中学の頃というのは、今みたいに男子校ばかりではなくて、もうそれこそ騒ぐ一方でして、制服も卒業する頃になるともうあっちこっち傷んであれなのですけれども、今の子どもたち、割と卒業する頃になっても最初の頃と本当変わらないぐらい保っているような感じもありますし、実際にそうやって6割、7割の需要があって、では果たして今度供給のほうはどうなのだろうというところの課題というか、問題もあるのだろうと思います。先ほどそれを場所はあるのだろうかというふうな議員のお話ですけれども、変な話場所なんてどこでも、本気になればどこでもできるのだろうと、こう思っておりますし、そういう形で、このリユース、リサイクルの活用というのかな、それが本当にできたらいいなと、こう思っております。社会福祉協議会が主体になるのですけれども、町も一緒にやってそういう形が取れるような形で取り組んでいきたいなと、こう思っています。

教育長のほうから補足があればお願いします。

教育長（首藤和明君） リサイクルのことにつきまして、今ほど町長からもお答えさせていただきました。教育委員会のほうとしましては、今会議に参加をさせていただいております。それから、もし社会福祉協議会のほうからぜひ広報したいのということでご依頼があれば、学校を通じてその依頼の文書をお届けするとか、そういうことは協力をしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、保管場所ということで今ほどお話がありましたけれども、今現在町が所有しているところ、教育委員会のほうで管轄しているところで保管場所になるところが今すぐに見つからないという状況なので、今後の検討事項なのかなというふうに考えているところであります。

以上であります。

5番（森山晴理君） ありがとうございます。

燕市では、中学校に回収ボックスを置かれているそうなのですが、先日田上中学

校、田上小学校の地域コーディネーターの方が校長会にお聞きして質問したそうなのですが、中学校に回収ボックスを置くと、なくなったりとか、管理ができなかったりとか、持ってくる、学校が施錠したりとか、いろいろな問題があるということで、なかなか学校としては難しいかなんていうことをお聞きしたのですが、燕市では何か回収ボックスを保健室に置いているそうなのです。そうすると、体調が悪かったり、それで汚してしまったりとかというときにそういうリユース品を使えたりとか、保健室の先生とお話ができる方、そういうことでどうしても必要な方にはお渡しできるとかというようなものもあったり、そういうことが一番大事なのかなと思ったのですが、今回のリサイクル会のボランティアに参加していただける人は、アンケート用紙のところにボランティアに参加していただけますかという人が名前と住所を書いて、連絡先を書いて、社協にアンケートを返したということで、そのボランティアの保護者の意見としては、部活の道具とか、そういうのを、前回池井議員も質問されておりましたが、高価で、そういうのを部活同士で引き渡すなんていう形もあるのでしょうかけれども、なかなか声に出せない人もいますものですから、そこら辺の取り組みを上手にやったらいいのではないかと、またコロナ禍で水泳の授業が1回しかなかったとか、いろいろで1回しか着ていない水着があるのだけれどもとか、いろいろな保護者間の意見では、体操着も刺しゅうで名前がついているのだけれども、その刺しゅうを400円で取ることができるよとか、保護者の意見はいろいろ出てきて、あっ、やり方はいろいろあるのだということで、いろいろお聞きしておりますが、やっぱり生徒の成長が速くて、次々制服ももうすぐ短くなったり、大変なものですから、使う僅かな期間で傷んでいないものもありますので、学校で使うものが必要となる方の手に届く担当をぜひとも教育長自らができるものかどうか、またそのほかどなたか担当がいるといいかなと。

以上で3回目の質問を終わります。

教育長（首藤和明君） 保健室にそういったリサイクルのものを置いてあるというような今お話もございましたけれども、私も今まで勤務した学校の中では、どうしても汚してしまう子がいたりするので、卒業生が善意で置いていつてくれたような体操着などを一時的に1着とか2着とか保管していて、どうしても汚してしまったときに、今日これ着て、後で洗って返してねというような、そういった取り組みをしている学校に勤務をしたことはあります。ただ、そういったことで置いてあるのか、それともリサイクル用品としてなのかとか、どの学校でどんなふうになっているのか、どんなつながりでやっているのかとか、よく把握できないところもありますの

で、どんなふうに行っているのかなとか、幾つか聞いてみようかなとは思いますが、
そんなようなことをやっている学校は実際にあるというふうな認識であります。

議長（藤田直一君） 森山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（議長、副議長と交代）

午前 9時52分 休 憩

午前10時10分 再 開

副議長（椿 一春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に代わりまして議事を進めます。

最後に、7番、藤田議員の発言を許します。

（7番 藤田直一君登壇）

7番（藤田直一君） 7番、町民クラブ、藤田直一。これから一般質問を行います。

今日は、佐渡市・田上町誘客交流連携協定の取り組みについて、そして宿泊税の導入についての2つについて町長にお伺いをしたいと思います。

まず、佐渡市・田上町誘客交流連携協定の取り組みについてであります。県内における最近の話題は、佐渡島の金山が7月27日に新潟県内で初めて世界遺産登録が実現をいたしました。世界遺産の候補地となって14年が経過し、これまでの尽力がやっと実を結んだと、地元佐渡市をはじめ、新潟県内ではたくさんの皆さんが喜んでいます。特に世界遺産登録されることによって、県内外のたくさんの人たちから佐渡島に来ていただくことで、新潟県全体の観光振興につながることを期待するからであります。また、新潟市内には空港もあり、上越新幹線の最終駅でもあり、関越自動車道、磐越自動車道などの全ての交通網と結びついている政令都市でもあります。

特にこの田上町は新潟市にも近く、ここを中継拠点として、寺泊港から佐渡島へ、新潟港から佐渡島へ、東北へ、北海道へ、関東圏へ、関西圏へなどの移動がこの交通網を活かして便利になる立地条件が整った、素晴らしい地域でもあります。先般7月11日には、佐渡島の金山世界文化遺産登録を見据え、佐渡市と田上町はお互いに有する資源や特性を活かして連携、協力を行い、両市町の地域活性化を図るため、佐渡市・田上町誘客交流連携協定を県庁にて締結したことについては、皆様もご承知のとおりであります。締結の経過については、インバウンドなど観光客の増加が期待される中、それぞれの観光情報を発信することで県内での滞在日数を伸ばし、

広域観光につなげる。また、佐渡市の玄関口となる新潟空港から最も近い温泉地である湯田上温泉が田上町にあることから、佐渡観光の前泊、後泊地として誘客の相乗効果が得られると両者の考えが一致したと新潟日報で伝えられていますが、町としての声が聞こえてこないように思います。今回の協定締結の趣旨、狙いや目的について、町長の考えを伺います。

次に、冒頭に申したように世界文化遺産登録が実現した今、新潟県全体の交流人口の拡大や、少なからずとも当町の地域活性化の追い風になることは間違いないものと思います。また、情報によると、この9月から11月にかけてJR東日本による（仮称）佐渡島金山への秋のキャンペーンも計画されているようなことも聞いております。当町としても誘客交流連携協定に基づいて、佐渡市と共同で誘客誘致に向けての盛り上げ策について協議していくものと思っておりますが、そこで5項目について伺いたいと思います。

1つ目が、佐渡市と田上町は共同での誘客活動に向けての取り組みを実施するのか。

2つ目に、佐渡市と田上町は共同での情報発信への取り組みを実施するのか。

3つ目に、来客が回遊するための対策を共同で仕組みづくりを実施するのか。

4つ目に、当町における担当窓口はどの部署となるのか。

5つ目に、1から3を行うとすれば、今後のスケジュールはどのように考えているのか。

上記の項目を実施することで、今回の連携協定が形式で終わることなく、しっかりと国内観光客やインバウンドに向けて田上町の魅力を発信していく絶好のチャンスだと思います。町長の考えを伺います。

2つ目に、宿泊税の導入についてであります。現在、町には田上町入湯税条例があり、入湯する者1人について1日150円をいただいております。この条例は、昭和35年に制定をいたしました。令和5年度の旅館、ホテルと湯っ多里館を合わせた来町者は17万341人で、入湯税は2,555万1,150円でした。使用目的は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設その他消防活用に必要な施設整備並びに観光振興、観光施設の整備に充てられています。その中で、湯っ多里館へ来るお客様を除く湯田上温泉に宿泊されるお客様は、年間6万から7万人と推測されます。新型コロナウイルスも落ち着き、国内はもとより、国外からのお客様も増えつつあると聞いていますが、今年は特に佐渡島金山世界文化遺産登録が実現し、県内に訪れる観光客も増えるものと期待をしています。佐渡市・田上町誘客交流連携協定において

両市町で取り組む誘客誘致活動が成功すれば、令和元年度の9万人近くの入り込み客数が期待できるのではないのでしょうか。

そこで提案するのが宿泊税の導入です。目的は、観光復興のための事業経費の確保で、観光客の受入れ環境の整備、施設の維持、更新、多言語案内、情報発信、バリアフリー化などの活用に充てることができます。市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、宿泊事業者や観光協会との協議や調整、県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やすなどの県との調整も必要でしょう。行政経費が年々増加する中、町民サービスを維持し、町の観光振興をもっと進めるためにも、新たな財源を求めることも重要です。宿泊税は、現在東京都、大阪府、京都市、金沢市、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市、北海道倶知安町の9自治体で導入されています。また、湯沢町も2026年の導入に向けて協議中とのこと、また佐渡市も検討中としています。今後導入に向けての自治体は増えつつあるとのことでもあります。当町においても宿泊税設置等検討委員会など（仮称）を設置し、宿泊税導入に向けて協議を進めていくことも必要ではないのでしょうか。町長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

（町長 佐野恒雄君登壇）

町長（佐野恒雄君） それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、佐渡市・田上町誘客交流連携協定の取り組みについてであります。県民の念願であった佐渡金山の世界遺産登録が7月27日に決定し、現在もテレビCMなどで各企業などもお祝いをしており、当町からもお祝いのメッセージを送り、町観光協会長が直接佐渡市へ赴き、お祝いをお伝えしてきたところです。まずは、世界遺産登録がされたことについて、佐渡市をはじめ、これまでご尽力された方々にお礼とお祝いを申し上げたいと思います。町でも「きずな」8月号の表紙を飾るトップ記事とさせていただくなど、町民の皆さんにもお知らせしたところです。

さて、1点目の協定締結の趣旨、狙いや目的につきましては、議員が今ほど述べられたとおり、佐渡へ渡る際に利用する新潟港へ一番近い温泉地である湯田上温泉への誘客による宿泊者の増加、新潟港へ向かう際の中継地としての道の駅たがみの利用など、田上町への観光客の増加のチャンスと捉え、今後佐渡市とも協議を重ね、両市町の観光客の誘客、それも相互だけではなく、県内全体を面としての広域観光振興に結びつけていきたいと考えております。

2点目から4点目の佐渡市と田上町は共同での誘客活動に向けての取り組みを実施するのか、佐渡市と田上町は共同での情報発信への取り組みを実施するのか、来

訪者が回遊するための対策を共同で仕組みづくりを実施するのか、これらにつきましては、現在佐渡市は登録後の対応に追われており、落ち着いた段階で双方の観光関係者を交えた打合せ等を行い、具体的な活動に入りたいと考えておりますが、まずは町側の考えを観光協会、旅館組合など関係者等で協議を行いながら、今後の取り組みや方向性を取りまとめていきたいと考えております。

5点目の当町における担当窓口はどの部署になるのかにつきましては、今回の協定は観光に関する協定であることから、観光関係を所管する産業振興課が担当窓口となります。

6点目の今後のスケジュールはどのように考えているのかにつきましては、先ほども申し上げたとおり、佐渡市側が落ち着いた段階で誘客活動を予定をしており、スケジュール等についても未定ですが、できるだけ早めに双方での打合せ等を行っていききたいと考えております。

7点目の連携協定が形式に終わることなく、しっかりと国内観光客やインバウンド向けに魅力を発信していく絶好のチャンスと思うが、どうかにつきましては、まさにそのとおりで、湯田上温泉、道の駅たがみ、YOU・遊ランド、椿寿荘などを紹介し、誘客するまたとない機会と捉えております。佐渡市との連携協定締結を契機に、広域観光の推進に向け、観光関係者と町が一体となり活動を行ってまいります。

次に、宿泊税の導入についてであります。議員ご指摘のとおり、宿泊税は法定外目的税であり、観光振興や観光関連施設、インフラの維持整備などの財源とするために徴収する税であります。また、近年他の自治体では、インバウンド誘客推進に伴う弊害、オーバーツーリズムに対応するための環境整備の費用等を捻出するため、検討を進めているところもあると聞いております。一方、懸念される事項としましては、近隣の観光地に先んじての導入による観光客の流出や、徴収した税の徴収、管理のためのシステム整備やその使い道の検討など、幾つか考えられます。しかしながら、いただいた税のメリットを納税者の方が実感できるような仕組みづくりができるのであれば、町の観光振興につなげる非常に有効な手段の一つになると考えられます。あわせて、今回議員からは宿泊税導入に向けた検討委員会の設置のご提案もいただきましたが、まずは観光関係者からの意見聴取を行うとともに、町としても宿泊税そのものについてもう少し詳細に調査・研究を進めていきたいと考えております。

以上であります。

7 番（藤田直一君） 2 回目の質問をさせていただきます。

1 回目の質問で、町長の誘客交流連携協定の意気込みについてお伺いをいたしました。町長、しっかりと取り組みたいというその心の思いは十分に私、希望については理解をいたしました。ぜひその意気込みで、粛々と進めていただきたいというふうに思っています。

2 つ目の質問として、誘客交流連携協定を結ぶからには、佐渡市と田上町を 1 つのエリアとして捉え、誘客体制づくりを共同で進めることが順当ではないのか、そんな思いで実は 5 項目について質問をさせていただきました。共同誘客活動をどのようにしていくのか、また情報発信を、また来訪者が回遊するための仕組みづくりなどをどのようにしていくのかというのを、その町の姿勢を聞くことができれば、おのずとしてスケジュールもある程度は明確になってくるのかななんて、そんな期待をしていたところでありますが、昨日の今井議員からの質問に対して町長の答弁では、現時点ではまだ具体的な打合せはしていませんという答弁でありました。今日の答弁も時間がないなというようなニュアンスでありますから、まだ協定締結後 1 か月半しか経過していないながら、時間がないので、具体的な策は出せないことについては無理があるというふうに理解していますが、でもいつまでもこのような状態が続いているわけにはいかないはずであります。

そこで、早急に対応を考えているという町長のご答弁であります。町長の腹の中でいつまでにある程度の具体案を出さなければならないのかなという考えもお持ちのことと思いますので、腹のうちがもし分かれば、来年の春までには具体的なものをまとめたいとか、今年の 12 月までにやりたいとか、そういう腹の中を聞かせていただければ、お聞きをしたいというふうに思います。

そして次に、この取り組む窓口の件についてであります。しっかり窓口、この協定に基づく事業に取り組むためには、予算をしっかりと確保して、軌道に乗るまでの間は専門部署を設けて取り組むことも必要ではないのかなというふうに私なりには考えて、その辺の町長の考えをお聞きしたかったところでありますが、町長の今ほどの答弁では、産業振興課を当町の窓口にして取り組んでいきたいという答弁でありました。それも私はいいいとか悪いとかは申し上げません。私が心配することは、産業振興課も、またよその課もそうですが、当町における各課は大変私は多忙であるというふうに見ております。そういう中で、この事業、今の体制で十分にに取り組んでいくことに心配はないのか、町長自身は。私が見る限りはちょっと不安であります。その辺について町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

また、町長の期待するこの事業の思いに対して、担当する産業振興課としての決意はどういう決意を持っておられるのか、できれば聞かせていただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） この佐渡市との連携を結ばせていただいて、これから本格的に佐渡市とも取り組みの仕方についてまた協議をやっていくわけではありますが、まずはその前に、町で観光業界の取り組みの方法についてじっくりと取り組む、このことがまず必要だろうと思います。決してのんきに構えているわけではありません。当然この佐渡市との協定に基づいた取り組み、どういうふうな取り組みをしていくかということについては、当然佐渡市とも協議をしていかななくてはなりません。先ほども申し上げたとおり、落ち着いた段階でというふうに申し上げました。先般もある会合で、新潟市で佐渡の渡辺市長とお会いしました。立ち話ではありましたが、今なかなか取り込んでいるけれども、できるだけ早い時期に田上町ともこの取り組みについて進めていきたいと、こういうふうなお話をいただいて、ぜひひとつよろしく願いますと、こういうことでお互いに話をさせていただいていたのですけれども、そういう形で、相手があつての話でもありますから、佐渡市との協議もしっかりと進めなくてはならない。しかしながら、その前に町としての取り組みの仕方、どういうふうな形で取り組んでいくのかということ、これもしっかりと検討していかなければならないというふうに思っておりますので、いつまでにというふうなことは今ここで申し上げることはできませんが、できるだけ早い時期にそうした佐渡市との取り組みについても協議ができればなというふうに思っているところであります。

それから、確かに産業振興課ばかりではありません。ほかのどの課も本当にオーバーワークぎみな感じになっておりますので、その点は心配していないわけではありませんけれども、これからどういう取り組みの仕方をするかによって、当然またそうした負荷が大きいような状況になれば、いろいろとまた考えていかななくてはならないということもあろうかと思えます。しかし、今回佐渡市とのそうした連携と申しますか、佐渡市と田上町のだけではなくて、私はこの、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたが、面的なこの取り組み、これが私は大事なのだろうというふうに思っております。ある会議においても、そうした面的な取り組みがどうしても必要なのだということで、県のほうにもそうしたものをお願いをさせていただいて、そうやって点と点ではなくて、あくまでも面的なことによって、誘客の関係が有効

になっていくというふうに捉えておりますので、その辺も、確かにそういうこともやることによって、非常に仕事もオーバーワークぎみになっていくことも心配していないわけではありませんけれども、その辺は協議をしながら、また取り組みをしながら考えていきたいなと思っています。

産業振興課長（近藤拓哉君） おはようございます。では、今ほど藤田議員のご質問の部分に関して答弁いたします。

決意についてということでございましたので、少し述べさせていただければと思います。今回の協定の締結を契機といたしまして、町観光の一層の振興を図ってきたいというふうに当然考えております。また、私自身、町観光協会の事務局長のほうをさせていただいておりますので、そういった立場からも今回の部分、こちらをチャンスと捉えまして、佐渡市と、また関係する皆さんと一緒に協議いたしまして、より一層この協定の内容が具体的なものとなるようにしていきたいと精いっぱい考えておりますので、今後とも取り組みのほうを進めていきたいと思っておりますので、しばらく時間かかるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

7 番（藤田直一君） 決意を聞かせていただきましてありがとうございます。私は素人ですので、この協定に基づく町としてのどういう取り組み方をしていったらいいのかというのの判断はつきません。しかしながら、この取り組む事業を何としても成功をさせてもらわなければならない。その覚悟を担当する課としてはしっかりと自覚して、今までもいろんな事業に町の商工会と、町と、そしていろんな事業に取り組んできた窓口の経過もある中で、実態がどうだったかというのは、担当した課しか分からないこともいっぱいあると思うのです。ここが手落ちだった、もっとこう進めるべきでよかった、もっと頻繁に協議をするべきだった、もっと早く調整をするべきだった、いろんな問題もあると思うのです。そういうことをしっかりと、今までの経験が無駄にしないようにして、この事業に命をかけて取り組んでもらいたい。

そして、予算がないなんていうことがないように、しっかりと必要な予算は町長、出してくれと。これくらいかかる。財政調整基金はいっぱいあるのでないか。それぐらいの気持ちで、しっかりと物を申す担当課であっていただきたいと思います、決意を聞かせていただきたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 先ほど担当課長が申し上げましたけれども、本当にまたとないチ

チャンスです。本当にまたとないチャンスですので、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

担当課長からも決意を。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの藤田議員のご質問の部分に答弁いたします。

改めて決意の部分です。先ほど申し上げたように、これからスケジュールだとか内容を詰めていくことになります。その内容に応じてになりますけれども、当然必要な経費等出てくると思います。その辺の部分は、これからまた予算査定等もございいますので、その中でしっかりと、中でまず協議のほう進めていきたいと思えます。予算獲得についても、皆さんがお考えになるような十分なものになるかどうか別として、精いっぱい頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

副議長（椿 一春君） 藤田議員の一般質問を終わります。

藤田議員の一般質問が終わりましたので、これで議長を交代します。

ここで暫時休憩をいたしますので、自席にてお願いします。

（副議長、議長と交代）

午前10時43分 休 憩

午前10時44分 再 開

議長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時44分 散 会

別紙

令和 6 年 第 4 回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第 3 号 令和 6 年 9 月 1 0 日（火） 午前 9 時開議			
日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
		開議	
第 1		一般質問	

第 4 号

(9 月 19 日)

令和6年田上町議会
第4回定例会会議録
(第4号)

1 招集場所 田上町議会議場

2 開 会 令和6年9月19日 午後1時30分

3 出席議員

1番	吉原亜紀子君	8番	渡邊勝衛君
2番	轡田禎君	9番	小嶋謙一君
3番	渡邊菜穂美君	10番	中野和美君
4番	青野秀幸君	11番	今井幸代君
5番	森山晴理君	12番	椿一春君
6番	小野澤健一君	13番	池井豊君
7番	藤田直一君	14番	高橋秀昌君

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

町 長 佐野恒雄	産業振興課長 農業委員会事務局長	近藤拓哉
副町長 鈴木和弘	町民課長 会計管理者	本間秀之
教育長 首藤和明	保健福祉課長	棚橋康夫
総務課長 田中国明	教育委員会 事務局 局長	時田雅之
政策推進室長 中野貴行	代表監査委員	丸山勝朗
地域整備課長 宮嶋敏明		

6 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡辺 明
書 記 板屋越 麻衣子

7 議事日程

別紙のとおり

8 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後1時30分 開 議

今日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 33 号 田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
の制定について

日程第 2 議案第 3 4 号 田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 35 号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第４ 議案第３６号 田上町使用料条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 田上町国民健康保険条例の一部改正について

議長（藤田直一君） 日程第１、議案第33号から日程第５、議案第37号までの５件を一括議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長（小野澤健一君）では、総務産経常任委員会に付託されました議案第33号について、審査の報告をいたします。

議案は、原案のとおり可決されました。

質疑がありましたので、その内容についてご報告いたします。

電子申請での必要書類の受け取りが郵送となっているが、郵便代は誰が負担するのか、郵送方法の区分は何かとの質疑に対して、受益者負担となります。郵送方法区分は、普通郵便ですとの答弁でした。

次、マイナンバーカードの非登録者は本電子申請を使えるのか、また手数料の割

引はあるのかとの質疑に対しまして、本人確認を必要としない申請は使用できます。
手数料の割引はありませんとの答弁でありました。

以上、報告申し上げます。

議長（藤田直一君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、
ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 中野和美君登壇）

社会文教常任委員長（中野和美君） それでは、社会文教常任委員会に付託されました
議案の報告をいたします。

議案第34号は老人の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるものの条例
の一部改正。

議案第35号はひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正で、食事に関
する助成額が30年ぶりに引き上げられたことを改正するものです。

議案第36号は老人憩いの家心起園・老人福祉センターの60歳以上の者の使用料を
年間1,000円から2,000円に改めるもので、令和7年4月1日より施行するものです。

議案第37号は国民健康保険条例の一部改正で、被保険者証の返還についての罰則
の欄を改正するものです。

特に質疑等はなく、4議案全て可決です。

以上、報告を終わります。

議長（藤田直一君） 委員長の報告が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご
苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第33号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、議案第37号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 令和6年度田上町一般会計補正予算(第2号)議定について

日程第7 議案第39号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議定について

日程第8 議案第40号 同年度田上町訪問介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（藤田直一君） 日程第6、議案第38号から日程第8、議案第40号までの3件を一括議題とします。

本件については、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

（総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 議案第38号について、審査の報告をいたします。

本議案は、原案のとおり可決されました。

質疑がありましたので、その内容についてご報告いたします。

総務費に関しては、防犯カメラの設置は計画的に行っているのか、設置の選定基準はあるのか、令和7年度の設置数は何基か、メンテナンスは実施されているのかとの質疑に対しまして、県の補助金を使つての事業であり、補助金次第であります。学校周辺及び駅周辺の死角となっている個所を優先して設置しています。来年度は、5基程度を予定しています。メンテナンスは、設置業者において実施していますとの答弁でした。

それから、農林水産費に関しては、猿へのGPS首輪の装着スケジュールはどうなっているのか、現在デフォルト状態となっている現行の首輪と同じものなのかとの質疑に対しまして、今手元に1個あり、全部で3個を用意し、そのうち1個を予備として、捕獲次第装着しますとの答弁でした。

商工費に関しては、当初予算に計上した信用保証料が不足している要因は何かとの質疑に対して、新型コロナウイルス関連融資が有利な条件となっており、金融機関において利用を促進したためと思われるとの答弁でありました。

以上でございます。

議長（藤田直一君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、

ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

(社会文教常任委員長 中野和美君登壇)

社会文教常任委員長(中野和美君) それでは、議案第38号から議案第40号までの報告をさせていただきます。

議案第38号は、2款で主なものは、郵便料金値上げによる通信運搬費とマイナンバーカードの県の出張申請に係る費用の補正です。

3款民生費では幼児園のAEDと洗濯機の購入、4款衛生費では返還金等の整理をしたものです。

10款教育費では、総合型公務支援システムの導入、指定寄附金による遊具や図書の購入、地域学習センター図書司書の引継ぎに係る会計年度任用職員の人件費の補正です。

質疑の中身といたしまして、総合型公務支援システムの導入ではメリットやランニングコストについての質疑があり、教員にとっては異動があっても県内で共通して利用できるというメリットがあります。県の取り組みではありますが、国庫補助が減額されたため、一部負担となってしまいました。ランニングコストはまだ概算でしたか分からないということです。

議案第39号は、所得の確定による納付金の補正です。

議案第40号は、償還金と一般会計への繰出金の補正です。

3議案とも全議案可決です。

以上、報告を終わります。

議長(藤田直一君) 委員長の報告が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野委員長、ご苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に、議案第38号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、議案第40号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長(藤田直一君) 日程第 9、認定第 1 号から日程第16、認定第 8 号までの 8 件を一括議題とします。

本件については、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査の結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

(決算審査特別委員長 中野和美君登壇)

決算審査特別委員長（中野和美君） これより令和5年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号から認定第8号までの8件です。審査は、9月13日から18日の間の3日間にかけて開かれ、適正に予算が執行されているか、期待した成果が得られているのか、さらに改善を要する点はないのか慎重に審査を行いましたので、その概要と結果を報告いたします。

一般会計の歳入決算額は51億2,629万8,000円、歳出決算額は48億8,654万3,000円、歳入歳出差引額2億3,975万5,000円となり、翌年度への繰り越すべき財源588万3,000円を差し引いた実質収支は2億3,387万2,000円の黒字となりました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5月より5類感染症に移行となり、日常を取り戻しつつも、物価高騰や記録的猛暑による米の品質低下などの対策に追われる年でした。

審査結果は、付託されました認定第1号から第8号まで、8件全て認定です。

3日間での質疑数は80件、総括質疑は2件でありました。

総括質疑では、1つ目は竹林等環境整備事業補助金200万円の事業検証結果について、2つ目は有害鳥獣対策事業の在り方についてがありました。

質疑内容を抜粋して申し上げますと、歳入全般のところでは、国民健康保険で国外への転出により回収不能になってしまう対応については、就労で来ている場合には商工会などを通じて納付をお願いしていく。

2款選挙費では、投票率が下がった要因については、20代の投票率が低いので、上げていく努力をしていく。

庁舎の管理について、役場駐車場の消灯時間が早く、暗く転倒の危険があり、交流会館の閉館時間に合わせて役場駐車場の消灯時間を調整してはとの質疑がありました。

3款では、学童保育の長期休暇中の給食提供について質疑があり、協議は始めていて、来年度に向けて準備したいとのことでした。

4款衛生費では、臨床心理士の導入成果については、専門家のアドバイスが受けられ、親御さんから大変好評であったとのことでした。

屈折検査機の成果としては、令和5年度に購入し、令和6年度4月より検査で弱

視の疑いのある子を見つけることができたとのことでした。

6 款では、記念樹贈呈事業について、出生数30人に対し 4 人しか希望者がいなかったことについて、鉢植えに変更するなど事業の見直しの時期に来ているのではないかと質疑がありました。

園芸作物等振興支援金は200万円の予算で達成率が34.5%の69万円。種や資材が高騰する中、書類作成の難しさや支援金額の面で改善が必要なのではないかと質疑がありました。

7 款では、ごまどう湯っ多里館事業では、以前には毎分400リットルの湯量、今回の浚渫前は毎分70リットル、浚渫後は250から260リットル、今現在毎分180リットルということで、詰まらないようにするためにどう維持管理していくのか質疑がありました。

販路開拓支援事業補助金は、要望があれば補正予算で対応してもよいのではという質疑がありました。

8 款では、暮らし応援リフォーム補助金や田上町マイホーム取得支援補助金について、施工業者にも申請者にもよく、マイホーム補助金は17件中 9 件が町外者の移住につながったことから、次年度も前向きに取り組みたいとのことでした。

水道事業会計では、収益減と今後の値上げの可能性についての質疑があり、経費削減に努め、値上げせずに取り組んでいきますとの答えでした。

審査全般について、執行の取り組み、成果、考え方を質疑を通して明らかにし、次年度以降の予算編成につながっていくものと考え、期待いたします。

以上、委員長報告を終わります。

議長（藤田直一君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。中野決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

これから一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番（高橋秀昌君） 私は、令和 5 年度の当初予算案には反対を表明しました。その理由の一つは、学校給食の月額500円の値上げ計画でした。2 つは、令和 4 年度実施

した農業者への物価高騰対策と農業者経営継続支援金が令和５年度当初予算には全く盛り込まれていなかったことからであります。

しかし、令和５年度の補正予算で、１つは学校給食費１か月分ではありましたが、無償にします。２つは、異常気象が原因で田上産米の生産物で１等米が１俵もなかったということから、１０アール当たり５,０００円、総額２,４６１万円余りを町が支出し、支援します。３つは、令和５年度当初予算からではありますけれども、０歳から高校卒業までの医療費助成の自己負担分を入院に限ってではありますが、無償化を実現いたしました。これに係る経費は１６万３,０００円余りです。

以上のことから、住民に寄り添った行政に一步前進したと評価いたします。今年度４月１日現在、子ども医療費助成事業で入院も通院も完全無料化している自治体は、阿賀野市、粟島浦村、阿賀町、弥彦村、出雲崎町、小千谷市、魚沼市、湯沢町、糸魚川市の９自治体に広がっています。田上町がぜひとも１０番目の完全無料の自治体になることを求めたいと思います。学校給食への助成は、令和６年度は２か月分としました。令和７年度は、学校給食無償化に向かってさらに前進することを求めます。

鳥獣外対策は、熊、猿、イノシシの出現がない田上町を目指して、１年でも早く抜本的対策を取ることを求めたいと思います。農業の危機的状況の下で政府に要求すると同時に、田上町で可能な支援策を予算化すること。

以上、強く求めて賛成討論といたします。

議長（藤田直一君） ほかに討論はありますか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） これで討論を終わります。

最初に、認定第１号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第１号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第１号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第２号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第２号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第7号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

最後に、認定第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。認定第8号は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第17 請願第2号 護摩堂山頂トイレ改善に関する請願について

議長(藤田直一君) 日程第17、請願第2号を議題とします。

本件については、所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものです。

審査結果について、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 小野澤健一君登壇)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 請願第2号の審査の報告をいたします。

本請願は、趣旨採択となりました。

紹介議員に対して、署名活動で使用了配布のビラの提出要請を行い、内容を確認をいたしました。

その後、賛成、反対、請願文書内容の一部に賛同できないが、趣旨には賛同できるとの趣旨に賛成のそれぞれの討論がございました。

以上です。

議長(藤田直一君) 委員会の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長(藤田直一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。小野澤委員長、ご苦労さまでした。

これから討論を行います。

まず、採択に反対の発言を許します。

6番(小野澤健一君) 私は、1,500人もの署名の重みを感じつつも、一方で請願の内容に違和感を持つことから、先鋭的反対ではなく、問題提起を伴う反対の立場から討論に参加をいたします。

護摩堂山に関して、ここは最近「宝の山」と言う形容詞がつくようになりました。自然豊かで気軽に登れる山であり、言い得て妙であります。本来自然とは、人間に

とって不便なものです。自然が豊かであればあるほど不便さは増します。

一方、便利さとは人間中心の人工的なものであり、それは本来の自然とは相入れないものであります。訪れる人にとって護摩堂山の魅力は、便利で都合のよい人工的な快適さではないはずです。

昨今の議論及び本請願の内容は、山頂のトイレありきで、その設置ないしは修繕費用が云々というものであります。木を見て森を見ない議論のその原因は、ひとえに護摩堂山をどう捉え、どうしたいのかという町の方針、意思表示がなされていないことに起因しています。

現状、護摩堂山登山道には入り口を含めて2か所のトイレが整備されており、全くトイレがない状態ではありません。中腹にあるトイレは休憩所も併設しており、請願でも言っているようにむしろ恵まれた環境にあります。

山頂に広いスペースがある山として対照的なのが、村上の臥牛山、通称お城山、村上城址の跡です。トイレは登山口入り口の1か所だけです。護摩堂山と同様に城址跡であり、幼稚園児も度々登る市民の憩いの場となっています。上杉謙信も落とせなかった城として、地元の人々の自慢であり、誇りとなっています。山頂にトイレのない不満は外部の人たちのものであり、地元の人にとっては特別な山であり、石垣も当時の姿で保存されています。山頂にトイレがないことについて、地元の人には何の違和感も持たず、当然のこととして受け止めています。そこには臥牛山、通称お城山をどう捉え、どうしていくのか、村上市の明確な方針の下、あえて山頂にトイレを設置しないという意思表示があり、かつ住民との合意形成があります。

本請願の要望内容に関しては、パーツごとの議論ではなく、本来の護摩堂山をどう捉え、どうしていくのかといった本質的な議論を経て、設置ないし修繕の可否を決める必要があると問題提起をして、現状では反対いたします。

以上です。

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

2番（轡田 禎君） 私は、請願に賛成の立場から討論に参加いたします。

今回の請願事項は、至ってシンプルです。1つ、護摩堂山頂トイレを水洗洋式化すること。2つ目、護摩堂山頂トイレを安心・安全に使うための環境改善に最大限の努力をすること。この2つだけです。

護摩堂山は、ご存じのとおり、田上町民のみならず、近隣はもとより、他県からも人を呼び寄せるとても魅力的な山です。私は田上生まれ、田上育ちですので、小さい頃からよく護摩堂山に登ってきました。約40分で登れる手軽さ、咲き誇るアジ

サイ、県庁、佐渡、遠くは粟島まで見晴らせるすばらしい眺望。田上小学校校歌にもうたわれている護摩堂山は、まさに田上町のシンボルです。

以下、私がこの請願に賛成するポイントを3つ説明いたします。まず1つ目、山頂に市街地にあるようなトイレは不要との理屈ですが、これは私も理解しております。しかし、護摩堂山を弥彦、角田山と、他の県内の山と同列に論ずることには無理があると私は考えます。まず、それらの山と標高、所要時間、難易度も大きく異なるからです。オールシーズン、老若男女、ましてや犬を連れて誰でもいつでも登れるのは護摩堂山だけです。護摩堂山は今や山ではなく、老若男女の健康増進を支えるハイキングコースであると考えます。体力づくり、体力維持に適した公園と言えるかもしれません。そして、田上町の顔となっています。田上町に来たきっかけが護摩堂山だという方も多いと思われます。そんな場所には、誰もが安心して快適に使えるトイレは必須と考えております。

2つ目のポイントとして、既に今も山頂のトイレがあるからいいではないかという意見もありますが、今のトイレのおかげで実は多くの登山客を逃していることを把握しているでしょうか。小さい子ども、高齢者、若い女性は行き先を選ぶとき、ネットなどでトイレの有無やその状態をととても大きなポイントとして捉えております。今の山頂トイレは、その時点で行き先のほうから落ちております。

3つ目、財政の面からですが、山頂トイレ改善には当然少なからぬ予算が必要となります。しかし、それは10年後、20年後の田上の将来に向けた投資であると考えます。決してただ箱物を造っただけという浪費にはなりません。山頂トイレの改善は確実に多くの方の喜びと安心に結びつき、田上町のイメージアップ、ひいては人口増加まで見通せるこの上ない良策だと私は考えております。トイレ改善の手段は様々にあると思います。日々技術は進化しており、よりローコストで、より環境に負荷をかけないトイレが開発されております。請願文中にもほんの一、二例ですが、紹介されていますが、どんなトイレにするかはこれから時間をかけて吟味していけばいいことです。まず一歩進めるべきです。ここで立ち止まってはなりません。財政に体力のある今こそ、次なる50年に向けての施策を打つべきです。今まで、そしてこれからも多くの方々から愛され、必要とされる護摩堂山であるために現状のトイレの改善は必須と考えます。1,500人を超えるトイレ改善を求める署名が何にも勝るその必要性を強く訴えています。

以上をもって賛成討論といたします。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

13番（池井 豊君） 私は、この請願に賛成の立場で、採択すべきの立場で討論に参加します。

今から31年ほど前でしょうか、当時の商工観光課長の時代に、私は損害保険会社の研修生として護摩堂山に関するリスクを調べる意見交換をしたことがありました。何度も護摩堂山に登って、様々なりスクを調べてまいりました。そのとき感じたことは、護摩堂山には手すりがあり、それも寄りかかると倒れそうな手すりもあったり、それからフェンスがあり、フェンスもさびている部分もあったり、それから整備された階段がありました。以上のことから、ここは施設所有者の管理責任が及ぶ整備がされている、いわゆる公園であるというふうに認識できるのではないかと当時の商工観光課長に提案し、施設所有者管理賠償責任保険をつけるべきではないかというような話をしたことがありました。言わば山の中に造られた公園に今なっているのです。田上町がそういう整備をしてきたのです。ですから、公園であればトイレが設置されて、有効なトイレ、ここの請願項目にあるように、安心・安全に使える、環境整備が最大限努力される、その必要性はあると思っています。

また、町では、観光施設として椿寿荘があります。椿寿荘は、多くの観光客が来る11月を中心に仮設トイレを置き、通常のトイレがあるのに仮設トイレを置き、利用者の便宜を図る整備を行っています。椿寿荘と護摩堂山あじさい園、整備基準が曖昧過ぎると思っています。人を集めるように、10万人の人が来ると言われていますが、3万株のアジサイがあるというふうにPRをし、人を集めるようにしていくならば、当然安心・安全なトイレを造る環境整備の最大限の努力をする、これは町に課せられたことだと思います。これをしっかりと認識して、この請願事項をしっかりと受けて、私は賛成の討論といたします。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

3番（渡邊菜穂美君） 私は、護摩堂山頂トイレ改善に関する請願書について、賛成の立場から討論をいたします。

登山とは、登山者自身が携帯トイレなどを準備し、登るものであり、中腹にあれば山頂にトイレは必要ないと護摩堂山についても思っていました。しかし、護摩堂山は私が考える山の定義とは違っていました。護摩堂山は、日々の健康維持に登る

方、走りながら歩きながらトレーニングして登る方がいる一方で、アジサイの季節をととても楽しみに県内外から毎年訪れる方、小学校や幼稚園では地域の名所や自然などに触れる屋外の身体的、精神的な健康活動、外でお弁当を食べる楽しさを感じingることを目的に遠足で登るなど、登山の理由も様々です。署名集めの際にも、サンダルで登っている方、お子さんを抱いたまま登る、つえをつきながら時間をかけ登っている方など、少し無理をすれば登れるのが護摩堂山でした。

護摩堂山は、小さな子から年配の方まで幅広い方が対象になり、気軽に登れる山で、山頂近くに茶屋、季節ごとに新緑、アジサイ、紅葉が楽しめる公園のような位置づけになっている山です。小さなお子さんの中には、山頂でお弁当を食べればトイレに行きたくなる子がいます。そんなとき中腹まで我慢して移動はできません。山頂のトイレは、先生が手をつないだままトイレに入る子もいれば、怖くてまどぐことさえできない子もいると聞いています。だからこそ、小さなお子さんが怖がらず、足の悪い方が痛むことなく利用できる清潔で安心で安全な洋式のトイレが必要であると考えます。

以上、賛成討論を終わります。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

12番（椿 一春君） 私は、この採択に賛成の立場で討論に参加いたします。

護摩堂山は、大切な町の財産となっております。高さや登る所要時間について、大人から子どもまで、ましてや幼稚園の遠足の場合にもなるほどの手軽さとなっております。山頂には、アジサイがあつたり、茶屋があつたり、公園的な機能を多く持っております。

現状のトイレは和式の汲取り式であり、トイレの造りからいって、汚れですとかにおいとかが目につくことがあります。現在の一般家庭においては、家庭ではトイレは洋式トイレが多くあります。当町でも、小学校、中学校を順次トイレの洋式化の事業化が進んでおり、順次トイレの洋式化がされております。こんな時代ですから、もう少しすると和式トイレの使い方が分からないというような世代が生まれてくるのではないのでしょうか。洋式トイレには、水洗式には、現行の汲取り式のままで設置できる簡易式のトイレですとかいろんな方式がありますし、1,500名もの方から希望されている多くの声を聞くと、やはりこれは採択すべきということで賛成の立場で討論をいたしました。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

5 番（森山晴理君） 私は、採択に賛成の立場で討論をいたします。

護摩堂山は、年間10万人訪れて、四季を通じて近郷で大変人気のある護摩堂山があります。山頂は公共トイレ等あり、誰でも快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、高齢者、障がい者、子どもたち、子ども連れなど、利用するあらゆる人が利用し、排せつ目的だけでなく、安心して安らげる空間が求められております。約40年前の和式トイレでは、現在の環境整備された時代に育った子どもたちが安心して快適に利用することはできません。利用者が快適に利用できる公共トイレの整備は、重要かつ不可欠な要素であります。多様な利用者の特性や人数を踏まえた適切なトイレを整備することにより、護摩堂山の観光のイメージアップにつながり、多くの住民の理解を得ることができ、誰もが笑顔になる環境整備であるため、賛成討論といたします。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

8 番（渡邊勝衛君） 私からは、採択に賛成の立場で討論に参加いたします。

昭和58年に建設された護摩堂山山頂トイレ。当時の小学生は、きれいで使いやすい山頂トイレで、多くの小学生が使用したそうです。この護摩堂山には、上野出身の佐藤秀三郎さんが寄贈された3万株のアジサイが登山者の目を楽しませております。年間10万人を超える人たちが訪れております。

その護摩堂山山頂トイレも、建設から40年以上が経過し、設備の老朽化により使用不可能な状態になっています。現地でトイレを使用したくても、使わずに外で用を足しています。それにより、環境への悪影響、防犯の面からも大きな問題となっています。

新潟市や三条市の小学生も遠足で訪れていますが、山頂に安全で安心なトイレがないとの理由で、多くの候補地から護摩堂ハイキングを外した小学校もあると聞いています。これからも多くの小学生が護摩堂山山頂トイレを使用する機会があるかと思います。そのためにもぜひ山頂トイレ改善に向けて町にもお願いするところです。

今後、護摩堂山登山者を増やし、湯田上温泉への宿泊者を増加させるために、護

摩堂山頂トイレ改善に関する請願の採択に賛成の討論といたします。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

10番（中野和美君） 戸外で用を足すときには、軽犯罪法が関わってきます。この法律は、国立公園にあっても適用されます。軽犯罪法は、用を足した者だけでなく、させた者にも適用されます。田上町は、トイレが不潔なことによって軽犯罪法違反させることになってしまっているのではないのでしょうか。特に女性や子どもは暗く不衛生なトイレを使用できず、草の中に下腹部を露出することになります。山頂ではとても気持ちよく食事をすることができますので、多く食後にも催してしまうことは当然の生理現象です。

トイレは、企業であったならその企業の内情の指針であるとも言われています。護摩堂山の山頂トイレは、田上町の顔の一つなのです。田上町には衛生的なトイレを設置する義務があると考えますので、請願に賛成です。

議長（藤田直一君） 次に、採択に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） 次に、採択に賛成者の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

議長（藤田直一君） これで討論を終わります。

（議長、14番、趣旨採択の動議の声あり）

（賛成の声あり）

議長（藤田直一君） ただいま高橋議員より趣旨採択の動議があり、所定の賛成者がいますので、動議は成立します。

趣旨採択の説明のため、高橋議員の発言を許します。

14番（高橋秀昌君） この請願は、趣旨採択とすべきです。その理由は、請願者は護摩堂山山頂トイレを水洗洋式化すること及び山頂トイレを安心・安全に使える環境改善を求めています。

一方、その方法として、バイオマス式水洗トイレまたは軽自動車トイレカーを示していますが、いずれも使用容量に大きな制限があります。軽自動車のトイレは20回程度での利用で、麓まで移動し、処理する必要があります。バイオマストイレは無

水式、つまり水を使わない方法と水循環式があります。無水式では、発酵菌を購入することと、発酵菌を培養する素材が必要となり、しかも定期的に交換する必要があります。利用者は、この下の素材や自らの排せつ物が直接見えるなど課題があります。さらに、攪拌をして発酵菌の活動を助ける必要があるわけですが、これには電気が常時必要であります。水循環式は、一般の水洗トイレのような感じで使用できますから、使用される方はほとんど問題なく使用できますが、処理タンク内を循環させる必要があります、これには電気が必要であります。

これまで少なくない議員の方々が一般質問で護摩堂山のトイレを取り上げ、その際に町長は率直に言えば事実上認める発言をしてきませんでした。これは私が考えるに、まず田上町の水道の特徴からして、田上町の水道は加圧式ではなくて落差式なのです。それ落差式ですから、あの頂上270メートルまで持ち上げていくには相当の労力が必要だということ。それから、電気をあそこまで持っていくには、工事はもちろんのことですが、冬の管理も町の責任としてやるわけですから、相当の資金が必要だと感じました。

私は請願者の願いを実現させる方法としては、現在のトイレを活用して、水をほとんど使わず、しかも洋式であり、さらに室内の暗さは電池を使った人で感知をする電池方式、これは相当の期間使うことが可能であります、そういう方法も含めて検討すべきだと考えております。請願者の護摩堂山トイレを水洗洋式化することや山頂のトイレを安心・安全に使えるようにしてもらいたいというこの要請は妥当な要請であり、趣旨採択とすべきであります。

終わり。

議長（藤田直一君） 本件の採決方法は、採択、不採択、ほかに趣旨採択を加えて採決を行うことに賛成の方起立を願います。

（起立少数）

議長（藤田直一君） 起立少数であります。したがって、本件の採決方法に趣旨採択を加えることは否決されました。

次に、請願第2号を採択することに賛成の方起立願います。

（起立多数）

議長（藤田直一君） 起立多数であります。したがって、請願第2号は採択とし、町長に送付することに決定しました。

日程第18 議員派遣の件について

議長（藤田直一君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について

議長（藤田直一君） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申請書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

佐野町長からご挨拶をお願いします。

町長（佐野恒雄君） 議会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日から本日までの14日間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。ご提案申し上げました議案につきまして、慎重審議の上、それぞれご決定をいただき、誠にありがとうございました。特に今議会は令和5年度の決算審査の議会でもあり、長期間の議会となりました。多くのご意見あるいはご提案をいただき、大変ありがとうございました。皆様方からいただいたご意見につきましては、今後の町政運営にできるだけ反映していきたいと考えております。

さて、農林水産省が発表いたしました2024年産米の作柄概況によりますと、新潟県全体は平年並みと見込まれております。また、JA全農新潟によると、猛暑や水

不足に見舞われた前年に比べ、今年は気候が比較的安定し、主力のコシヒカリの1等米比率は9月11日現在で95%以上と高水準を維持しているとのこと。さらに、コシヒカリ1等米の仮渡金も大幅に増加するなど、農家の皆様方もほっとしているところではないでしょうか。私自身も昨年があり、非常に心配をしておりまして、これらの報道等を耳にし、大変安堵しておるところでございます。まだまだ収穫が終わるまで予断を許すことはできませんが、今後台風等により天候が大きく崩れないことを祈るばかりです。

最近ようやく朝晩は幾分涼しくはなってきましたが、まだまだしばらくの間は平年より気温がかなり高くなる見込みとの予報も出ております。議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。本当に長丁場ご苦労さまでした。ありがとうございました。

議長（藤田直一君） 以上をもちまして、令和6年第4回田上町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時36分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月19日

田上町議会議長 藤 田 直 一

田上町議会副議長 椿 一 春

田上町議会議員 森 山 晴 理

田上町議会議員 小 野 澤 健 一

別紙

令和6年 第4回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第4号 令和6年9月19日（木） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第33号	田上町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について	原案可決
第2	議案第34号	田上町番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について	原案可決
第3	議案第35号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第4	議案第36号	田上町使用料条例の一部改正について	原案可決
第5	議案第37号	田上町国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
第6	議案第38号	令和6年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第7	議案第39号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について	原案可決
第8	議案第40号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第9	認定第1号	令和5年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議 案 番 号	件 名	議決結果
第12	認 定 第 4 号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
第13	認 定 第 5 号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
第14	認 定 第 6 号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
第15	認 定 第 7 号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定
第16	認 定 第 8 号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認 定
第17	請 願 第 2 号	護摩堂山頂トイレ改善に関する請願について	採 択
第18		議員派遣の件について	決 定
第19		委員会の閉会中の継続調査について	決 定